

糸島市公共施設等総合管理計画

第1期アクションプラン (2019年度～2030年度)

2019年3月

糸島市

(2021年11月 一部改訂)

公共施設等総合管理計画 第1期アクションプラン

目次

I アクションプランの概要

1 策定の背景	1
2 目的、位置づけ	1
3 計画期間	2
4 基本的な考え方	3

II 第1期アクションプランにおける取組

1 公共建築物における施設類型別の取組	5
(1) 市民利用施設：市民文化・コミュニティ関連施設	5
● コミュニティセンター	5
● 図書館	11
● 博物館等（博物館、資料館など）	13
● その他施設（男女共同参画センター、伊都文化会館など）	17
(2) 市民利用施設：スポーツ施設	20
● スポーツ施設（体育館、野球場など）	20
(3) 市民利用施設：産業・観光施設	27
● 産業振興施設（ワークプラザ、応援プラザなど）	27
● 観光施設（白糸の滝、公衆トイレなど）	30
(4) 市民利用施設：学校教育施設	33
● 小学校	33
● 中学校	42
(5) 市民利用施設：保健福祉施設	46
● 保健衛生施設（丸田納骨堂、斎場、急患センター）	46
● 健康・社会福祉施設（あごら、ふれあいなど）	49
● 高齢者福祉施設（二丈苑、はつらつ館など）	53
● 児童福祉施設（子育て支援センター、児童クラブなど）	57
(6) 行政施設：行政施設	63
● 庁舎等（市役所、交流プラザなど）	63
● 教育施設（教育センター、教育相談室など）	72
● 消防施設（消防本部、消防署出張所、分団詰所）	74
● 環境施設（クリーンセンター、し尿処理センターなど）	80
● その他施設（貸付等施設、小水力発電所など）	83
(7) 都市関連施設：市営住宅	88
● 市営住宅	88

公共施設等総合管理計画 第1期アクションプラン

(8) その他：その他	95
● その他施設（納骨堂、農業関連施設）	95
2 リーディングプロジェクト	97
(1) 志摩初地域施設再配置事業	97
(2) 市民・人権センター（仮称）事業	103
3 インフラ施設における施設類型別の取組	106
(1) 都市関連施設：都市基盤施設	106
● 市道	106
● 橋りょう	108
● 農道	110
● 林道	112
● 林道橋	114
● 河川	116
● 農業用施設（ため池等）	118
● 排水機場	120
● 都市公園（公園）	124
● 都市公園（公園公衆便所等）	126
● 公共交通関連施設	136
(2) 都市関連施設：漁港	142
● 漁港	142
(3) 公営企業会計施設：上水道施設	144
● 上水道（水道管）	144
● 上水道（施設）	146
(4) 公営企業会計施設：下水道施設	148
● 下水道（下水道管）	148
● 下水道（施設）	150
Ⅲ アクションプランの推進に向けて	
1 第1期における目標	153
2 市民参画による取組の推進	156
3 取組の推進体制	157
4 進行管理と見直し	158
5 財政計画との整合	159
6 第2期に向けた考え方	160
参考資料 用語の説明（50音順）	161

I アクションプランの概要

1 策定の背景

我が国では、全国的な傾向として、多くの公共建築物及びインフラ施設（以下「公共施設等¹」という。）が高度経済成長期から整備されており、その老朽化対策が大きな課題となっています。

この課題に対応するため、国は平成26年4月に地方公共団体に対し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、「公共施設等総合管理計画」の策定を要請しました。

国の要請に基づき糸島市では、本市を取り巻く社会状況と公共施設等の現状を把握し、2017年度から2060年度までの44年間という長期的な視点に立ち、公共施設等に対する基本的な方針を定めた、「糸島市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）を平成29年2月に策定しました。

総合管理計画においては、現在の財政規模で既存の公共施設等をそのまま保有することは困難であるため、以下のとおり基本原則を定めています。

【公共建築物】	i 量を減らす（総量削減）	ii 組み合わせる（複合化）
【インフラ施設】	i 長く使う（長寿命化）	ii 費用を抑える（費用抑制）



また、具体的な目標として、現在保有している公共建築物の延床面積を25%削減することを定めています。

この目標を達成し、将来にわたって真に必要な市民サービスを提供できるようにするためには、人口の推移や財政状況を考慮しながら、公共施設等の質・量・コストが最適な状態になるよう長期的な“公共施設マネジメント”の取組が求められます。そのため、総合管理計画では、2019年度から12年間の第1期とし、その後10年間毎に第2期、第3期及び第4期とする具体的なアクションプランを策定することとしています。

2 目的、位置づけ

アクションプランは、総合管理計画に基づき、具体的な施設の複合化²や統廃合等による公共施設等の最適化を図るとともに、施設の改修・建替え（更新）等の発生時期を見通したうえで、分野横断的な視点を踏まえ、事業化する時期の平準化³による安定的な財政運営を図るための行動計画として策定するものです。

そのため、アクションプランでは、個別の公共施設等について、いつ、どのような取

¹ 公共施設、公用施設その他の地方公共団体が所有、管理する建築物その他の工作物。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、畜場、浄水場、汚水処理場等）等も含む包括的な概念。

² 複数の施設を統合して複数の機能を持った施設とすること。様々な施設の組み合わせが可能で、統合により規模を縮小しながらも機能の拡充が図られ、多様なニーズへの対応や多世代の市民利用などが実現できる。

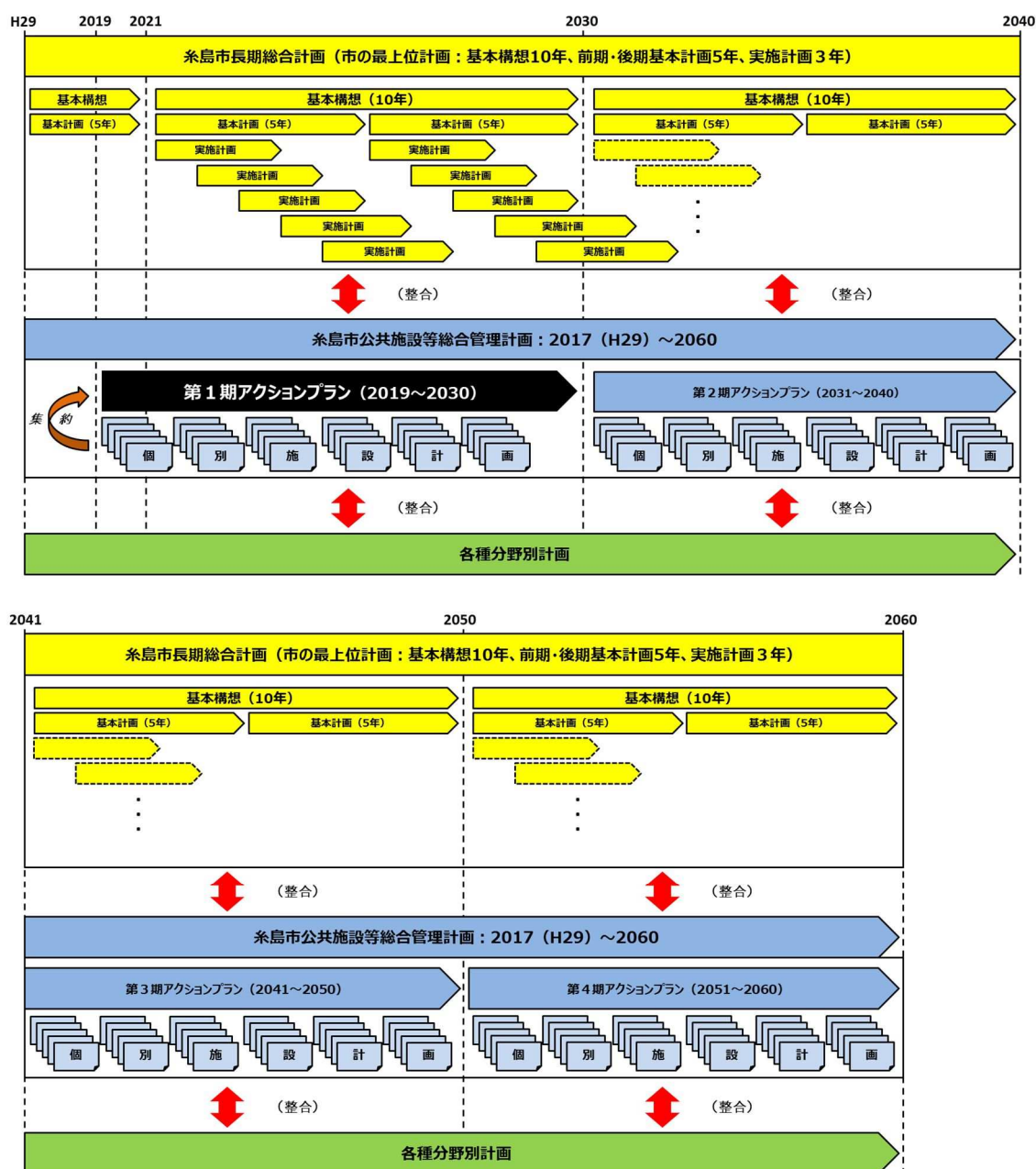
³ 凹凸のあるものを均して平らにすること。

組をしていくかの具体的な方針を定めることにより、安定的な財政運営と公共施設等の最適な配置の実現を目的としています。

なお、アクションプランは総合管理計画の実効性を高めるため、本市の最上位計画である第1次糸島市長期総合計画⁴と整合を図りながら、着実に推進していきます。

3 計画期間

アクションプランは、総合管理計画の期間を4期に分け、その期間における具体的な取組を取りまとめたものであり、第1期については、2019年度から2030年度までの12年間を計画期間とします。



⁴ 本市が取り組むべき政策・施策の拠りどころとなる計画。第1次の計画期間は平成23年度から平成32年度までの10年間。前期基本計画期間5年、後期基本計画期間5年に分かれている。

4 基本的な考え方

第1期アクションプランでは、総合管理計画の基本理念、取組方針、基本原則に基づき、以下の考えに沿って、今後12年間で実施する公共施設マネジメントの取組を推進します。

➡ 公共建築物の総量を削減

現在提供しているサービスの水準を出来る限り維持しながら、公共建築物の延床面積の総量を削減します。

➡ 施設（機能）の複合化、集約化

施設の総量削減については、複合化、集約化⁵等の手法により取り組むことを基本とします。なお、複合化等について施設ありきで検討するのではなく、必要なサービスを維持しながら機能を複合化することで、総量を削減していくことを検討します。

➡ 安全確保を最優先

公共施設は不特定多数の市民が訪れ、様々な活動が営まれているとともに、災害時の避難場所に指定されている施設など、防災上重要な施設もあるため、施設の安全確保を最優先に対応します。

なお、維持することが困難と判断した施設については、安全確保の観点から、施設廃止も含めて検討します。

➡ 施設の長寿命化

定期点検等の実施や予防保全⁶に取り組むことで、公共施設等の長寿命化⁷を図ります。なお、公共建築物については、職員を含む施設管理者が効率的・効果的な自主点検が実施できるよう、「施設点検マニュアル」の策定に取り組みます。

➡ 維持管理・修繕・更新等に係るコストの削減

施設の適切な維持管理、定期点検等による劣化状況等の結果とともに、施設の重要度を踏まえ、計画的な修繕、改修、建替え（更新）等を実施します。

なお、予防保全や時期を捉えた修繕を実施することで、長期的な視点でのコスト削減に取り組みます。

⁵ 複数の施設を統合すること。特に、同じような種類の施設を統合する場合は、効率的な運営が可能となり、規模を縮小しながらも機能の重点化や充実化を図ることができる。

⁶ 各種機器等の保守を故障等の不具合が発生する前に計画的に行うこと。時間（期間）を基準としたり、状態を基準としたりする方法などがある。

⁷ 既存施設の定期保全や改修等により、施設の耐久性や機能水準を維持向上させ、長く使用できるようにすること。

➡ **誰もが使いやすい公共施設へ**

公共施設等は年齢や性別等の違い、障がいの有無等に関わらず、すべての人が利用でき、また利用しやすい施設である必要があります。

そのため、施設の大規模改修や建替え（更新）を実施する場合は、ユニバーサルデザイン⁸を考慮し、施設の充実に取り組みます。

⁸ すべての人にとって、できる限り利用可能であるように、製品、建物、環境をデザインすること。

Ⅱ 第1期アクションプランにおける取組

1 公共建築物における施設類型別の取組

(1) 市民利用施設：市民文化・コミュニティ関連施設

● コミュニティセンター

① 対象施設

施設名称	建物延床面積	主施設の 建築年度	築年数	主施設 の構造	耐震 診断	耐震 補強	指定 管理
波多江コミュニティセンター	1,532.96 m ²	2013	5	S造	—	不要	
東風コミュニティセンター	926.17 m ²	2005	13	S造	—	不要	
前原コミュニティセンター	1,202.92 m ²	1993	25	RC造	—	不要	
前原南コミュニティセンター	820.98 m ²	1984	34	RC造	—	不要	
南風コミュニティセンター	893.14 m ²	2002	16	S造	—	不要	
加布里コミュニティセンター	836.27 m ²	1997	21	RC造	—	不要	
長糸コミュニティセンター	701.71 m ²	1994	24	RC造	—	不要	
雷山コミュニティセンター	696.14 m ²	1993	25	RC造	—	不要	
怡土コミュニティセンター	677.67 m ²	1986	32	RC造	—	不要	
一貴山コミュニティセンター	656.39 m ²	2010	8	S造	—	不要	
深江コミュニティセンター	2,470.48 m ²	1998	20	SRC造	—	不要	
福吉コミュニティセンター	745.39 m ²	2010	8	S造	—	不要	
可也コミュニティセンター	1,664.65 m ²	1984	34	SRC造	—	不要	
桜野コミュニティセンター	497.00 m ²	2001	17	RC造	—	不要	
引津コミュニティセンター	837.64 m ²	1990	28	SRC造	—	不要	
コミュニティセンター 合計	15,159.51 m ²						

凡例) S造：鉄骨造 RC造：鉄筋コンクリート造 SRC造：鉄骨鉄筋コンクリート造

—：「新耐震基準⁹」で建築されているため、耐震診断が不要のもの

不要：「新耐震基準」で建築されている、又は旧耐震基準¹⁰で建築されているが、新耐震基準に準拠している、あるいは耐震診断により耐震性が確保されていたため、耐震補強が不要のもの

② 現状と課題

- ・ 築30年以上経過している建築物が3館あり、老朽化が著しい施設があります。

⁹ 1981（昭和56）年6月1日以降の建築確認（建築確認済証の交付日）において適用されている基準のこと。

¹⁰ 1981（昭和56）年5月31日までの建築確認（建築確認済証の交付日）において適用されている基準のこと。

- ・ 各施設とも老朽化に伴う不具合が頻発し、修繕が続いている状況であるため、計画的な大規模改修を行う必要があります。
- ・ 公民館のコミュニティセンター¹¹化を推進するとともに、地域の実情に応じた利用しやすい施設にするための検討が必要です。

③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針（総合管理計画 P.37）

【主な方針 ⇒ 複合化、長寿命化など】
 コミュニティセンター化及び学校施設など近隣施設との複合化を基本に、地域の拠点づくりを検討する







④ 今後の具体的な方向性 ↩見直し

※ ➡ は維持

施設名称	方向性		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
	機能	建物													
波多江 コミュニティセンター	維持	維持	➡												
東風 コミュニティセンター	維持	維持	➡												
前原 コミュニティセンター	維持	維持	➡												
前原南 コミュニティセンター	拡大	更新	➡	更新	更新	➡									
南風 コミュニティセンター	維持	維持	➡												
加布里 コミュニティセンター	維持	改修	➡										改修	改修	➡
長糸 コミュニティセンター	維持	改修	改修	➡				改修	改修	➡					
雷山 コミュニティセンター	維持	改修	➡			改修	改修	➡							
怡土 コミュニティセンター	維持	改修	➡	改修	改修	➡									
一貴山 コミュニティセンター	維持	維持	➡												

¹¹ 防犯や環境衛生など、地域の課題や問題をその地域に住む人々が自らの知恵と力で解決していこうという「まちづくり活動」を実践するための活動拠点。公民館は社会教育法に基づき運営されるが、コミュニティセンターは本市の条例に基づき運営する。

※  は維持

施設名称	方向性		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
	機能	建物												
深江 コミュニティセンター	維持	維持												
福吉 コミュニティセンター	維持	維持												
可也 コミュニティセンター	複合	複合 解体	 複合 解体											
桜野 コミュニティセンター	維持	維持												
引津 コミュニティセンター	維持	改修		改修	改修									

凡例) 複合解体：他の施設に複合後、建物を解体するもの

- ・ コミュニティセンター化を推進し、まちづくりのための活動拠点としての活用を目指します。
- ・ これまで築 40 年程度で建替え（更新）を実施してきましたが、今後は築 30 年程度を経過する時期に、施設の点検結果に基づく長寿命化等の必要な対策を施すことにより耐用年数を延伸し、建物の使用目標年数を 60 年とします。※ 法定耐用年数：50 年（RC 造・SRC 造）、38 年（S 造）
- ・ 将来的には近隣施設との複合化を方針としていますが、第 1 期においては顕著な人口減少は見られないため、現施設の継続利用を基本に、施設によって改修、建替え（更新）、複合を実施します。
- ・ 前原南コミュニティセンターについては他のコミュニティセンターと比較して老朽化が著しく、また、本市の人口増加施策の一つとして取り組んだ土地区画整理事業による人口増に対応するため、規模を拡大し、建替え（更新）を実施します。
- ・ 第 1 期期間内に改修等を行わないコミュニティセンターについては現状維持を基本とし、必要な修繕を行うとともに、予防保全を導入することで、中長期的なコスト削減に努めます。
- ・ 改修や建替え（更新）を行う際は、地域住民等と協議を行い、より使いやすい施設となるよう努めます。
- ・ 前原コミュニティセンターは、2023、2024 年度を目途に大規模改修を実施する予定でしたが、建物の状況等を考慮し、2029 年度以降に大規模改修を計画します。

⑤ 第1期に取組を実施する施設

施設名	前原南コミュニティセンター			
取組方針	取組内容			所管課
建替え（更新）	施設が老朽化しているとともに、伊都の杜行政区の新設により人口が増加しているため、建築から36年を経過する2020、2021年度を目途に建替え（更新）を実施する。なお、実施の際は利用見込みの分析及び機能の見直しなどを行い、地域住民とともに最適な機能等を検討する。			地域振興課
建築からの経過年数	現 在	34年	建替え時	36年
現施設の延床面積の推移	建替え前	820.98㎡	建替え後	1,200.00㎡
備 考				

施設名	加布里コミュニティセンター			
取組方針	取組内容			所管課
改修	建築から31年を経過する2028、2029年度を目途に大規模改修を実施する。なお、改修の際は利用見込みの分析及び機能の見直しなどを行い、地域住民とともに最適な機能等を検討する。			地域振興課
建築からの経過年数	現 在	21年	改修時	31年
現施設の延床面積の推移	改修前	836.27㎡	改修後	836.27㎡
備 考				

施設名	長糸コミュニティセンター			
取組方針	取組内容			所管課
改修	建築から30年を経過する2024、2025年度を目途に大規模改修を実施する。なお、改修の際は利用見込みの分析及び機能の見直しなどを行い、地域住民とともに最適な機能等を検討する。			地域振興課
建築からの経過年数	現 在	24年	改修時	30年
現施設の延床面積の推移	改修前	701.71㎡	改修後	701.71㎡
備 考	2019年度は空調設備の改修を実施			

施設名	雷山コミュニティセンター			
取組方針	取組内容			所管課
改修	建築から29年を経過する2022、2023年度を目途に大規模改修を実施する。なお、改修の際は利用見込みの分析及び機能の見直しなどを行い、地域住民とともに最適な機能等を検討する。			地域振興課
建築からの経過年数	現 在	25年	改修時	29年
現施設の延床面積の推移	改修前	696.14㎡	改修後	696.14㎡
備 考	2024年に倉庫の改修を予定			

施設名	怡土コミュニティセンター			
取組方針	取組内容			所管課
改修	建築から35年を経過する2021、2022年度を目途に大規模改修を実施する。なお、改修の際は利用見込みの分析及び機能の見直しなどを行い、地域住民とともに最適な機能等を検討する。			地域振興課
建築からの経過年数	現 在	32年	改修時	35年
現施設の延床面積の推移	改修前	677.67㎡	改修後	677.67㎡
備 考				

施設名	可也コミュニティセンター(★)			
取組方針	取組内容			所管課
【機能】複合 【建物】複合 解体	2030年度を目途に、「健康福祉センターふれあい」の機能を「あごら」に集約した後の建物を大規模改修し、コミュニティセンター機能を複合する。なお、改修の際は利用見込みの分析及び機能の見直しなどを行い、地域住民とともに最適な機能等を検討する。			地域振興課
建築からの経過年数	現 在	34年	複合解体時	46年
現施設の延床面積の推移	複合解体前	1,664.65㎡	複合解体後	0.00㎡
備 考	市内唯一体育施設を持つコミュニティセンター			

※ ★印はリーディングプロジェクトに関連する取組です。(P.97～)

施設名	引津コミュニティセンター			
取組方針	取組内容			所管課
改修	建築から31年を経過する2021、2022年度を目途に大規模改修を実施する。なお、改修の際は利用見込みの分析及び機能の見直しなどを行い、地域住民とともに最適な機能等を検討する。			地域振興課
建築からの経過年数	現在	28年	改修時	31年
現施設の延床面積の推移	改修前	837.64 m ²	改修後	837.64 m ²
備考				

⑥ 延床面積の推移

分類	2019年3月31日時点 A	2031年3月31日時点 B	増減率 C = (B-A) / A × 100
コミュニティセンター	15,159.51 m ²	13,873.88 m ²	▲8.5%

⑦ 第1期における対策費用（概算）[見直し](#)

※ 改修、建替え（更新）、解体費用を計上し、事後保全¹²による修繕等は含まない。

対策内容	費用
改修等	824,577 千円

¹² 各種機器等が故障等の不具合が発生してから、その都度修理すること。

● 図書館

① 対象施設

施設名称	建物延床面積	主施設の 建築年度	築年数	主施設 の構造	耐震 診断	耐震 補強	指定 管理
図書館（本館）	1,659.16 m ²	1991	27	RC造	—	不要	
図書館二丈館（分館）	994.03 m ²	1998	20	SRC造	—	不要	
図書館志摩館（分館）	1,422.06 m ²	1981	37	RC造	—	不要	
図書館合計	4,075.25 m ²						

凡例) RC造：鉄筋コンクリート造 SRC造：鉄骨鉄筋コンクリート造

—：「新耐震基準」で建築されているため、耐震診断が不要のもの

不要：「新耐震基準」で建築されている、又は旧耐震基準で建築されているが、新耐震基準に準拠している、あるいは耐震診断により耐震性が確保されていたため、耐震補強が不要のもの

② 現状と課題

- ・平成28年度から、「糸島市図書館サービス基本計画」に基づく本格的な3館体制により、図書館サービスを提供しています。
- ・平成26年度から平成27年度にかけて、全施設の内部改修を実施しているものの、築30年以上経過している建物もあり、老朽化対策を含めた適正な維持管理が必要です。

③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針（総合管理計画 P.41）

【主な方針 ⇒ 適正規模・適正配置】



平成28年度から本格的な3館体制を開始しており、利用状況を確認しながら、今後規模の適正化、適正配置等を検討する

④ 今後の具体的な方向性

※ ➡ は維持

施設名称	方向性		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
	機能	建物												
図書館（本館）	維持	維持	➡											

※  は維持

施設名称	方向性		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
	機能	建物												
図書館二丈館 (分館)	維持	維持												
図書館志摩館 (分館)	維持	維持												

- ・ 定期点検の実施や一定期間ごとの予防保全により、中長期的な視点でのコスト削減を図ります。
- ・ 老朽化等による不具合については、その度合いにより、安全性、快適性を考慮したうえで、重要な箇所から順次対応します。
- ・ 利用者の利便性向上と経費削減のため、指定管理者制度¹³の導入を検討します。
- ・ 利用状況の把握に努め、規模の適正化や適正配置について検討を進めますが、第1期においては3館体制についての検証を十分に行うため、現状維持を基本とします。

⑤ 延床面積の推移

分類	2019年3月31日時点 A	2031年3月31日時点 B	増減率 C = (B-A) / A × 100
図書館	4,075.25 m ²	4,075.25 m ²	0.0%

⑥ 第1期における対策費用（概算） ※改修、建替え（更新）、解体費用を計上し、事後保全による修繕等は含まない。

対策内容	費用
—	— 千円

¹³ 自治体が公の施設を管理してもらうために、期間を定めて団体を指定すること。指定管理者制度は、それまで自治体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど、法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度。

● 博物館等

① 対象施設

施設名称	建物延床面積	主施設の 建築年度	築年数	主施設 の構造	耐震 診断	耐震 補強	指定 管理
伊都郷土美術館	309.26 m ²	1985	33	RC造	—	不要	
伊都国歴史博物館	4,137.28 m ²	2003	15	RC造	—	不要	
博物館文化財収蔵庫	168.56 m ²	1988	30	W造	—	不要	
志摩歴史資料館	1,321.23 m ²	1995	23	RC造	—	不要	
新町遺跡展示館	240.41 m ²	1993	25	S造	—	不要	
旧藤瀬家住宅	135.58 m ²	2005	13	W造	—	不要	
博物館等合計	6,312.32 m ²						

凡例) RC造：鉄筋コンクリート造 W造：木造 S造：鉄骨造

—：「新耐震基準」で建築されているため、耐震診断が不要のもの

不要：「新耐震基準」で建築されている、又は旧耐震基準で建築されているが、新耐震基準に準拠している、あるいは耐震診断により耐震性が確保されていたため、耐震補強が不要のもの

② 現状と課題

- ・ 伊都郷土美術館は築33年、伊都国歴史博物館の旧館は築32年を経過しているため、老朽化への対策が必要です。
- ・ 合併前の旧市町単位で施設が設置されているため、用途が類似するものがあります。
- ・ 旧藤瀬家住宅は市指定文化財であるため、適正な保存管理が必要です。
- ・ 効率的な施設運営を図るとともに、魅力的な展示や講座の提供など、利用者の増加を図る取組が必要です。





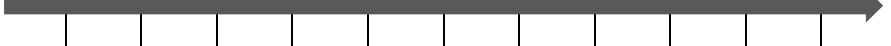

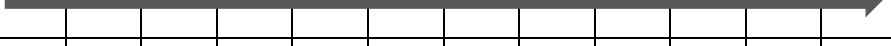

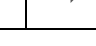
③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針（総合管理計画 P.44）

【主な方針 ⇒ 集約化、複合化など】

施設の集約化や複合化等により、規模縮小を検討する

④ 今後の具体的な方向性

※  は維持

施設名称	方向性		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
	機能	建物													
伊都郷土美術館	維持	改修				改修									
伊都国歴史博物館	拡大	改修							改修	改修					
博物館文化財収蔵庫	維持	維持													
志摩歴史資料館	集約	民間活用											民間活用		
新町遺跡展示館	維持	維持													
旧藤瀬家住宅	維持	改修											改修		

- ・ 伊都郷土美術館は空調設備の改修を実施します。
- ・ 伊都国歴史博物館の旧館を改修するとともに増床させ、収蔵品保管スペースを確保したうえで、志摩歴史資料館の収蔵品を集約します。
- ・ 博物館文化財収蔵庫は現状維持を基本とします。
- ・ 志摩歴史資料館については、市民意向を取り入れた民間による建物活用を進めます。
- ・ 新町遺跡展示館については、新町支石墓公園（仮称）の整備事業との調整を図りながら、改修を検討します。
- ・ 旧藤瀬家住宅については、屋根の萱葺^{かやぶき}の葺き替えを実施します。
- ・ 各施設とも老朽化等による不具合については、その度合いにより、安全性、快適性を考慮したうえで、重要な箇所から順次対応します。
- ・ 施設の運営管理については指定管理者制度の導入を含め、検討します。
- ・ 施設利用者のさらなる増加と経費削減に努め、より効果的な運営を図ります。

⑤ 第1期に取組を実施する施設

施設名	伊都郷土美術館			
取組方針	取組内容			所管課
改修	建築から37年を経過する2022年度を目途に、空調設備の改修を実施する。なお、老朽化等による不具合については修繕にて対応することとする。			文化課
建築からの経過年数	現在	33年	改修時	37年
現施設の延床面積の推移	改修前	309.26㎡	改修後	309.26㎡
備考				

施設名	伊都国歴史博物館			
取組方針	取組内容			所管課
改修	築22年を経過する2025、2026年度に旧館部分を改修・増床し、志摩歴史資料館の収蔵品を保管するスペースを確保し、施設機能の集約を実施する。			文化課
建築からの経過年数	現在	15年	改修時	22年
現施設の延床面積の推移	改修前	4,137.28㎡	改修後	4,387.28㎡
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・本館は2003年、旧館は1986年に建築 ・大規模改修等の必要な対策を施すことで、建物の使用目標年数を60年に設定 			

施設名	志摩歴史資料館(★)			
取組方針	取組内容			所管課
【機能】集約 【建物】民間活用	伊都国歴史博物館旧館を改修し、収蔵品を保管するスペースを確保したうえで2027年度を目途に「収蔵品」を移転する。 なお、建物は民間によるサービスを提供するものとしての活用を進める。			文化課
建築からの経過年数	現在	23年	民間活用時	33年
現施設の延床面積の推移	民間活用前	1,321.23㎡	民間活用後	1,321.23㎡
備考				

※ ★印はリーディングプロジェクトに関連する取組です。(P.97～)

施設名	旧藤瀬家住宅			
取組方針	取組内容			所管課
改修	市の文化財に指定している歴史的建造物であるため、適切な保存管理を行う。屋根の葺 ^{かやぶき} 葺は数十年毎に葺き替える必要があり、2028年度を目途に実施する。			文化課
建築からの経過年数	現 在	13 年	改修時	23 年
現施設の延床面積の推移	改修前	135.58 m ²	改修後	135.58 m ²
備 考				

⑥ 延床面積の推移

分類	2019年3月31日時点 A	2031年3月31日時点 B	増減率 C= (B-A) /A×100
博物館等	6,312.32 m ²	5,241.09 m ²	▲17.0%

※ 志摩歴史資料館（1,321.23 m²）は民間によるサービスを提供する施設としての活用を進めるため、2031年3月31日時点の延床面積は「博物館等」に計上せず、「市民利用施設：その他施設」（P.19）に計上しています。

⑦ 第1期における対策費用（概算） ※改修、建替え（更新）、解体費用を計上し、事後保全による修繕等は含まない。

対策内容	費用
改修	243,397 千円

● その他施設

① 対象施設

施設名称	建物延床面積	主施設の 建築年度	築年数	主施設 の構造	耐震 診断	耐震 補強	指定 管理
男女共同参画センター ラポール	801.70 m ²	1984	34	RC造	—	不要	
人権センター	1,334.23 m ²	1981	37	RC造	—	不要	
集会所（8カ所）	1,239.79 m ²	1956～ 1978	40～ 62	W造	一部 未実施	一部 未実施	
伊都文化会館	5,398.26 m ²	1986	32	RC造	—	不要	○
その他施設合計	8,773.98 m ²						

凡例) RC造：鉄筋コンクリート造 W造：木造

—：「新耐震基準」で建築されているため、耐震診断が不要のもの

不要：「新耐震基準」で建築されている、又は旧耐震基準で建築されているが、新耐震基準に準拠している、あるいは耐震診断により耐震性が確保されていたため、耐震補強が不要のもの

○：指定管理者制度を導入しているもの

② 現状と課題

- ・ 男女共同参画センターラポールと人権センターは修繕等を行い施設の利用を継続していますが、今後も継続的な維持補修が必要です。
- ・ 集会所については、地元行政区等に譲渡を進めている状況です。
- ・ 伊都文化会館は平成27年度から28年度にかけて一部改修を実施していますが、築30年を経過している施設であり、今後も継続的な維持補修が必要です。

③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針（総合管理計画 P.50）

【主な方針 ⇒ 複合化、集会所の地元譲渡など】

複合化が可能な施設については、複合化を検討し、集会所は地元協議による譲渡を進める

④ 今後の具体的な方向性

※ ➡ は維持

施設名称	方向性		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
	機能	建物													
男女共同参画センター ラポール	複合	複合解体	➡							複合解体					
人権センター	複合	複合解体	➡							複合解体					
集会所 (8カ所)	維持	譲渡	➡												
伊都文化会館	維持	維持	➡												

凡例) 複合解体：他の施設に複合後、建物を解体するもの

- ・ 男女共同参画センターと人権センターは、老朽化による継続的な修繕が必要な状況であるため、新庁舎整備後、複合施設として活用する現市役所新館建物を改修し、複合します。
- ・ 集会所は市単独負担による修繕・改修は行わず、これまでと同様、地元への譲渡を進めます。
- ・ 伊都文化会館は市の文化振興上必要な施設であるため、必要な修繕を行いながら、現行の機能及び規模を維持します。

⑤ 第1期に取組を実施する施設

施設名	男女共同参画センター ラポール (★)			
取組方針	取組内容			所管課
【機能】複合 【建物】複合 解体	施設が老朽化しているため、築41年を経過する2025年度を目途に、現市役所新館建物へ複合する。なお、複合時には新館を改修し、より使いやすい施設となるよう併せて検討を行う。			人権・男女共同参画推進課
建築からの経過年数	現在	34年	複合解体時	41年
現施設の延床面積の推移	複合解体前	801.70㎡	複合解体後	0.00㎡
備考	複合までは必要最小限の修繕を実施			

※ ★印はリーディングプロジェクトに関連する取組です。(P.103～)

施設名	人権センター（★）			
取組方針	取組内容			所管課
【機能】複合 【建物】複合 解体	施設が老朽化しているため、築44年を経過する2025年度を目途に、現市役所新館建物へ複合する。なお、複合時には新館を改修し、より使いやすい施設となるよう併せて検討を行う。			人権・男女共同 参画推進課
建築からの経過年数	現在	37年	複合解体時	44年
現施設の延床面積の推移	複合解体前	1,334.23 m ²	複合解体後	0.00 m ²
備考	複合までは必要最小限の修繕を実施			

※ ★印はリーディングプロジェクトに関連する取組です。（P.103～）

⑥ 延床面積の推移

分類	2019年3月31日時点 A	2031年3月31日時点 B	増減率 C = (B-A) / A × 100
その他施設	8,773.98 m ²	13,968.51 m ²	59.2%

※ 2031年3月31日時点の延床面積には、民間によるサービスを提供する施設としての活用を進める現「志摩歴史資料館」の面積（1,321.23 m²）、主に市民が利用する複合施設として活用する現「健康福祉センターふれあい」の改修後の想定面積（3,000.00 m²）と現「糸島市役所新館」の面積（3,009.23 m²）を計上しています。

⑦ 第1期における対策費用（概算） ※改修、建替え（更新）、解体費用を計上し、事後保全による修繕等は含まない。

対策内容	費用
解体	92,726 千円

(2) 市民利用施設：スポーツ施設

● スポーツ施設

① 対象施設

施設名称	建物延床面積 (※施設面積)	主施設の 建築年度	築年数	主施設 の構造	耐震 診断	耐震 補強	指定 管理
曾根体育館	1,362.98 m ² (1,362.98 m ²)	1979	39	S造	実施済	実施済	
志摩体育館	1,264.00 m ² (1,264.00 m ²)	1982	36	SRC造	—	不要	
歴史の里 曲り田野球場	18.00 m ² (10,018.00 m ²)	1993	25	その他	—	不要	
芥屋野球場	56.00 m ² (10,056.00 m ²)	1980	38	その他	対象外	対象外	
曾根野球場	25.00 m ² (10,272.00 m ²)	1978	40	その他	—	不要	
多久野球場	7.20 m ² (14,207.20 m ²)	1989	29	その他	—	不要	
曾根運動場	10.00 m ² (10,224.00 m ²)	1978	40	その他	—	不要	
引津運動公園 グラウンド	43.48 m ² (5,984.48 m ²)	2000	18	その他	—	不要	
雷山運動広場	13.78 m ² (6,048.78 m ²)	2009	9	その他	—	不要	
立花運動場	43.22 m ² (10,147.22 m ²)	1982	36	その他	—	不要	
福吉しおさい運動場	0.00 m ² (10,000.00 m ²)	1995	23	その他	建築物 なし	建築物 なし	
深江コミュニティプラザ テニスコート	0.00 m ² (1,600.00 m ²)	1986	32	その他	建築物 なし	建築物 なし	
引津運動公園テニス コート	0.00 m ² (1,040.00 m ²)	2000	18	その他	建築物 なし	建築物 なし	
多目的体育館 (運動公園)	※ 多目的体育館（運動公園）は2022年度までに建設予定						
スポーツ施設合計	2,843.66 m ² (92,224.66 m ²)						

凡例) S造：鉄骨造 SRC造：鉄骨鉄筋コンクリート造

—：「新耐震基準」で建築されているため、耐震診断が不要のもの

不要：「新耐震基準」で建築されている、又は旧耐震基準で建築されているが、新耐震基準に準拠している、あるいは耐震診断により耐震性が確保されていたため、耐震補強が不要のもの

対象外：「糸島市建築物耐震改修促進計画」により、耐震診断・耐震補強の対象外であるもの

※ () 部分は、建物を含む施設面積

② 現状と課題

- ・ 築 30 年以上経過した施設が 7 施設（屋内運動施設 2 か所、屋外運動施設 5 か所）あり、老朽化が進んでいます。
- ・ 改修工事や修繕を毎年実施している状況であり、財政的な負担も大きくなっています。
- ・ 2022 年度までに「多目的体育館」の整備を計画しており、これに伴いスポーツ施設の再編を実施する予定です。

③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針（総合管理計画 P.55）

【主な方針 ⇒ 集約化、統廃合など】
 運動公園整備構想（多目的体育館）に基づく施設再編を実施し、改修や更新が必要な場合は、適正な機能、規模によるものとする

④ 今後の具体的な方向性

※ ➡ は維持

施設名称	方向性		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
	機能	建物													
曾根体育館	集約	解体	➡					解体							
志摩体育館	集約	廃止	改修	➡				用途 廃止	➡					施設 廃止	
歴史の里曲り田野球場	維持	維持	➡												
芥屋野球場	拡大	改修	改修	改修	➡										
曾根野球場	維持	改修	改修	改修	➡										
多久野球場	再編	廃止	廃止												
曾根運動場	維持	維持	➡												
引津運動公園グラウンド	維持	改修	➡		改修	➡									
雷山運動広場	再編	廃止	➡	廃止											

※ → は維持

施設名称	方向性		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
	機能	建物													
立花運動場	再編	廃止	→					廃止							
福吉しおさい運動場	維持	維持	→												
深江コミュニティプラザテニスコート	維持	維持	→												
引津運動公園テニスコート	維持	維持	→												
多目的体育館(運動公園)	新設	新設			建設	建設	開設	→							

- ・ 糸島市運動公園整備計画に基づき、2023年度を目途に「多目的体育館を中心とする運動公園」を整備します。
- ・ 曽根体育館、志摩体育館、多久野球場、雷山運動広場、立花運動場は「多目的体育館を中心とする運動公園」の整備に伴う統廃合により、施設を廃止します。
- ・ 野球場についてはフェンス整備等による機能向上を、運動場やテニスコートについては必要な改修等を実施します。
- ・ 修繕や改修等については、定期的な安全確認等により危険箇所を把握し、安全性や緊急性を考慮したうえで優先順位をつけ、重要箇所から順次対応します。

⑤ 第1期に取組を実施する施設

施設名	曽根体育館			
取組方針	取組内容			所管課
【機能】集約 【建物】解体	多目的体育館を中心とした運動公園整備に伴う統廃合により、2024年度を目途に施設を廃止する。ただし、公衆便所及びポンプ室については、隣接する曽根運動場利用者が使用するため存続させる。なお、施設廃止までは安全性を保つための最小限度の修繕を実施する。			生涯学習課
建築からの経過年数	現在	39年	解体時	45年
現施設の延床面積の推移	解体前	1,362.98 m ² (1,362.98 m ²)	解体後	21.53 m ² (21.53 m ²)
備考	公衆便所は2024年度に改修予定			

施設名	志摩体育館			
取組方針	取組内容			所管課
【機能】集約 【建物】廃止	多目的体育館を中心とした運動公園整備に伴う統廃合により、2024年度を目途に用途を廃止する。なお、2030年度の施設廃止までは安全性を保つための最小限度の修繕を実施する。			生涯学習課
建築からの経過年数	現 在	36年	施設廃止時	48年
現施設の延床面積の推移	施設廃止前	1,264.00 m ² (1,264.00 m ²)	施設廃止後	0.00 m ² (0.00 m ²)
備 考	2024年度までに用途廃止、2030年度までに施設廃止			

施設名	芥屋野球場			
取組方針	取組内容			所管課
改修	硬式野球に対応するための防球ネットを設置するとともに、トイレの改修を実施する。			生涯学習課
建築からの経過年数	現 在	38年	改修時	39年
現施設の延床面積の推移	改修前	56.00 m ² (10,056.00 m ²)	改修後	56.00 m ² (10,056.00 m ²)
備 考				

施設名	曽根野球場			
取組方針	取組内容			所管課
改修	安全確保のための防球ネットとともに、浄化槽の老朽化に伴う公衆便所の改修を早期に実施する。			生涯学習課
建築からの経過年数	現 在	40年	改修時	41年
現施設の延床面積の推移	改修前	25.00 m ² (10,272.00 m ²)	改修後	25.00 m ² (10,272.00 m ²)
備 考				

施設名	多久野球場			
取組方針	取組内容			所管課
【機能】再編 【施設】廃止	多目的体育館を中心とした運動公園整備に伴う統廃合により、施設を廃止する。なお、廃止時期については2020年3月末とする。(土地所有者からの申し出による)			生涯学習課
建築からの経過年数	現 在	29年	廃止時	30年
現施設の延床面積の推移	廃止前	7.20 m ² (14,207.20 m ²)	廃止後	0.00 m ² (0.00 m ²)
備 考				

施設名	引津運動公園グラウンド			
取組方針	取組内容			所管課
改修	公園内に設置している公衆便所の洋式化を実施する。			生涯学習課
建築からの経過年数	現 在	18年	改修時	21年
現施設の延床面積の推移	改修前	43.48 m ² (5,984.48 m ²)	改修後	43.48 m ² (5,984.48 m ²)
備 考				

施設名	雷山運動広場			
取組方針	取組内容			所管課
【機能】再編 【施設】廃止	多目的体育館を中心とした運動公園整備に伴う統廃合により、2020年度を目途に施設を廃止する。なお、施設廃止までは、安全性を保つための最小限度の修繕を実施する。			生涯学習課
建築からの経過年数	現 在	9年	廃止時	11年
現施設の延床面積の推移	廃止前	13.78 m ² (6,048.78 m ²)	廃止後	0.00 m ² (0.00 m ²)
備 考				

施設名	立花運動場			
取組方針	取組内容			所管課
【機能】再編 【施設】廃止	多目的体育館を中心とした運動公園整備に伴う統廃合により、2024年度を目途に施設を廃止する。なお、施設廃止までは、安全性を保つための最小限度の修繕を実施する。			生涯学習課
建築からの経過年数	現 在	36 年	廃止時	42 年
現施設の延床面積の推移	廃止前	43.22 m ² (10,147.22 m ²)	廃止後	0.00 m ² (0.00 m ²)
備 考				

施設名	多目的体育館			
取組方針	取組内容			所管課
新設	糸島市運動公園等整備計画に基づき、スポーツ振興、市民交流及び防災拠点施設として、2022年度を目途に建設し、2023年度に開設する。			生涯学習課
建築からの経過年数	現 在	—	新設時	—
現施設の延床面積の推移	新設前	0.00 m ² (0.00 m ²)	新設後	7,200.00 m ² (65,200.00 m ²)
備 考				

⑥ 延床面積の推移

分類	2019年3月31日時点 A	2031年3月31日時点 B	増減率 C = (B-A) / A × 100
スポーツ施設	2,843.66 m ² (92,224.66 m ²)	7,374.01 m ² (124,416.01 m ²)	159.3% (34.9%)

⑦ 第1期における対策費用（概算） ※改修、建替え（更新）、解体費用を計上し、事後保全による修繕等は含まない。

対策内容	費用
解体・改修・新設	5,002,360 千円

(3) 市民利用施設：産業・観光施設

● 産業振興施設

① 対象施設 [見直し](#)

施設名称	建物延床面積	主施設の 建築年度	築年数	主施設 の構造	耐震 診断	耐震 補強	指定 管理
いとしま応援プラザ	304.50 m ²	1976	42	RC造	未実施	未実施	○
農業公園 ファームパーク伊都国	752.74 m ²	1995	23	SRC造	—	不要	○
二丈交流体験広場	193.36 m ²	1994	24	S造	—	不要	
福吉ふれあい交流センター 福ふくの里	406.14 m ²	2001	17	S造	—	不要	○
瑞梅寺山の家	465.36 m ²	1986	32	W造	—	不要	○
森林公園 真名子木の香ランド	404.30 m ²	1989	29	W造	—	不要	○
伊都山燦	1,234.00 m ²	1990	28	S造	—	不要	
ワークプラザ	773.47 m ²	2001	17	S造	—	不要	○
木工体験実習館 トンカチ館	283.93 m ²	1995	23	W造	—	不要	○
産業振興施設合計	4,817.80 m ²						

凡例) RC造：鉄筋コンクリート造 SRC造：鉄骨鉄筋コンクリート造 S造：鉄骨造 W造：木造

—：「新耐震基準」で建築されているため、耐震診断が不要のもの

不要：「新耐震基準」で建築されている、又は旧耐震基準で建築されているが、新耐震基準に準拠している、あるいは耐震診断により耐震性が確保されていたため、耐震補強が不要のもの

○：指定管理者制度を導入しているもの

② 現状と課題 [見直し](#)

- ・ 築30年以上経過している施設が2施設あるとともに、他の施設についても老朽化対策が求められます。
- ・ 全9施設中7施設で指定管理者制度を導入しており、施設運営の効率化を図っている状況です。
- ・ 農業公園ファームパーク伊都国、福吉ふれあい交流センター福ふくの里は来場者が多く、利用状況に合わせた改修や長寿命化対策が求められます。
- ・ 伊都山燦については市が借り受けている施設であるため、総合管理計画の対象施設から除外することとします。

③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針（総合管理計画 P.63）

【主な方針 ⇒ 民営化、民間活力の導入など】
 施設の民営化等を検討し、建替え（更新）が必要な場合は、民間活力導入によるものとする

④ 今後の具体的な方向性 ↩見直し

※ ➡ は維持

施設名称	方向性		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
	機能	建物												
いとしま応援プラザ	複合	複合解体	➡											複合解体
農業公園 ファームパーク伊都国	維持	維持	➡											
二丈交流体験広場	維持	維持	➡											
福吉ふれあい交流センター福ふくの里	維持	維持	➡											
瑞梅寺山の家	維持	計画修繕	➡											
森林公園 真名子木の香ランド	維持	計画修繕	➡											
ワークプラザ	維持	維持	➡											
木工体験実習館 トンカチ館	維持	維持	➡											

凡例) 複合解体：他の施設に複合後、建物を解体するもの

- ・ いとしま応援プラザは、芸術文化活動者やコミュニティビジネス¹⁴起業者の支援施設として市内唯一の施設であるため、今後も設置することとします。ただし、現施設については今後も継続的な維持補修が見込まれるため、複合施設として活用する現「健康福祉センターふれあい」建物を改修し、複合します。
- ・ 瑞梅寺山の家、森林公園真名子木の香ランドは修繕計画を立てているため、計画に基づく修繕を実施します。
- ・ その他の施設については現状維持を基本に、定期的な点検や必要な修繕を実施し、施設の健全な維持管理に努めます。

¹⁴ 地域の抱える課題を地域住民（市民）が主体となってビジネスの手法を活用し、解決していく活動。

- ・ 老朽化等による不具合については、その度合いにより、安全性、快適性を考慮したうえで、重要な箇所から順次対応します。
- ・ 施設の性質及び運営状況等を考慮し、民営化の可能性について、調査・検討を行うこととします。
- ・ 旧森林公園樋の口ハイランドは、平成 24 年度から貸付けをしている施設であるため、「行政施設：その他施設」に分類します。

⑤ 第1期に取組を実施する施設

施設名	いとしま応援プラザ(★)			
取組方針	取組内容			所管課
【機能】複合 【建物】複合 解体	2030年度を目途に、「健康福祉センターふれあい」の機能を「あごら」に集約した後の建物を大規模改修し、いとしま応援プラザの機能を複合する。なお、複合する際はより利用しやすいよう改修を行うこととし、最適な機能・規模等を検討する。			商工観光課
建築からの経過年数	現在	42年	複合解体時	54年
現施設の延床面積の推移	複合解体前	304.50㎡	複合解体後	0.00㎡
備考	複合するまでは必要最小限の修繕を実施			

※ ★印はリーディングプロジェクトに関連する取組です。(P.97～)

⑥ 延床面積の推移 [見直し](#)

分類	2019年3月31日時点 A	2031年3月31日時点 B	増減率 C = (B-A) / A × 100
産業振興施設	3,583.80㎡	3,279.30㎡	▲8.5%

⑦ 第1期における対策費用(概算) [見直し](#)

※ 改修、建替え(更新)、解体費用を計上し、事後保全による修繕等は含まない。

対策内容	費用
計画修繕	32,700千円

● 観光施設

① 対象施設

施設名称	建物延床面積	主施設の 建築年度	築年数	主施設 の構造	耐震 診断	耐震 補強	指定 管理
白糸の滝 ふれあいの里	314.17 m ²	1993	25	W 造	—	不要	○
岐志観光休憩所	73.70 m ²	2009	9	W 造	—	不要	
観光地公衆便所等 (24 施設)	525.75 m ²	1970 ～2016	2～48	W、CB、 RC、SRC 造	一部 対象外	一部 対象外	
加布里漁港内トイレ	10.00 m ²	2008	10	RC 造	—	不要	
観光施設合計	923.62 m ²						

凡例) W 造：木造 CB 造：コンクリートブロック造 RC 造：鉄筋コンクリート造 SRC 造：鉄骨鉄筋コンクリート造

—：「新耐震基準」で建築されているため、耐震診断が不要のもの

不要：「新耐震基準」で建築されている、又は旧耐震基準で建築されているが、新耐震基準に準拠している、あるいは耐震診断により耐震性が確保されていたため、耐震補強が不要のもの

対象外：「糸島市建築物耐震改修促進計画」により、耐震診断・耐震補強の対象外であるもの

○：指定管理者制度を導入しているもの

② 現状と課題

- ・ 白糸の滝ふれあいの里については築 20 年以上経過しており、修繕工事等を行いながら運営していますが、今後も継続的な施設の維持補修が求められます。
- ・ 地元行政区を指定管理者に指定しており、多数の観光客が訪れている市内有数の観光スポットとなっています。
- ・ 岐志観光休憩所は、市営渡船姫島岐志航路を利用する市民・観光客が主に使用しています。
- ・ 観光地公衆便所等は最低限のおもてなし施設であり、適切な維持管理を継続する必要がありますが、各施設において利用頻度に差がある状況です。
- ・ 加布里漁港内トイレは業務委託により管理しています。

③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針（総合管理計画 P.68）

【主な方針 ⇒ 民間活力の導入、適正規模など】

民間活力導入を検討するとともに、適正な規模や配置を検討する

④ 今後の具体的な方向性

※ ➡ は維持

施設名称	方向性		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
	機能	建物												
白糸の滝ふれあいの里	維持	更新	➡						更新	➡				
岐志観光休憩所	維持	維持	➡											
観光地公衆便所等 (24 施設)	維持	廃止 更新 譲渡	➡	廃止	➡	廃止 更新	譲渡 更新	廃止	更新	更新	➡			
加布里漁港内トイレ	維持	維持	➡											

- ・ 白糸の滝ふれあいの里は、施設は老朽化していますが、今後も利用者の増加が見込まれます。そのため、観光入込客数の推移や来場者ニーズの把握、地元行政区の要望等を考慮し、機能の見直しや規模を考慮し、建替え（更新）を実施します。
- ・ 岐志観光休憩所は比較的新しい施設であり、大きな損傷はないため、現状維持を基本とし、必要な修繕を実施しながら、適正な管理に努めます。
- ・ 観光地公衆便所等について、老朽化が著しいトイレ等は建替え（更新）を行うとともに、洋式化への転換を図ります。なお、利用頻度が低い施設については、地元等への譲渡及び廃止を検討します。
- ・ 加布里漁港内トイレは現行のとおり、業務委託による適正な管理に努めます。

⑤ 第1期に取組を実施する施設

施設名	白糸の滝ふれあいの里			
取組方針	取組内容			所管課
建替え（更新）	2025年度を目途に事務所部分の建替え（更新）を実施するとともに、トイレ（浄化槽）の更新を実施する。			商工観光課
建築からの経過年数	現在	25年	建替え時	32年
現施設の延床面積の推移	建替え前	314.17㎡	建替え後	314.17㎡
備考				

施設名	観光地公衆便所等			
取組方針	取組内容			所管課
廃止 建替え(更新) 譲渡	老朽化が激しいトイレ等は建替え(更新)を行うとともに、洋式化等への転換を図る。また、利用頻度が低い施設については地元等への譲渡及び廃止を検討する。			商工観光課
建築からの経過年数	現在	一年	廃止・建替え等時	一年
現施設の延床面積の推移	廃止・建替え等前	525.75 m ²	廃止・建替え等後	336.51 m ²
備考	<p>【建替え(更新)するもの】</p> <p>加茂川砂防緑地公園公衆便所、野北渡り島前公衆便所、野北犬鳴山公衆便所、師吉登山口公衆便所</p> <p>【廃止・譲渡等を検討するもの】</p> <p>雷神社公衆便所、雷山旧スキー場山小屋、大入公衆便所、加茂神社公衆便所、芥屋の大門遊覧船乗場公衆便所、二見ヶ浦東公衆便所、桜井神社公衆便所</p>			

⑥ 延床面積の推移


分類	2019年3月31日時点 A	2031年3月31日時点 B	増減率 C = (B-A) / A × 100
観光施設	923.62 m ²	734.38 m ²	▲20.5%

⑦ 第1期における対策費用(概算) ※改修、建替え(更新)、解体費用を計上し、事後保全による修繕等は含まない。

対策内容	費用
建替え(更新)	97,633 千円

(4) 市民利用施設：学校教育施設

● 小学校

① 対象施設 

施設名称	建物延床面積	主施設の 建築年度	築年数	主施設 の構造	耐震 診断	耐震 補強	指定 管理
前原小学校	7,140.00 m ²	1978	43	RC造	実施済	実施済	
加布里小学校	6,694.00 m ²	1971	50	RC造	実施済	不要	
波多江小学校	8,459.00 m ²	1979	42	RC造	実施済	不要	
長糸小学校	3,611.00 m ²	1991	30	RC造	—	不要	
雷山小学校	4,813.00 m ²	1989	32	RC造	—	不要	
怡土小学校	7,054.00 m ²	1966	55	RC造	実施済	不要	
怡土小学校王丸分校	135.00 m ²	※ 2019年3月に廃止済み					
前原南小学校	6,630.40 m ²	1982	39	RC造	—	不要	
南風小学校	8,728.00 m ²	1999	22	RC造	—	不要	
東風小学校	7,857.00 m ²	2005	16	W造	—	不要	
深江小学校	4,822.00 m ²	1986	35	RC造	—	不要	
福吉小学校	4,768.00 m ²	1996	25	RC造	—	不要	
一貴山小学校	4,232.00 m ²	1981	40	RC造	—	不要	
桜野小学校	4,023.00 m ²	1991	30	RC造	—	不要	
可也小学校	7,177.00 m ²	1992	29	RC造	—	不要	
引津小学校	5,661.00 m ²	1971	50	RC造	実施済	実施済	
姫島小学校	1,656.00 m ²	1995	26	W造	—	不要	
小学校合計	93,460.40 m ²						

凡例) RC造：鉄筋コンクリート造 W造：木造

—：「新耐震基準」で建築されているため、耐震診断が不要のもの

不要：「新耐震基準」で建築されている、又は旧耐震基準で建築されているが、新耐震基準に準拠している、あるいは耐震診断により耐震性が確保されていたため、耐震補強が不要のもの

- ※ 学校施設については複数棟あるため、主な建物の情報を記載している。
- ※ 運動場面積を除く。
- ※ 2021年度の見直し時に、「築年数」を時点更新

② 現状と課題 見直し

- ・ 小学校施設は令和3年4月1日現在、94棟（約50%）が築30年以上経過しています。
- ・ 老朽化による危険箇所や雨漏り箇所などが増加傾向にあるため、早期に対応する必要があります。
- ・ 校舎等の大規模改修（大規模改造）及び老朽化に対する維持補修等への対応のため、今後、多額の費用が必要となることを見込まれています。
- ・ 現在設置しているトイレについては和式が多いため、洋式化への対応が求められます。
- ・ 屋内運動場等についても一般開放しており、多くの市民利用があるため、不具合等に対しては早期の対応が求められます。
- ・ 今後、児童数の減少が見込まれる小学校については、子どもたちにより良い教育環境を提供するため、望ましい学校規模や地域特性等を考慮し、統廃合も含めた適正配置について、総合的に検討を行う必要があります。
- ・ 怡土小学校王丸分校は2016年度から休校となっている状況であるため、2019年3月をもって怡土小学校に機能を統合し、施設を廃止しました。

③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針（総合管理計画 P.72）

【主な方針 ⇒ 規模の適正化、統廃合、長寿命化、複合化など】
各校の状況を総合的に検証し、改修や建替え（更新）等を検討する

④ 今後の具体的な方向性 見直し

※ は維持


施設名称	方向性		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
	機能	建物												
前原小学校	維持	改修 新設	改修	改修 新設	改修 新設	—————▶								
加布里小学校	維持	解体 更新	解体	—————▶									解体 更新	
波多江小学校	維持	改修 解体	改修 解体	改修 解体	改修	改修	改修	—————▶						改修
長糸小学校	維持	解体	—————▶		解体	解体	—————▶							

※ → は維持

施設名称	方向性		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
	機能	建物													
雷山小学校	維持	改修	→			改修	改修	→							
怡土小学校	維持	更新 改修	→					更新 改修	改修	改修	改修	更新 改修	更新 改修	→	
前原南小学校	維持	改修 新設	→	改修 新設	改修 新設	改修	改修	→	改修	改修	→				
南風小学校	維持	解体 廃止	→					解体 廃止	解体	→					
東風小学校	維持	維持	→												
深江小学校	維持	更新 解体 改修	→			更新 解体 改修	更新 改修	更新 解体 改修	更新 解体 改修	→					
福吉小学校	維持	解体 改修	→				解体	解体	→					改修	
一貴山小学校	維持	解体 改修	→						解体	解体	→			改修	
桜野小学校	維持	維持	→												
可也小学校	維持	改修 更新	→								改修 更新	改修	改修 更新		
引津小学校	維持	改修 更新	→			改修	改修	→				更新	更新	更新	
姫島小学校	維持	維持	→												

- ・ 校舎や屋内運動場は、建築から概ね 40 年を経過する時期を目途に大規模改修（大規模改造）、長寿命化を、概ね 80 年（建物躯体の健全度が低いものは概ね 60 年）を経過する時期を目途に、建替え（更新）の実施を検討します。
- ・ 老朽化等に伴う修繕については、必要かつ重要な箇所から順次対応します。
- ・ 教育環境の充実及び家庭のトイレ環境の変化への対応を図るため、対応済みの小学校を除くその他の小学校において、順次トイレの洋式化に取り組みます。
- ・ 学校施設の適正規模、適正配置については、今後の地域人口の推移や子どもの教育条件をより良いものにするを前提とし、保護者や地域住民等の意見を聴取し、検討を進めます。

- ・ 学校給食及びプールについては、より効率的な運営が図れるよう、施設のあり方や改修等について検討を行っている段階であるため、検討結果については、必要に応じて本計画に反映します。
- ・ 2019 年度に策定した「糸島市学校施設長寿命化計画」に基づき、学校施設の長寿命化や建替え（更新）に取り組めます。

⑤ 第1期に取組を実施する施設 

施設名	前原小学校			
取組方針	取組内容			所管課
改修 新設	2018年度から2021年度にかけ、7棟の校舎の大規模改修（大規模改造）と2棟の校舎の新設を実施している。併せて、トイレの洋式化についても実施する。			教育総務課
建築からの経過年数	現 在	一 年	改修等時	一 年
現施設の延床面積の推移	改修等前	7,140.00 m ²	改修等後	7,272.00 m ²
備 考				

施設名	加布里小学校			
取組方針	取組内容			所管課
解体 建替え（更新）	2019年度に1棟の校舎の解体を実施するとともに、2030年度から1棟の校舎の解体と1棟の校舎の建替え（更新）に着手する。また、トイレの洋式化についても実施する。			教育総務課
建築からの経過年数	現 在	一 年	解体等時	一 年
現施設の延床面積の推移	解体等前	6,694.00 m ²	解体等後	6,654.00 m ²
備 考				

施設名	波多江小学校			
取組方針	取組内容			所管課
改修 解体	2019年度から2023年度にかけ、6棟の校舎等の大規模改修（大規模改造）等と2棟の校舎の解体を実施する。また、2030年度から屋内運動場の大規模改修（大規模改造）に着手する。			教育総務課
建築からの経過年数	現 在	— 年	改修等時	— 年
現施設の延床面積の推移	改修等前	8,459.00 m ²	改修等後	8,088.00 m ²
備 考	一部の校舎等については、大規模改修時に延床面積を削減する。			

施設名	長糸小学校			
取組方針	取組内容			所管課
解体	2021年度から2022年度にかけ、1棟の校舎の解体を実施する。また、トイレの洋式化についても実施する。			教育総務課
建築からの経過年数	現 在	31 年	解体時	31 年
現施設の延床面積の推移	解体前	3,611.00 m ²	解体後	3,481.00 m ²
備 考				

施設名	雷山小学校			
取組方針	取組内容			所管課
改修	2022年度から2023年度にかけ、屋内運動場の大規模改修（大規模改造）を実施する。また、トイレの洋式化についても実施する。			教育総務課
建築からの経過年数	現 在	40 年	改修時	41 年
現施設の延床面積の推移	改修前	4,813.00 m ²	改修後	4,813.00 m ²
備 考				

施設名	怡土小学校			
取組方針	取組内容			所管課
建替え（更新） 改修	2024年度から2029年度にかけ、1棟の校舎の建替え（更新）と6棟の校舎の大規模改修（大規模改造）を実施する。併せて、トイレの洋式化についても実施する。			教育総務課
建築からの経過年数	現 在	— 年	建替え等時	— 年
現施設の延床面積の推移	建替え等前	7,054.00 m ²	建替え等後	6,610.00 m ²
備 考	建替え（更新）する校舎については、建替え（更新）時に延床面積を削減する。			

施設名	前原南小学校			
取組方針	取組内容			所管課
改修 新設	2020年度から2023年度にかけ、1棟の校舎の大規模改修（大規模改造）と1棟の校舎の新設を実施する。また、2025年度から2026年度にかけ、屋内運動場の大規模改修（大規模改造）を実施する。			教育総務課
建築からの経過年数	現 在	— 年	改修等時	— 年
現施設の延床面積の推移	改修等前	6,630.40 m ²	改修等後	7,540.40 m ²
備 考				

施設名	南風小学校			
取組方針	取組内容			所管課
解体 廃止	2024年度から2025年度にかけ、1棟の校舎の解体を実施する。また、トイレの洋式化についても実施する。			教育総務課
建築からの経過年数	現 在	15 年	解体等時	18 年
現施設の延床面積の推移	解体等前	8,728.00 m ²	解体等後	8,529.00 m ²
備 考	上記のほか1棟の校舎について、学校施設としての機能を廃止する予定			

施設名	深江小学校			
取組方針	取組内容			所管課
建替え（更新） 解体 改修	2022年度から2025年度にかけ、1棟の校舎の建替え（更新）、2棟の校舎の解体、及び2棟の校舎等の大規模改修（大規模改造）を実施する。併せて、トイレの洋式化についても実施する。			教育総務課
建築からの経過年数	現在	— 年	建替え等時	— 年
現施設の延床面積の推移	建替え等前	4,822.00 m ²	建替え等後	4,588.00 m ²
備考				

施設名	福吉小学校			
取組方針	取組内容			所管課
解体 改修	2023年度から2024年度にかけ、1棟の校舎の解体を実施するとともに、2030年度から屋内運動場の大規模改修（大規模改造）に着手する。また、トイレの洋式化についても実施する。			教育総務課
建築からの経過年数	現在	— 年	解体等時	— 年
現施設の延床面積の推移	解体等前	4,768.00 m ²	解体等後	4,435.00 m ²
備考				

施設名	一貴山小学校			
取組方針	取組内容			所管課
解体 改修	2025年度から2026年度にかけ、1棟の屋内運動場（武道場）の解体を実施するとともに、2030年度から3棟の校舎の大規模改修（大規模改造）に着手する。また、トイレの洋式化についても実施する。			教育総務課
建築からの経過年数	現在	— 年	解体等時	— 年
現施設の延床面積の推移	解体等前	4,232.00 m ²	解体等後	4,106.00 m ²
備考				

施設名	可也小学校			
取組方針	取組内容			所管課
改修 建替え（更新）	2028年度から、2棟の校舎の大規模改修（大規模改造）と7棟の校舎等の建替え（更新）を実施する。併せて、トイレの洋式化についても実施する。			教育総務課
建築からの経過年数	現在	— 年	改修等時	— 年
現施設の延床面積の推移	改修等前	7177.00 m ²	改修等後	7,177.00 m ²
備考				

施設名	引津小学校			
取組方針	取組内容			所管課
改修 建替え（更新）	2022年度から2023年度にかけ、1棟の校舎の大規模改修（大規模改造）を実施するとともに、2028年度から1棟の校舎の建替え（更新）を実施する。併せて、トイレの洋式化についても実施する。			教育総務課
建築からの経過年数	現在	— 年	改修等時	— 年
現施設の延床面積の推移	改修等前	5,661.00 m ²	改修等後	5,661.00 m ²
備考	校舎建替え（更新）時に延床面積を削減する。※ 建替え（更新）完了は第2期当初を予定			

⑥ 延床面積の推移 [見直し](#)

分類	2019年3月31日時点 A	2031年3月31日時点 B	増減率 C= (B-A) / A×100
小学校	93,325.40 m ²	92,490.40 m ²	▲0.9%

※ 怡土小学校王丸分校（135.00 m²）は、2019年3月をもって廃止したため、2019年3月31日時点の延床面積は「小学校」に計上せず、「行政施設：その他施設」（P.87）に計上しています。

⑦ 第1期における対策費用（概算）[見直し](#)

※ 改修、建替え（更新）、解体費用を計上し、事後保全による修繕等は含まない。

対策内容	費用
改修・解体・建替え	6,443,512 千円

※ トイレの洋式化のための改修費用を含む

● 中学校

① 対象施設 [見直し](#)

施設名称	建物延床面積	主施設の 建築年度	築年数	主施設 の構造	耐震 診断	耐震 補強	指定 管理
前原中学校	9,897.00 m ²	1990	31	RC造	—	不要	
前原東中学校	9,466.00 m ²	1979	42	RC造	実施済	不要	
前原西中学校	9,553.00 m ²	1984	37	RC造	—	不要	
二丈中学校	8,093.00 m ²	2001	20	RC造	—	不要	
福吉中学校	4,855.00 m ²	1994	27	RC造	—	不要	
志摩中学校	10,364.00 m ²	1987	34	RC造	—	不要	
志摩中学校 姫島分校	494.00 m ²	1995	26	W造	—	不要	
中学校合計	52,722.00 m ²						

凡例) RC造：鉄筋コンクリート造 W造：木造

—：「新耐震基準」で建築されているため、耐震診断が不要のもの

不要：「新耐震基準」で建築されている、又は旧耐震基準で建築されているが、新耐震基準に準拠している、あるいは耐震診断により耐震性が確保されていたため、耐震補強が不要のもの

※ 学校施設については複数棟あるため、主な建物の情報を記載している。

※ 運動場面積を除く。

※ 2021年度の見直し時に、「築年数」を時点更新

② 現状と課題 [見直し](#)

- ・ 中学校施設は令和3年4月1日現在、44棟（約54%）が築30年以上経過しています。
- ・ 老朽化による危険箇所や雨漏り箇所などが増加傾向にあるため、早期に対応する必要があります。
- ・ 校舎等の大規模改修（大規模改造）及び老朽化に対する維持補修等への対応のため、今後、多額の費用が必要となることを見込まれています。
- ・ 現在設置しているトイレについては和式が多いため、洋式化への対応が求められます。
- ・ 屋内運動場等についても一般開放しており、多くの市民利用があるため、不具合等に対しては早期の対応が求められます。
- ・ 今後、生徒数の減少が見込まれる中学校については、子どもたちにより良い教育環境を提供するため、望ましい学校規模や地域特性等を考慮し、統廃合も含めた適正配置について、総合的に検討を行う必要があります。

③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針（総合管理計画 P.75）

【主な方針 ⇒ 規模の適正化、統廃合、長寿命化、複合化など】
 各校の状況を総合的に検証し、改修や建替え（更新）等を検討する


④ 今後の具体的な方向性 ↩見直し

※ ➡ は維持

施設名称	方向性		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
	機能	建物													
前原中学校	維持	更新	➡										更新	更新	
前原東中学校	維持	改修	➡			改修	改修	改修	改修	改修	改修	➡			
前原西中学校	維持	新設 改修	➡					新設	新設 改修	改修	改修	改修	改修	➡	
二丈中学校	維持	維持	➡												
福吉中学校	維持	維持	➡												
志摩中学校	維持	改修 解体	➡							改修	改修	➡		改修 解体	
志摩中学校 姫島分校	維持	維持	➡												

- ・ 校舎や屋内運動場は、建築から概ね 40 年を経過する時期を目途に大規模改修（大規模改造）、長寿命化を、概ね 80 年（建物躯体の健全度が低いものは概ね 60 年）を経過する時期を目途に、建替え（更新）の実施を検討します。
- ・ 老朽化等に伴う修繕については、必要かつ重要な箇所から順次対応します。
- ・ 教育環境の充実及び家庭のトイレ環境の変化への対応を図るため、対応済みの中学校を除くその他の中学校において、順次トイレの洋式化に取り組みます。
- ・ 学校施設の適正規模、適正配置については、今後の地域人口の推移や子どもの教育条件をより良いものにするを前提とし、保護者や地域住民等の意見を聴取し、検討を進めます。
- ・ 学校給食及びプールについては、より効率的な運営が図れるよう、施設のあり方や改修等について検討を行っている段階であるため、検討結果については、必要に応じて本計画に反映します。

- ・ 2019 年度に策定した「糸島市学校施設長寿命化計画」に基づき、学校施設の長寿命化や建替え（更新）に取り組めます。

⑤ 第1期に取組を実施する施設 

施設名	前原中学校			
取組方針	取組内容			所管課
建替え（更新）	2029 年度から 3 棟の校舎の建替え（更新）を実施する。また、トイレの洋式化についても実施する。			教育総務課
建築からの経過年数	現 在	— 年	建替え時	— 年
現施設の延床面積の推移	建替え前	9,897.00 m ²	建替え後	9,897.00 m ²
備 考				

施設名	前原東中学校			
取組方針	取組内容			所管課
改修	2022 年度から 2026 年度にかけ、4 棟の校舎等の大規模改修（大規模改造）を実施する。併せて、トイレの洋式化についても実施する。			教育総務課
建築からの経過年数	現 在	— 年	改修時	— 年
現施設の延床面積の推移	改修前	9,466.00 m ²	改修後	9,466.00 m ²
備 考				

施設名	前原西中学校			
取組方針	取組内容			所管課
新設改修	2024 年度から 2025 年度にかけ、1 棟の校舎の新設を実施するとともに、2025 年度から 2029 年度にかけ、2 棟の校舎の大規模改修（大規模改造）を実施する。併せて、トイレの洋式化についても実施する。			教育総務課
建築からの経過年数	現 在	— 年	新設等時	— 年
現施設の延床面積の推移	新設等前	9,553.00 m ²	新設等後	9,913.00 m ²
備 考	校舎の新設は、必要教室数の増加に対応するもの			

施設名	志摩中学校			
取組方針	取組内容			所管課
改修 解体	2026年度から2027年度にかけ、屋内運動場の大規模改修（大規模改造）を実施するとともに、2030年度から5棟の校舎の大規模改修（大規模改造）と1棟の校舎の解体に着手する。また、トイレの洋式化についても実施する。			教育総務課
建築からの経過年数	現在	一年	改修等時	一年
現施設の延床面積の推移	改修等前	10,364.00 m ²	改修等後	10,364.00 m ²
備考				

⑥ 延床面積の推移 [見直し](#)

分類	2019年3月31日時点 A	2031年3月31日時点 B	増減率 C= (B-A) /A×100
中学校	52,722.00 m ²	53,082.00 m ²	0.7%

⑦ 第1期における対策費用（概算） [見直し](#)

※ 改修、建替え（更新）、解体費用を計上し、事後保全による修繕等は含まない。

対策内容	費用
建替え・改修	3,464,183 千円

※ トイレの洋式化のための改修費用を含む

(5) 市民利用施設：保健福祉施設

● 保健衛生施設

① 対象施設

施設名称	建物延床面積	主施設の 建築年度	築年数	主施設 の構造	耐震 診断	耐震 補強	指定 管理
丸田納骨堂	165.00 m ²	1978	40	RC造	対象外	対象外	
斎場	2,192.00 m ²	2000	18	RC造	—	不要	
休日・夜間急患センター	612.31 m ²	1995	23	RC造	—	不要	○
保健衛生施設合計	2,969.31 m ²						

凡例) RC造：鉄筋コンクリート造

対象外：「糸島市建築物耐震改修促進計画」により、耐震診断・耐震補強の対象外であるもの

—：「新耐震基準」で建築されているため、耐震診断が不要のもの

不要：「新耐震基準」で建築されている、又は旧耐震基準で建築されているが、新耐震基準に準拠している、あるいは耐震診断により耐震性が確保されていたため、耐震補強が不要のもの

○：指定管理者制度を導入しているもの

② 現状と課題

- 丸田納骨堂は市内唯一の公営納骨堂ですが、築40年が経過しており、屋内の壁クロスのひび割れや床シート浮き上がり等への対策が必要です。
- 斎場は市内唯一の火葬場であり、築18年の施設ですが、利用頻度が高いため、設備の老朽化対策が必要です。
- 休日・夜間急患センターは築23年の施設であり、管理上大きな修繕等は発生していない状況ですが、屋上防水や空調機など経年劣化が認められる箇所については対応が必要です。





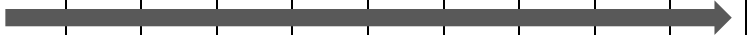
③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針（総合管理計画 P.80）

【主な方針 ⇒ 民営化等の検討、適正規模など】

民営化や民間サービス等を検証するとともに、改修や建替え（更新）が必要な場合は適正な規模によるものとする

④ 今後の具体的な方向性

※  は維持

施設名称	方向性		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
	機能	建物												
丸田納骨堂	維持	改修								改修				
斎場	維持	改修	改修	改修	改修				改修					
休日・夜間急患センター	維持	改修											改修	改修

- ・ 丸田納骨堂は屋内の壁や床等の改修を行い、長寿命化を図ります。
- ・ 斎場については設備の改修工事を実施し、長寿命化を図ります。
- ・ 休日・夜間急患センターは改修工事を実施し、長寿命化を図ります。また、指定管理者による運営を継続しますが、より効果的な手法がある場合は、管理運営方法の見直しを検討します。
- ・ 各施設ともに、定期点検の実施や一定期間の予防保全を導入することなどにより、中長期的な視点でのコスト軽減を図ります。

⑤ 第1期に取組を実施する施設

施設名	丸田納骨堂			
取組方針	取組内容			所管課
改修	2026年度を目途に、主に屋内（壁・床等）の改修工事を実施し、長寿命化を図ることとする。なお、現状と同じく日常の運営業務は地元管理委員会に委託する。			生活環境課
建築からの経過年数	現在	40年	改修時	48年
現施設の延床面積の推移	改修前	165.00 m ²	改修後	165.00 m ²
備考	使用目標年数を70年（改修後22年程度）に設定			

施設名	斎場			
取組方針	取組内容			所管課
改修	2019年度から2021年度にかけて延命化 ¹⁵ 工事（設備の改修工事）を実施し、2040年までの操業を目標とし、適正な管理を実施する。			生活環境課
建築からの経過年数	現在	18年	改修時	19年
現施設の延床面積の推移	改修前	2,192.00 m ²	改修後	2,192.00 m ²
備考	2025年は空調改修工事を予定			

施設名	休日・夜間急患センター			
取組方針	取組内容			所管課
改修	築34年を経過する2029、2030年度を目途に、改修を実施する。なお、改修の際は、最適な機能や規模を検討する。			健康づくり課
建築からの経過年数	現在	23年	改修時	34年
現施設の延床面積の推移	改修前	612.31 m ²	改修後	612.31 m ²
備考				

⑥ 延床面積の推移

分類	2019年3月31日時点 A	2031年3月31日時点 B	増減率 C = (B-A) / A × 100
保健衛生施設	2,969.31 m ²	2,969.31 m ²	0.0%

⑦ 第1期における対策費用（概算） ※改修、建替え（更新）、解体費用を計上し、事後保全による修繕等は含まない。

対策内容	費用
改修	351,196 千円

¹⁵ 施設を長寿命化させるため、適切な施設保全を行うとともに、設備を計画的に更新させること。

● 健康・社会福祉施設

① 対象施設

施設名称	建物延床面積	主施設の 建築年度	築年数	主施設 の構造	耐震 診断	耐震 補強	指定 管理
地域活動支援センター	231.00 m ²	2010	8	W造	—	不要	
健康ふれあい施設 二丈温泉きららの湯	2,333.90 m ²	※ 2017年4月に民営化済み					
健康福祉センター あごら	5,641.17 m ²	1994	24	RC造	—	不要	○
健康福祉センター ふれあい	4,369.47 m ²	1996	22	RC造	—	不要	○
姫島福祉センター はまゆう	294.76 m ²	2013	5	RC造	—	不要	
姫島保健福祉館	177.51 m ²	1966	52	RC造	対象外	対象外	
健康・社会福祉施設合計	13,047.81 m ²						

凡例) W造：木造 RC造：鉄筋コンクリート造

—：「新耐震基準」で建築されているため、耐震診断が不要のもの

不要：「新耐震基準」で建築されている、又は旧耐震基準で建築されているが、新耐震基準に準拠している、あるいは耐震診断により耐震性が確保されていたため、耐震補強が不要のもの

対象外：「糸島市建築物耐震改修促進計画」により、耐震診断・耐震補強の対象外であるもの

○：指定管理者制度を導入しているもの

② 現状と課題

- ・ 地域活動支援センターは築8年の施設であり、建物自体の老朽化は見られない状況です。
- ・ 健康福祉センターあごらと健康福祉センターふれあいは、築20年以上を経過し、浴場や空調設備等の突発的な故障が頻発している状況であり、財政的な負担も大きくなっている状況です。
- ・ 姫島福祉センターはまゆうは、デイサービスや多世代交流が可能な複合施設として、2013（H25）年度に開設し、翌年度に原子力災害対策工事を実施しています。
- ・ 姫島保健福祉館は築52年を経過し、老朽化しているとともに、姫島福祉センターはまゆうと機能が重複している部分があります。

③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針（総合管理計画 P.85）

【主な方針 ⇒ 民営化、統廃合、複合化など】

民営化や民間サービス等を検証し、統廃合や複合化を踏まえて、適正な規模や配置を検討する

④ 今後の具体的な方向性

※ ➡ は維持

施設名称	方向性		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
	機能	建物												
地域活動支援センター	維持	維持	➡											
健康福祉センターあごら	維持	改修	➡										改修	改修
健康福祉センターふれあい	集約	改修	➡									改修	改修	
姫島福祉センターはまゆう	維持	維持	➡											
姫島保健福祉館	廃止	廃止	➡								廃止			

- 健康福祉センターあごらの建物は改修工事を実施し、長寿命化を図ります。
- 健康福祉センターの機能は健康福祉センターあごらに集約します。
- 健康福祉センターふれあいの建物は大規模改修を実施し、可也コミュニティセンターといししま応援プラザの機能を含む多機能の複合施設とします。
- 健康福祉センターふれあいでは実施している事業等は、可也コミュニティセンター等を活用し、継続した実施を検討します。
- 姫島保健福祉館は老朽化しているとともに、近隣に姫島福祉センターはまゆうを設置しているため、建物を廃止します。なお、地元との協議に基づき、廃止時期は変動する可能性があります。
- 姫島保健福祉館を除く各施設については、定期点検の実施や一定期間の予防保全を導入することなどにより、中長期的な視点でのコスト軽減を図ります。
- 老朽化等による不具合については、その度合いにより、安全性、快適性を考慮したうえで、重要な箇所から順次対応します。

⑤ 第1期に取組を実施する施設

施設名	健康福祉センター あごら			
取組方針	取組内容			所管課
改修	2029、2030年度を目途に、市の健康福祉センターの拠点施設として、最適な機能及び規模を検討したうえで大規模改修を実施し、長寿命化を図ることとする。			介護・高齢者支援課
建築からの経過年数	現在	24年	改修時	35年
現施設の延床面積の推移	改修前	5,641.17㎡	改修後	5,641.17㎡
備考	使用目標年数を65年に設定（改修後30年）			

施設名	健康福祉センター ふれあい(★)			
取組方針	取組内容			所管課
【機能】集約 【建物】改修	健康福祉センターの機能をあごらに集約した後、2028、2029年度を目途に大規模改修を実施し、可也コミュニティセンターといとしま応援プラザの機能を含む多機能の複合施設として活用する。			介護・高齢者支援課
建築からの経過年数	現在	22年	改修時	32年
現施設の延床面積の推移	改修前	4,369.47㎡	改修後	3,000.00㎡
備考	詳細なレイアウト等は今後検討を行うため、改修後の面積については変動する可能性有り			

※ ★印はリーディングプロジェクトに関連する取組です。(P.97～)

施設名	姫島保健福祉館			
取組方針	取組内容			所管課
【機能】廃止 【建物】廃止	地元行政区と協議を行い、築60年を迎える2026年度までに地元への譲渡を含む建物の廃止を進める。			介護・高齢者支援課
建築からの経過年数	現在	52年	廃止時	60年
現施設の延床面積の推移	廃止前	177.51㎡	廃止後	0.00㎡
備考	建物廃止後は、地元への譲渡を検討する。なお、地元との協議に基づき、廃止時期は変動する可能性が有る。			

⑥ 延床面積の推移

分類	2019年3月31日時点 A	2031年3月31日時点 B	増減率 C= (B-A) /A×100
健康・社会福祉施設	10,713.91 m ²	6,166.93 m ²	▲42.4%

※ 健康福祉センターふれあい（4,369.47 m²）は改修後、主に市民が利用する複合施設とするため、2031年3月31日時点の延床面積は「健康・社会福祉施設」に計上せず、「市民利用施設：その他施設」(P.19) に計上しています。

⑦ 第1期における対策費用（概算） ※改修、建替え（更新）、解体費用を計上し、事後保全による修繕等は含まない。

対策内容	費用
改修	1,713,894 千円

● 高齢者福祉施設

① 対象施設

施設名称	建物延床面積	主施設の 建築年度	築年数	主施設 の構造	耐震 診断	耐震 補強	指定 管理
高齢者福祉施設 二丈苑	373.47 m ²	1990	28	W造	—	不要	○
介護予防センター はつらつ館	488.99 m ²	2001	17	W造	—	不要	
シニアプラザ	74.90 m ²	2000	18	W造	—	不要	
長糸高齢者いこいの家	168.93 m ²	1999	19	W造	—	不要	
雷山高齢者いこいの家	180.52 m ²	2001	17	W造	—	不要	
南風高齢者いこいの家	107.23 m ²	2002	16	S造	—	不要	
東風高齢者いこいの家	110.58 m ²	2005	13	S造	—	不要	
高齢者福祉施設合計	1,504.62 m ²						

凡例) W造：木造 S造：鉄骨造

—：「新耐震基準」で建築されているため、耐震診断が不要のもの

不要：「新耐震基準」で建築されている、又は旧耐震基準で建築されているが、新耐震基準に準拠している、あるいは耐震診断により耐震性が確保されていたため、耐震補強が不要のもの

○：指定管理者制度を導入しているもの

② 現状と課題

- ・ 高齢者福祉施設二丈苑は築 28 年を経過する施設であるとともに、二丈地域包括支援センター¹⁶としても活用しています。
- ・ 介護予防センターはつらつ館、シニアプラザは築 15 年以上経過する施設ですが、施設の維持については小規模修繕で対応できている状況です。
- ・ 単独施設として設置している長糸高齢者いこいの家、雷山高齢者いこいの家は、築 15 年以上経過しており、修繕工事が頻繁に必要となっています。
- ・ 南風高齢者いこいの家、東風高齢者いこいの家は各校区コミュニティセンターに設置しており、複合施設として運用しています。

¹⁶ いっまでも健やかに住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、介護・健康・福祉・医療・生活などに関する高齢者のための相談窓口のこと。

③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針（総合管理計画 P.90）

【主な方針 ⇒ 複合化、民営化、廃止など】
機能移転による複合化を基本に、民営化や廃止を踏まえて、適切な規模や配置を検討する

④ 今後の具体的な方向性

※ ➡ は維持

施設名称	方向性		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
	機能	建物													
高齢者福祉施設 二丈苑	移転	廃止	➡						廃止						
介護予防センター はつらつ館	維持	維持	➡												
シニアプラザ	維持	維持	➡												
長糸高齢者いこいの家	移転	廃止	➡						廃止						
雷山高齢者いこいの家	移転	廃止	➡					廃止							
南風高齢者いこいの家	維持	維持	➡												
東風高齢者いこいの家	維持	維持	➡												

- ・ 高齢者福祉施設二丈苑については、新庁舎整備後、現在主に市の会議室として使用している交流プラザ二丈館の2階部分の活用方法を整理した後、2025年度を目途に機能を移転し、建物を廃止します。
- ・ 介護予防センターはつらつ館は現状を維持することとし、老朽化等の不具合については、安全性、快適性を考慮したうえで、重要な箇所から順次対応することとします。
- ・ シニアプラザは利用状況を精査したうえで、現ふれあいの建物を改修して設置する複合施設への機能移転を含め、維持・廃止の両方を視野に検討していきます。
- ・ 長糸高齢者いこいの家及び雷山高齢者いこいの家は、公民館のコミュニティセンター化を踏まえ、各コミュニティセンターの改修後、機能を移転し、建物を廃止します。
- ・ 南風高齢者いこいの家及び東風高齢者いこいの家は、公民館のコミュニティセンター化を踏まえ、そのあり方について検討します。
- ・ 廃止する施設を除く各施設については、定期点検の実施や一定期間の予防保全を導入することなどにより、中長期的な視点でのコスト軽減を図ります。

- ・ 老朽化等による不具合については、その度合いにより、安全性、快適性を考慮したうえで、重要な箇所から順次対応します。

⑤ 第1期に取組を実施する施設

施設名	高齢者福祉施設 二丈苑			
取組方針	取組内容			所管課
【機能】移転 【建物】廃止	施設が老朽化しているとともに、今後、継続的な維持補修が見込まれるため、新庁舎整備後、現在主に市の会議室として利用している交流プラザ二丈館の2階部分の活用方法を整理し、二丈苑が持つ機能を移転し、建物を廃止する。			介護・高齢者支援課
建築からの経過年数	現在	28年	廃止時	35年
現施設の延床面積の推移	廃止前	373.47㎡	廃止後	0.00㎡
備考	建物廃止後は、民間事業者への売却を検討する。			

施設名	長糸高齢者いこいの家			
取組方針	取組内容			所管課
【機能】移転 【建物】廃止	2024、2025年度を目途に実施する長糸コミュニティセンターの改修後、現施設が持つ機能を移転し、建物を廃止する。なお、コミュニティセンター改修時には、高齢者だけでなく多世代が集えるスペースの確保を検討する。			介護・高齢者支援課
建築からの経過年数	現在	19年	廃止時	27年
現施設の延床面積の推移	廃止前	168.93㎡	廃止後	0.00㎡
備考	建物廃止後は、地元への譲渡又は民間事業者への売却等を検討する。			

施設名	雷山高齢者いこいの家			
取組方針	取組内容			所管課
【機能】移転 【建物】廃止	2022、2023年度を目途に実施する雷山コミュニティセンターの改修後、現施設が持つ機能を移転し、建物を廃止する。なお、コミュニティセンター改修時には、高齢者だけでなく多世代が集えるスペースの確保を検討する。			介護・高齢者支援課
建築からの経過年数	現在	17年	廃止時	23年
現施設の延床面積の推移	廃止前	180.52㎡	廃止後	0.00㎡
備考	建物廃止後は、地元への譲渡又は民間事業者への売却等を検討する。			

⑥ 延床面積の推移

分類	2019年3月31日時点 A	2031年3月31日時点 B	増減率 C = (B-A) / A × 100
高齢者福祉施設	1,504.62㎡	781.70㎡	▲48.0%

⑦ 第1期における対策費用（概算） ※改修、建替え（更新）、解体費用を計上し、事後保全による修繕等は含まない。

対策内容	費用
—	— 千円

● 児童福祉施設

① 対象施設

施設名称	建物延床面積	主施設の 建築年度	築年数	主施設 の構造	耐震 診断	耐震 補強	指定 管理
神在保育所	884.10 m ²	※ 2017年4月に民営化済み					
子育て支援センター すくすく	386.85 m ²	2005	13	S造	—	不要	
子育て支援センター にこここ	193.54 m ²	1998	20	SRC造	—	不要	
子育て支援センター ぽかぽか・きらきら	695.74 m ²	1981	37	RC造	—	不要	
母子生活支援施設 笹山苑	573.00 m ²	※ 2016年8月に廃止済み					
病児・病後児保育施設	81.15 m ²	2003	15	W造	—	不要	○
波多江1・2放課後児童 クラブ	254.97 m ²	1999	19	W造	—	不要	○
波多江3放課後児童クラブ	※ 小学校に同居した施設						○
波多江4放課後児童クラブ	※ 小学校に同居した施設						○
東風1・2放課後児童クラブ	192.34 m ²	2005	13	S造	—	不要	○
東風3放課後児童クラブ	135.39 m ²	2018	0	W造	—	不要	○
前原放課後児童クラブ	172.42 m ²	1995	23	W造	—	不要	○
前原第2放課後児童クラブ	175.97 m ²	2012	6	W造	—	不要	○
前原南放課後児童クラブ	157.18 m ²	2000	18	W造	—	不要	○
前原南第2放課後児童 クラブ	175.50 m ²	2013	5	W造	—	不要	○
前原南3放課後児童クラブ	167.90 m ²	2018	0	S造	—	不要	○
南風1放課後児童クラブ	100.17 m ²	2002	16	S造	—	不要	○
南風第2放課後児童クラブ	98.69 m ²	2008	10	S造	—	不要	○
南風3放課後児童クラブ	※ 小学校に同居した施設						○

施設名称	建物延床面積	主施設の 建築年度	築年数	主施設 の構造	耐震 診断	耐震 補強	指定 管理
加布里放課後児童クラブ	159.20 m ²	1997	21	W造	—	不要	○
長糸放課後児童クラブ	109.30 m ²	2011	7	W造	—	不要	○
雷山放課後児童クラブ	173.67 m ²	2001	17	W造	—	不要	○
怡土放課後児童クラブ	129.33 m ²	1997	21	W造	—	不要	○
怡土2放課後児童クラブ	※ 小学校に同居した施設						○
一貴山放課後児童クラブ	87.15 m ²	1995	23	W造	—	不要	○
深江放課後児童クラブ	103.84 m ²	1999	19	W造	—	不要	○
福吉放課後児童クラブ	119.21 m ²	2009	9	W造	—	不要	○
可也第1放課後児童クラブ	180.00 m ²	1997	21	W造	—	不要	○
可也第2放課後児童クラブ	170.05 m ²	2009	9	W造	—	不要	○
桜野放課後児童クラブ	110.69 m ²	1997	21	W造	—	不要	○
引津放課後児童クラブ	92.74 m ²	1999	19	W造	—	不要	○
引津第2放課後児童クラブ	175.38 m ²	2015	3	W造	—	不要	○
児童福祉施設合計	6,055.47 m ²						

凡例) S造：鉄骨造 SRC造：鉄骨鉄筋コンクリート造 RC造：鉄筋コンクリート造 W造：木造

—：「新耐震基準」で建築されているため、耐震診断が不要のもの

不要：「新耐震基準」で建築されている、又は旧耐震基準で建築されているが、新耐震基準に準拠している、あるいは耐震診断により耐震性が確保されていたため、耐震補強が不要のもの

○：指定管理者制度を導入しているもの

② 現状と課題

- ・ 子育て支援センターは現在市内3カ所に設置し、事業を実施しています。
- ・ 「すくすく」については単体で設置している施設であるとともに、現在の立地場所の利便性等も考慮し、最適な配置の検討が必要です。
- ・ 「にこにこ」、「ぼかぼか・きらきら」は2015年度（平成27年度）に旧二丈、志摩庁舎を改修して設置した交流プラザ内に設置しています。なお、「きらきら」は療育機能を持った市内で唯一の施設です。

- ・ 病児・病後児保育施設は築 15 年を経過していますが、市内には民間も含め、同様の施設は他にないため、適正な維持管理が必要です。
- ・ 放課後児童クラブは市内に 26 か所設置しており、小学校の教室を利用して設置している施設もあります。
- ・ 放課後児童クラブは指定管理制度を導入しており、効率的な運営に取り組んでいます。
- ・ 近年、市民のライフスタイルの変化等により入所児童が増加しており、施設の新設等を検討する必要があります。

③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針（総合管理計画 P.96）

【主な方針 ⇒ 民営化、複合化など】
民営化や複合化を基本に、適正な規模や配置を検討する

④ 今後の具体的な方向性

※ ➡ は維持

施設名称	方向性		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
	機能	建物													
子育て支援センター すくすく	複合	複合 廃止	➡						複合 廃止						
子育て支援センター にこにこ	維持	維持	➡												
子育て支援センター ぼかぼか・きらきら	維持	維持	➡												
病児・病後児保 育施設	維持	維持	➡												
波多江 1・2 放 課後児童クラブ	拡大	改修	改修	➡											
波多江 3 放課後 児童クラブ	維持	維持	➡												
波多江 4 放課後 児童クラブ	維持	維持	➡												
東風 1・2 放課 後児童クラブ	維持	維持	➡												
東風 3 放課後児 童クラブ	維持	維持	➡												

※ ➡ は維持

施設名称	方向性		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
	機能	建物													
前原放課後児童クラブ	維持	維持	➡												
前原第2放課後児童クラブ	維持	維持	➡												
前原南放課後児童クラブ	維持	維持	➡												
前原南第2放課後児童クラブ	維持	維持	➡												
前原南3放課後児童クラブ	維持	維持	➡												
南風1放課後児童クラブ	維持	維持	➡												
南風第2放課後児童クラブ	維持	維持	➡												
南風3放課後児童クラブ	維持	維持	➡												
加布里放課後児童クラブ	拡大	改修	改修	➡											
長糸放課後児童クラブ	維持	維持	➡												
雷山放課後児童クラブ	維持	維持	➡												
怡土放課後児童クラブ	維持	維持	➡												
怡土2放課後児童クラブ	維持	維持	➡												
一貴山放課後児童クラブ	維持	維持	➡												
深江放課後児童クラブ	維持	維持	➡												
福吉放課後児童クラブ	維持	維持	➡												
可也第1放課後児童クラブ	維持	維持	➡												
可也第2放課後児童クラブ	維持	維持	➡												
桜野放課後児童クラブ	維持	維持	➡												

※ ➡ は維持

施設名称	方向性		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
	機能	建物												
引津放課後児童クラブ	維持	維持	➡											
引津第2放課後児童クラブ	維持	維持	➡											

凡例) 複合廃止：他の施設に複合後、建物を廃止するもの

- ・ 子育て支援センター「すくすく」は、新庁舎整備後、複合施設として活用する現市役所新館建物を改修し、複合します。なお、複合後の跡地については、民間への売却を検討します。
- ・ 病児・病後児保育施設は現指定管理者と協議を行い、民営化を含め、より効率的な運営管理方法を検討します。
- ・ 放課後児童クラブについては小学校施設との複合化を基本に検討することとし、小学校の大規模改修（大規模改造）や建替え（更新）時期に合わせ、各児童クラブのあり方について検討を行います。
- ・ 木造の放課後児童クラブは、建築後40年での建替え（更新）を基本に検討します。
- ・ 波多江1・2、加布里放課後児童クラブは2019年度に改修を実施します。
- ・ 各施設とも、老朽化等による不具合については、その度合いにより、安全性、快適性を考慮したうえで、重要な箇所から順次対応します。
- ・ 小学校の教室を利用し設置している放課後児童クラブについては、教室を借用できなくなった場合を想定し、今後の方策を検討します。

⑤ 第1期に取組を実施する施設

施設名	子育て支援センター すくすく (★)			
取組方針	取組内容			所管課
【機能】複合 【建物】複合 廃止	新庁舎整備後の2025年度を目途に、現市役所新館建物へ複合する。 なお、複合により利用者の利便性向上及び所管課等との連携による機能強化を図る。			子ども課
建築からの経過年数	現在	13年	複合廃止時	20年
現施設の延床面積の推移	複合廃止前	386.85㎡	複合廃止後	0.00㎡
備考	複合後の跡地については売却を検討する。			

※ ★印はリーディングプロジェクトに関連する取組です。(P.103～)

施設名	波多江1・2放課後児童クラブ			
取組方針	取組内容			所管課
改修	現施設については玄関が1ヵ所しかなく、トイレの数も利用児童数に対して不足しているため、2019年度に改修を実施する。併せて、施設を充実させることにより、児童の生活環境の改善を図る。			子ども課
建築からの経過年数	現在	19年	改修時	20年
現施設の延床面積の推移	改修前	254.97 m ²	改修後	297.74 m ²
備考				

施設名	加布里放課後児童クラブ			
取組方針	取組内容			所管課
改修	現施設については利用する児童数が増加し、保育スペースが確保できないため、2019年度に改修を実施する。併せて、施設を充実させることにより、児童の生活環境の改善を図る。			子ども課
建築からの経過年数	現在	21年	改修時	22年
現施設の延床面積の推移	改修前	159.20 m ²	改修後	188.56 m ²
備考				

⑥ 延床面積の推移

分類	2019年3月31日時点 A	2031年3月31日時点 B	増減率 C = (B-A) / A × 100
児童福祉施設	4,598.37 m ²	4,283.65 m ²	▲6.8%

⑦ 第1期における対策費用（概算） ※改修、建替え（更新）、解体費用を計上し、事後保全による修繕等は含まない。

対策内容	費用
改修	20,097 千円

(6) 行政施設：行政施設

● 庁舎等

① 対象施設

施設名称	建物延床面積	主施設の 建築年度	築年数	主施設 の構造	耐震 診断	耐震 補強	指定 管理
糸島市役所	9,157.87 m ²	1970	48	RC造	実施済	実施済	
前原書庫	312.00 m ²	1981	37	RC造	—	不要	
第三別館	591.26 m ²	2001	17	S造	—	不要	
交流プラザ二丈館	1,506.93 m ²	1998	20	SRC造	—	不要	
交流プラザ志摩館	2,099.17 m ²	1981	37	RC造	—	不要	
NPO・ボランティアセンター	162.00 m ²	1974	44	RC造	未実施	未実施	
ふるさとハローワーク	167.92 m ²	1974	44	RC造	未実施	未実施	
水防倉庫（前原）	32.40 m ²	1989	29	S造	—	不要	
水防倉庫（御床）	42.00 m ²	不明	—	W造	対象外	対象外	
市民まつり倉庫	50.00 m ²	1993	25	S造	—	不要	
渡船ひめしま物置	16.00 m ²	1978	40	W造	対象外	対象外	
指定ごみ袋倉庫 （二丈）	32.00 m ²	※ 2018年6月に解体済み					
指定ごみ袋倉庫 （志摩）	19.00 m ²	1998	20	W造	—	不要	
波多江小学校 社会体育倉庫	9.93 m ²	1992	26	W造	—	不要	
雷山小学校 社会体育倉庫	9.93 m ²	1992	26	W造	—	不要	
怡土小学校 社会体育倉庫	9.93 m ²	1993	25	W造	—	不要	
前原中学校 社会体育倉庫	9.93 m ²	2005	13	W造	—	不要	
文化事業機材保管倉庫	80.48 m ²	2001	17	W造	—	不要	
曽根第1文化財事務所	157.68 m ²	2002	16	S造	—	不要	

施設名称	建物延床面積	主施設の 建築年度	築年数	主施設 の構造	耐震 診断	耐震 補強	指定 管理
曾根第2文化財事務所	69.00 m ²	1992	26	S造	—	不要	
曾根第3文化財事務所	56.00 m ²	1999	19	S造	—	不要	
高祖第1文化財事務所	360.72 m ²	2001	17	S造	—	不要	
高祖第2文化財事務所	118.40 m ²	2001	17	S造	—	不要	
二丈深江文化財事務所	192.42 m ²	1996	22	S造	—	不要	
志摩芥屋文化財事務所	215.30 m ²	2003	15	W造	—	不要	
三雲文化財倉庫	532.04 m ²	1986	32	S造	—	不要	
庁舎等合計	16,010.31 m ²						

凡例) RC造：鉄筋コンクリート造 S造：鉄骨造 SRC造：鉄骨鉄筋コンクリート造 W造：木造

—：「新耐震基準」で建築されているため、耐震診断が不要のもの

不要：「新耐震基準」で建築されている、又は旧耐震基準で建築されているが、新耐震基準に準拠している、あるいは耐震診断により耐震性が確保されていたため、耐震補強が不要のもの

対象外：「糸島市建築物耐震改修促進計画」により、耐震診断・耐震補強の対象外であるもの

② 現状と課題

- ・ 糸島市役所本館は建築後 48 年が経過しており、建物及び設備の老朽化が進んでいるため、継続的な維持補修が必要な状況です。
- ・ 前原書庫は建築後 37 年が経過しているとともに、市庁舎と離れた場所に設置しているため、利便性向上を含めた検討が必要です。
- ・ 交流プラザ二丈館及び志摩館については、複合施設として活用しています。
- ・ NPO・ボランティアセンター及びふるさとハローワークは旧自治会館に設置しており、利用者は増加傾向にありますが、施設の老朽化への対策が必要です。
- ・ 市内各所に設置している文化財事務所については、事務の効率化を図るため、施設の集約等を検討する必要があります。

③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針（総合管理計画 P.102）

【主な方針 ⇒ 複合化、統廃合、転用など】
 糸島市役所は、平成36年度までに新庁舎基本構想に基づく建替え（更新）等を実施し、その他施設は、複合化等による適正な規模や配置を検討する

④ 今後の具体的な方向性

※ ➡ は維持

施設名称	方向性		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
	機能	建物													
糸島市役所	拡大	更新 改修	➡			更新	更新	改修	➡						
前原書庫	複合	複合 解体	➡						複合 解体						
第三別館	維持	維持	➡												
交流プラザ 二丈館	縮小	維持	➡												
交流プラザ 志摩館	縮小	維持	➡												
NPO・ボランティア アセンター	複合	複合 解体	➡						複合 解体						
ふるさと ハローワーク	複合	複合 解体	➡						複合 解体						
水防倉庫 (前原)	廃止	解体	➡			解体									
水防倉庫 (御床)	廃止	譲渡	➡			譲渡									
市民まつり倉庫	維持	維持	➡												
渡船ひめしま 物置	維持	維持	➡												
指定ごみ袋倉庫 (志摩)	廃止	廃止	➡						廃止						
波多江小学校 社会体育倉庫	維持	維持	➡												
雷山小学校 社会体育倉庫	維持	維持	➡												

※ → は維持

施設名称	方向性		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030		
	機能	建物														
怡土小学校 社会体育倉庫	維持	維持	→													
前原中学校 社会体育倉庫	維持	維持	→													
文化事業機材 保管倉庫	維持	維持	→													
曾根第1文化 財事務所	維持	維持	→													
曾根第2文化 財事務所	集約	解体	→					解体								
曾根第3文化 財事務所	集約	解体	→											解体		
高祖第1文化 財事務所	維持	維持	→													
高祖第2文化 財事務所	維持	維持	→													
二丈深江文化 財事務所	維持	維持	→													
志摩芥屋文化 財事務所	維持	維持	→													
三雲文化財倉庫	維持	改修	→											改修 →		

凡例) 複合解体：他の施設に複合後、建物を解体するもの

- ・ 糸島市役所は、糸島市新庁舎基本構想・基本計画に基づき建替え（更新）を実施します。
- ・ 前原書庫、NPO・ボランティアセンター、及びふるさとハローワークは、新庁舎整備後、複合施設として活用する現市役所新館建物を改修し、複合します。
- ・ 駐車場は、新庁舎整備において、想定される複合施設の利用者分を含めて拡大し、混雑時の駐車場不足の解消を図ります。
- ・ 交流プラザ二丈館及び志摩館において、現在市の会議室として使用しているスペースについては、新庁舎整備後、その活用方法について検討します。
- ・ 水防倉庫（前原）は、多目的体育館を含む運動公園及び新庁舎整備に合わせ、他施設に資材保管スペースを確保することとし、現施設については廃止します。
- ・ 水防倉庫（御床）は、地元行政区の物資及び市の水防資機材を保管しているため、水防倉庫としての機能を廃止し、地元行政区への譲渡を検討します。

- ・ 指定ごみ袋倉庫（志摩）は新庁舎整備に合わせ、庁舎周辺にスペースを確保したうえで、現施設については廃止します。
- ・ 文化財については一カ所での集中管理が望ましいため、機能統合による施設の集約を検討することとし、第1期においては曾根第2及び第3文化財事務所の集約を実施します。
- ・ 三雲文化財倉庫を市の文化財倉庫の拠点と位置付け、市内に点在している文化財倉庫の機能を集約します。

⑤ 第1期に取組を実施する施設

施設名	糸島市役所（★）			
取組方針	取組内容			所管課
建替え（更新）	2022、2023年度を目途に、庁舎の建替え（更新）を実施する。また、新庁舎整備後、新館については改修を行い、市民が利用する複合施設として活用する。			管財契約課
建築からの経過年数	現 在	48年	建替え時	52年
現施設の延床面積の推移	建替え前	9,157.87 m ²	建替え後	13,013.11 m ²
備 考	新たに整備する新庁舎の延床面積は11,800.00 m ² を想定し、検討を進める。			

※ ★印はリーディングプロジェクトに関連する取組です。（P.103～）

施設名	前原書庫（★）			
取組方針	取組内容			所管課
【機能】複合 【建物】複合 解体	新庁舎整備後の2025年度を目途に、現市役所新館建物へ複合する。 なお、複合後、現建物は解体し、跡地については売却を検討する。			総務課
建築からの経過年数	現 在	37年	複合解体時	44年
現施設の延床面積の推移	複合解体前	312.00 m ²	複合解体後	0.00 m ²
備 考				

※ ★印はリーディングプロジェクトに関連する取組です。（P.103～）

施設名	NPO・ボランティアセンター（★）			
取組方針	取組内容			所管課
【機能】複合 【建物】複合 解体	現施設が入居している旧自治会館については施設が老朽化しているため、新庁舎整備後の2025年度を目途に、現市役所新館建物へ複合する。 なお、複合後、現建物は解体し、跡地については売却を検討する。			地域振興課
建築からの経過年数	現在	44年	複合解体時	51年
現施設の延床面積の推移	複合解体前	162.00 m ²	複合解体後	0.00 m ²
備考				

※ ★印はリーディングプロジェクトに関連する取組です。（P.103～）

施設名	ふるさとハローワーク（★）			
取組方針	取組内容			所管課
【機能】複合 【建物】複合 解体	現施設が入居している旧自治会館については施設が老朽化しているため、新庁舎整備後の2025年度を目途に、現市役所新館建物へ複合する。 なお、複合後、現建物は解体し、跡地については売却を検討する。			商工観光課
建築からの経過年数	現在	44年	複合解体時	51年
現施設の延床面積の推移	複合解体前	167.92 m ²	複合解体後	0.00 m ²
備考				

※ ★印はリーディングプロジェクトに関連する取組です。（P.103～）

施設名	水防倉庫（前原）			
取組方針	取組内容			所管課
【機能】廃止 【建物】解体	新庁舎及び多目的体育館の整備に合わせ、他施設に資材保管スペースを確保し、現施設については2022年度を目途に廃止する。			危機管理課
建築からの経過年数	現在	29年	解体時	33年
現施設の延床面積の推移	解体前	32.40 m ²	解体後	0.00 m ²
備考				

施設名	水防倉庫（御床）			
取組方針	取組内容			所管課
【機能】廃止 【建物】譲渡	現在、地元行政区の物資及び市の水防資機材を保管しており、今後、市の水防倉庫としての機能は廃止し、建物については2022年度を目途に、地元行政区への譲渡を検討する。			危機管理課
建築からの経過年数	現在	不明	譲渡時	不明
現施設の延床面積の推移	譲渡前	42.00 m ²	譲渡後	0.00 m ²
備考	施設の設置年度は不明			

施設名	指定ごみ袋倉庫（志摩）			
取組方針	取組内容			所管課
【機能】廃止 【建物】廃止	現在、交流プラザ志摩館敷地内に設置しているが、新庁舎整備に合わせ、2024年度を目途に、本庁舎周辺にスペースを確保し、現施設を廃止する。			生活環境課
建築からの経過年数	現在	20年	廃止時	26年
現施設の延床面積の推移	廃止前	19.00 m ²	廃止後	0.00 m ²
備考				

施設名	曽根第2文化財事務所			
取組方針	取組内容			所管課
【機能】集約 【建物】解体	発掘による出土品は廃棄できないため保管する必要があるが、一カ所での集中管理が望ましい。そのため、收藏している出土品等は築30年を迎える2022年度を目途に三雲文化財倉庫へ集約し、現施設については廃止する。			文化課
建築からの経過年数	現在	26年	解体時	30年
現施設の延床面積の推移	解体前	69.00 m ²	解体後	0.00 m ²
備考				

施設名	曾根第3文化財事務所			
取組方針	取組内容			所管課
【機能】集約 【建物】解体	発掘による出土品は廃棄できないため保管する必要があるが、一カ所での集中管理が望ましい。そのため、収蔵している出土品等は築30年を迎える2029年度を目途に三雲文化財倉庫へ集約し、現施設については廃止する。			文化課
建築からの経過年数	現 在	19年	解体時	30年
現施設の延床面積の推移	解体前	56.00 m ²	解体後	0.00 m ²
備 考				

施設名	三雲文化財倉庫			
取組方針	取組内容			所管課
改修	市の文化財倉庫の拠点施設として活用する。なお、2029年度に施設の有効活用を図るため、重量棚の設置を実施する。			文化課
建築からの経過年数	現 在	32年	改修時	43年
現施設の延床面積の推移	改修前	532.04 m ²	改修後	532.04 m ²
備 考				

⑥ 延床面積の推移

分類	2019年3月31日時点 A	2031年3月31日時点 B	増減率 C = (B-A) / A × 100
庁舎等	15,978.31 m ²	18,973.23 m ²	18.7%

※ 糸島市役所新館（3,009.23 m²）は改修後、主に市民が利用する複合施設として活用するため、2031年3月31日時点の延床面積は「庁舎等」に計上せず、「市民利用施設：その他施設」（P.19）に計上しています。

⑦ 第1期における対策費用（概算） ※改修、建替え（更新）、解体費用を計上し、事後保全による修繕等は含まない。

対策内容	費用
建替え・解体・改修	7,020,850 千円

● 教育施設

① 対象施設

施設名称	建物延床面積	主施設の 建築年度	築年数	主施設 の構造	耐震 診断	耐震 補強	指定 管理
教育センター	274.60 ㎡	1991	27	RC 造	—	不要	
教育相談室	20.58 ㎡	1991	27	RC 造	—	不要	
適応指導教室	46.35 ㎡	1991	27	RC 造	—	不要	
教育施設合計	341.53 ㎡						

凡例) RC 造：鉄筋コンクリート造

—：「新耐震基準」で建築されているため、耐震診断が不要のもの

不要：「新耐震基準」で建築されている、又は旧耐震基準で建築されているが、新耐震基準に準拠している、あるいは耐震診断により耐震性が確保されていたため、耐震補強が不要のもの

② 現状と課題

- ・ 平成 27 年度に教育関連 3 施設を 1 か所に集約し、図書館（本館）施設に複合しています。
- ・ 複合している施設については建築から 27 年が経過している施設であり、今後、老朽化対策も含めた適正な維持管理が必要です。

③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針（総合管理計画 P.106）

【主な方針 ⇒ 集約化済】

平成 27 年度に集約化しており、利用状況を確認しながら、今後のあり方を検討する

④ 今後の具体的な方向性

※ ➡ は維持

施設名称	方向性		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
	機能	建物												
教育センター	維持	維持	➡											
教育相談室	維持	維持	➡											
適応指導教室	維持	維持	➡											

- ・ 当面の間は現状どおりの運営とし、老朽化等による不具合については、その度合いにより、安全性、快適性を考慮したうえで、重要な箇所から順次対応します。
- ・ 教育センターについては将来的に、小中学校への複合化を検討します。
- ・ 教育相談室及び適応指導教室については施設が持つ機能の性質を考慮し、周辺環境を含む現在の立地条件よりも良い施設があれば、移転も含め検討することとします。

⑤ 延床面積の推移

分類	2019年3月31日時点 A	2031年3月31日時点 B	増減率 C= (B-A) /A×100
教育施設	341.53 m ²	341.53 m ²	0.0%

⑥ 第1期における対策費用（概算） ※改修、建替え（更新）、解体費用を計上し、事後保全による修繕等は含まない。

対策内容	費用
—	— 千円

● 消防施設

① 対象施設

施設名称	建物延床面積	主施設の 建築年度	築年数	主施設 の構造	耐震 診断	耐震 補強	指定 管理
消防本部	3,274.35 m ²	1999	19	RC造	—	不要	
消防署 前原出張所	399.92 m ²	2004	14	SRC造	—	不要	
消防署 二丈出張所	349.05 m ²	2006	12	S造	—	不要	
消防署 志摩出張所	357.49 m ²	2013	5	S造	—	不要	
消防団 波多江分団詰所	120.72 m ²	1998	20	W造	—	不要	
消防団 前原分団詰所	130.48 m ²	2001	17	W造	—	不要	
消防団 加布里分団詰所	117.64 m ²	1997	21	W造	—	不要	
消防団 長糸分団詰所	102.14 m ²	1991	27	W造	—	不要	
消防団 雷山分団詰所	130.86 m ²	1999	19	W造	—	不要	
消防団 怡土分団詰所	108.53 m ²	1994	24	W造	—	不要	
消防団 一貴山分団詰所	123.84 m ²	2012	6	W造	—	不要	
消防団 深江分団詰所	98.06 m ²	2001	17	S造	—	不要	
消防団 福吉分団詰所	121.87 m ²	2016	2	W造	—	不要	
消防団 福吉分団（水上） 車庫	26.00 m ²	1990	28	S造	—	不要	
消防団 可也分団詰所	67.90 m ²	2000	18	W造	—	不要	
消防団 小富士分団詰所	66.46 m ²	1992	26	W造	—	不要	
消防団 野北分団詰所	60.93 m ²	1987	31	W造	—	不要	
消防団 桜井分団詰所	57.34 m ²	1990	28	W造	—	不要	
消防団 芥屋分団（岐志） 詰所	56.72 m ²	1993	25	W造	—	不要	

施設名称	建物延床面積	主施設の 建築年度	築年数	主施設 の構造	耐震 診断	耐震 補強	指定 管理
消防団 芥屋分団（芥屋） 車庫	59.62 m ²	1994	24	W造	—	不要	
消防団 芥屋分団（姫島） 格納庫	43.20 m ²	1988	30	W造	—	不要	
消防施設合計	5,873.12 m ²						

凡例) RC造：鉄筋コンクリート造 SRC造：鉄骨鉄筋コンクリート造 S造：鉄骨造 W造：木造

—：「新耐震基準」で建築されているため、耐震診断が不要のもの

不要：「新耐震基準」で建築されている、又は旧耐震基準で建築されているが、新耐震基準に準拠している、あるいは耐震診断により耐震性が確保されていたため、耐震補強が不要のもの

② 現状と課題

- ・ 消防本部は建築から 19 年を経過しており、設備に関する故障が発生しているため、早急な対応が必要です。
- ・ 前原、二丈、志摩に設置している消防署出張所は、比較的築年数が浅いため、施設に関する大きな不具合は発生していない状況ですが、今後も適正な維持管理が求められます。
- ・ 各分団詰所等は木造建築物が多く、施設規模に統一性がありません。

③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針（総合管理計画 P.109）

【主な方針 ⇒ 現状維持など】

現状維持を基本とするが、適正な規模の確保と、複合化による機能の共用化や統廃合等を検討する

④ 今後の具体的な方向性

※ ➡ は維持

施設名称	方向性		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
	機能	建物												
消防本部	維持	改修	➡	改修	➡								改修	改修
消防署 前原出張所	維持	維持	➡											
消防署 二丈出張所	維持	維持	➡											

※ → は維持

施設名称	方向性		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
	機能	建物													
消防署 志摩出張所	維持	維持	→												
消防団 波多江分団詰所	維持	維持	→												
消防団 前原分団詰所	維持	維持	→												
消防団 加布里分団詰所	維持	維持	→												
消防団 長糸分団詰所	維持	維持	→												
消防団 雷山分団詰所	維持	維持	→												
消防団 怡土分団詰所	維持	維持	→												
消防団 一貴山分団詰所	維持	維持	→												
消防団 深江分団詰所	維持	維持	→												
消防団 福吉分団詰所	維持	維持	→												
消防団 福吉分 団（水上）車庫	拡大	更新	→												更新
消防団 可也分団詰所	維持	維持	→												
消防団 小富士分団詰所	維持	維持	→												
消防団 野北分団詰所	拡大	更新	→												更新
消防団 桜井分団詰所	拡大	更新	→												更新
消防団 芥屋分 団（岐志）詰所	維持	維持	→												
消防団 芥屋分 団（芥屋）車庫	維持	維持	→												
消防団 芥屋分団 （姫島）格納庫	維持	更新	→												更新

- ・ 消防本部については防災拠点としての機能を確保するため、大規模改修を実施します。
- ・ 市内に3ヵ所設置している消防署出張所については現状維持を基本とし、必要な修繕を行うとともに、予防保全を導入することで、中長期的なコスト削減に努めます。
- ・ なお、建築から30年を経過し、大規模改修時期を迎える第2期において、1署3出張所体制のあり方について検討を行います。
- ・ 木造の消防団詰所等については大規模改修を実施せず、建築から40年を経過する時期を目途に建替え（更新）を検討します。
- ・ 建替え（更新）にあたっては、各分団詰所の延床面積は100㎡に統一するとともに、木造ではなく鉄骨造を基本とし、長期利用に耐え得る施設として整備します。なお、車庫等については50㎡を基本に整備します。
- ・ 各施設とも、老朽化等による不具合については、その度合いにより、安全性、快適性を考慮したうえで、重要な箇所から順次対応します。

⑤ 第1期に取組を実施する施設

施設名	消防本部			
取組方針	取組内容			所管課
改修	災害による停電時等に防災拠点としての機能を維持するために必要な非常用自家発電機が老朽化しているため、2020年度に設備更新を行う。また、建築から30年を経過する2029、2030年度を目途に、施設の大規模改修を実施する。			消防総務課
建築からの経過年数	現在	19年	改修時	30年
現施設の延床面積の推移	改修前	3,274.35㎡	改修後	3,274.35㎡
備考	大規模改修等の必要な対策を施すことで、建物の使用目標年数を60年に設定			

施設名	消防団 福吉分団（水上）車庫			
取組方針	取組内容			所管課
建替え（更新）	建築から40年を経過する2030年度を目途に、建替え（更新）を実施する。なお、現在は資機材等を収納するスペースがないため、規模拡大することで機能を向上させた車庫として整備する。			警防課
建築からの経過年数	現在	28年	建替え時	40年
現施設の延床面積の推移	建替え前	26.00㎡	建替え後	50.00㎡
備考				

施設名	消防団 野北分団詰所			
取組方針	取組内容			所管課
建替え（更新）	建築から40年を経過する2027年度を目途に、建替え（更新）を実施する。なお、現詰所には消防団が待機するために必要な給湯、トイレ等の設備がなく、また、防災倉庫もないため、建替え（更新）の際に整備を行い、機能を向上させた詰所とする。			警防課
建築からの経過年数	現 在	31年	建替え時	40年
現施設の延床面積の推移	建替え前	60.93 m ²	建替え後	100.00 m ²
備 考				

施設名	消防団 桜井分団詰所			
取組方針	取組内容			所管課
建替え（更新）	建築から39年を経過する2029年度を目途に、建替え（更新）を実施する。なお、現詰所には消防団が待機するために必要な給湯、トイレ等の設備がなく、また、防災倉庫もないため、建替え（更新）の際に整備を行い、機能を向上させた詰所とする。			警防課
建築からの経過年数	現 在	28年	建替え時	39年
現施設の延床面積の推移	建替え前	57.34 m ²	建替え後	100.00 m ²
備 考				

施設名	消防団 芥屋分団（姫島）格納庫			
取組方針	取組内容			所管課
建替え（更新）	建築から40年を経過する2028年度を目途に、建替え（更新）を実施する。なお、現格納庫には車両がなく、小型ポンプのみ格納しているため、現状の規模での建替え（更新）を実施する。			警防課
建築からの経過年数	現 在	30年	建替え時	40年
現施設の延床面積の推移	建替え前	43.20 m ²	建替え後	43.20 m ²
備 考				

⑥ 延床面積の推移

分類	2019年3月31日時点 A	2031年3月31日時点 B	増減率 C= (B-A) /A×100
消防施設	5,873.12 m ²	5,978.85 m ²	1.8%

⑦ 第1期における対策費用（概算） ※改修、建替え（更新）、解体費用を計上し、事後保全による修繕等は含まない。

対策内容	費用
改修・建替え	732,831 千円

● 環境施設

① 対象施設

施設名称	建物延床面積	主施設の 建築年度	築年数	主施設 の構造	耐震 診断	耐震 補強	指定 管理
クリーンセンター	14,281.37 ㎡	1999	19	S造	—	不要	
し尿処理センター	4,645.13 ㎡	1994	24	RC造	—	不要	
旧清掃センター（処分場）	713.07 ㎡	1983	35	RC造	—	不要	
環境施設合計	19,639.57 ㎡						

凡例) S造：鉄骨造 RC造：鉄筋コンクリート造

—：「新耐震基準」で建築されているため、耐震診断が不要のもの

不要：「新耐震基準」で建築されている、又は旧耐震基準で建築されているが、新耐震基準に準拠している、あるいは耐震診断により耐震性が確保されていたため、耐震補強が不要のもの

② 現状と課題

- ・ クリーンセンターは築 19 年が経過しており、定期的な補修工事を実施しているとともに、2014 年度から 2016 年度の 3 年間で延命化工事を実施し、2034 年度までの延命化を図っているところです。
- ・ し尿処理センターは築 24 年が経過しており、定期的な補修工事を実施しているとともに、2018 年度に設備改修工事を実施しています。
- ・ 旧清掃センター（処分場）はクリーンセンター建築前の施設跡として管理しており、築 35 年が経過していますが、有人施設ではなく、新規のごみ搬入もない状況です。

③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針（総合管理計画 P.114）

【主な方針 ⇒ 適正規模など】

未利用施設を整理し、必要な施設は適正機能、規模の確保を検討する

④ 今後の具体的な方向性

※ ➡ は維持

施設名称	方向性		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
	機能	建物													
グリーンセンター	維持	維持	➡												
し尿処理センター	維持	維持	➡												
旧清掃センター (処分場)	廃止	解体	➡										解体		

- ・ グリーンセンターについては現状と同じく、職員の常駐及び施設の運転管理は業務委託により運営するとともに、経費削減につながるような効率的な運営に努めます。
- ・ 施設使用の目標年度に設定している 2034 年度まで、適正な管理を継続します。
- ・ し尿処理センターについては施設の運転管理は業務委託とし、また搬入量が減少傾向であるため、効率的な運営に努めます。
- ・ 施設使用の目標年度に設定している 2038 年度まで、適正な管理を継続します。
- ・ 老朽化等による不具合については、その度合いにより、安全性、快適性を考慮したうえで、重要な箇所から順次対応します。
- ・ 旧清掃センター（処分場）は、県及び地元行政区と協議のうえ、廃止を進めます。

⑤ 第1期に取組を実施する施設

施設名	旧清掃センター（処分場）			
取組方針	取組内容			所管課
【機能】 廃止 【建物】 解体	浸出液処理施設の廃止に関しては、周辺環境の水質や発生ガスの測定値を基に県及び地元行政区と協議が必要であり、廃止の時期は流動的であるものの、2027 年度を目途とし、廃止を進める。			生活環境課
建築からの経過年数	現在	35 年	解体時	44 年
現施設の延床面積の推移	解体前	713.07 m ²	解体後	0.00 m ²
備考	2019 年度に水路整備を実施			

⑥ 延床面積の推移

分類	2019年3月31日時点 A	2031年3月31日時点 B	増減率 C= (B-A) /A×100
環境施設	19,639.57 m ²	18,926.50 m ²	▲3.6%

⑦ 第1期における対策費用（概算） ※改修、建替え（更新）、解体費用を計上し、事後保全による修繕等は含まない。

対策内容	費用
解体・経常工事	2,168,967 千円

● その他施設

① 対象施設 [見直し](#)

施設名称	建物延床面積	主施設の 建築年度	築年数	主施設 の構造	耐震 診断	耐震 補強	指定 管理
深江分団詰所西側倉庫	47.00 m ²	2001	17	S 造	—	不要	
前原テレワークセンター ママトコワーキングスペース	121.12 m ²	1999	19	S 造	—	不要	
旧志摩の四季跡施設	299.20 m ²	1998	20	RC 造	—	不要	
旧白糸分校	199.00 m ²	1973	45	S 造	対象外	対象外	
旧観光案内所	33.06 m ²	1982	36	その他	—	不要	
解放会館	131.67 m ²	1987	31	W 造	—	不要	
旧芥屋公民館	496.56 m ²	1983	35	RC 造	—	不要	
旧消防署志摩出張所跡	153.00 m ²	1972	46	S 造	対象外	対象外	
青修館	91.30 m ²	1986	32	W 造	—	不要	
福岡マラソン糸島協力会 事務所	119.90 m ²	2004	14	S 造	—	不要	
旧深江公民館跡	1,926.91 m ²	※ 2018年6月に解体済み					
白糸の滝小水力発電所	36.00 m ²	2013	5	W 造	—	不要	
瑞梅寺ダム小水力発電所	59.21 m ²	2016	2	RC 造	—	不要	
旧森林公園 樋の口ハイランド	82.30 m ²	1991	27	W 造	—	不要	
その他施設合計	3,796.23 m ²						

凡例) S 造：鉄骨造 RC 造：鉄筋コンクリート造 W 造：木造

—：「新耐震基準」で建築されているため、耐震診断が不要のもの

不要：「新耐震基準」で建築されている、又は旧耐震基準で建築されているが、新耐震基準に準拠している、あるいは耐震診断により耐震性が確保されていたため、耐震補強が不要のもの

対象外：「糸島市建築物耐震改修促進計画」により、耐震診断・耐震補強の対象外であるもの

② 現状と課題 [見直し](#)

- ・ 市が管理している施設や貸付け等を行っている施設が、市内 13 施設ある状況です。

- ・ 築2年の施設から築46年を経過する施設まであり、施設の状態についてもさまざまです。

③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針（総合管理計画 P.117）

【主な方針 ⇒ 必要最低限の維持】
貸付等を行っている施設であり、原則、建替え（更新）は行わない

④ 今後の具体的な方向性 ↕見直し

※ ➡ は維持

施設名称	方向性		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
	機能	建物													
深江分団詰所 西側倉庫	維持	維持	➡												
前原テレワークセンター マトコワーキングスペース	維持	維持	➡												
旧志摩の四季跡 施設	維持	維持	➡												
旧白糸分校	廃止	譲渡	➡	譲渡											
旧観光案内所	廃止	廃止	廃止												
解放会館	複合	複合 廃止	➡						複合 廃止						
旧芥屋公民館	維持	維持	➡												
旧消防署 志摩出張所跡	維持	維持	➡												
青修館	維持	維持	➡												
福岡マラソン糸島 協力会事務所	複合	複合 解体	➡						複合 解体						
白糸の滝 小水力発電所	維持	維持	➡												
瑞梅寺ダム 小水力発電所	維持	維持	➡												
旧森林公園 樋の口ハイランド	維持	計画 修繕	➡												

凡例) 複合廃止：他の施設に複合後、建物を廃止するもの
 複合解体：他の施設に複合後、建物を解体するもの

- ・ 市が管理している施設については安全面に配慮し、施設管理を行います。
- ・ 貸付施設は、借受人が善良な管理運営を行います。
- ・ 旧白糸分校は地元集会所として貸付けをしているため、地元への譲渡を進めます。
- ・ 解放会館は木造であるとともに施設の老朽化が進んでいるため、他施設への複合を進めます。
- ・ 福岡マラソン糸島協力会事務所は、新庁舎整備後、複合施設として活用する現市役所新館建物を改修し、複合します。
- ・ 各施設とも、老朽化等による不具合については、その度合いにより、安全性、快適性を考慮したうえで、重要な箇所から順次対応します。
- ・ 旧森林公園樋の口ハイランドは「産業振興施設」に分類していましたが、平成 24 年度から貸付けをしている施設であるため、改めて本施設類型に分類します。
- ・ 旧森林公園樋の口ハイランドは、修繕計画に基づく修繕を実施します。

⑤ 第1期に取組を実施する施設

施設名	旧白糸分校			
取組方針	取組内容			所管課
【機能】廃止 【建物】譲渡	地元集会所として貸付けをしている施設であるため、2020 年度を目途に、地元への譲渡を進める。			管財契約課
建築からの経過年数	現在	45 年	譲渡時	47 年
現施設の延床面積の推移	譲渡前	199.00 m ²	譲渡後	0.00 m ²
備考				

施設名	旧観光案内所			
取組方針	取組内容			所管課
【機能】廃止 【建物】廃止	糸島市観光協会の事務所として活用していた施設であるが、観光協会が移転済である。現在倉庫として活用しているものの、今後活用方法を検討し、適切な用途がない場合、施設を廃止する。			商工観光課
建築からの経過年数	現在	36年	廃止時	37年
現施設の延床面積の推移	廃止前	33.06㎡	廃止後	0.00㎡
備考	土地はJR九州の所有であるため、施設を廃止した場合は返地する。			

施設名	解放会館			
取組方針	取組内容			所管課
【機能】複合 【建物】複合 廃止	解放運動の推進を目的とした施設であり、市が貸与しているものであるが、施設が老朽化しているため、2025年度を目途に、他施設への複合を進める。			人権・男女共同 参画推進課
建築からの経過年数	現在	31年	複合廃止時	38年
現施設の延床面積の推移	複合廃止前	131.67㎡	複合廃止後	0.00㎡
備考	他施設への複合後の跡地については売却を含め、総合的に検討する。			

施設名	福岡マラソン糸島協力会事務所(★)			
取組方針	取組内容			所管課
【機能】複合 【建物】複合 解体	現施設は移築により設置したものであり、老朽化しているため、新庁舎整備後、2025年度を目途に現市役所新館建物へ複合する。			生涯学習課
建築からの経過年数	現在	14年	複合解体時	21年
現施設の延床面積の推移	複合解体前	119.90㎡	複合解体後	0.00㎡
備考				

※ ★印はリーディングプロジェクトに関連する取組です。(P.103～)

⑥ 延床面積の推移 [見直し](#)

分類	2019年3月31日時点 A	2031年3月31日時点 B	増減率 C = (B-A) / A × 100
その他施設	2,004.32 m ²	1,385.69 m ²	▲30.9%

※ 2019年3月31日時点の延床面積には、2019年3月をもって廃止した「怡土小学校王丸分校」の面積（135.00 m²）を計上しています。なお、建物については地元への譲渡又は解体等を検討します。

⑦ 第1期における対策費用（概算） [見直し](#)

※ 改修、建替え（更新）、解体費用を計上し、事後保全による修繕等は含まない。

対策内容	費用
解体・計画修繕	6,797 千円

(7) 都市関連施設：市営住宅

● 市営住宅

① 対象施設

施設名称	建物延床面積	主施設の 建築年度	築年数	主施設 の構造	耐震 診断	耐震 補強	所在 校区
泊二団地	556.80 m ²	1987	31	W造	—	不要	東風
泊三団地	419.88 m ²	1988	30	W造	—	不要	東風
神在団地	9,211.00 m ²	2004	14	RC造	—	不要	加布里
岸田団地	2,607.40 m ²	1993	25	RC造	—	不要	前原南
第1中央団地	302.40 m ²	1963	55	W造	対象外	対象外	前原南
第2中央団地	186.00 m ²	1966	52	W造	対象外	対象外	前原南
三雲団地	553.32 m ²	1987	31	W造	—	不要	怡土
第1町裏団地	664.00 m ²	1975	43	その他	未実施	未実施	深江
第2町裏団地	657.23 m ²	1987	31	その他	—	不要	深江
第1東縄手団地	688.98 m ²	1978	40	その他	未実施	未実施	福吉
第2東縄手団地	841.00 m ²	1988	30	RC造	—	不要	福吉
初団地	4,959.75 m ²	2000	18	RC造	—	不要	可也
松原第2団地	429.00 m ²	1965	53	W造	対象外	対象外	引津
松原第3団地	132.00 m ²	1967	51	W造	対象外	対象外	引津
市営住宅合計	22,208.76 m ²						

凡例) W造：木造 RC造：鉄筋コンクリート造 その他：軽量鉄骨造

—：「新耐震基準」で建築されているため、耐震診断が不要のもの

不要：「新耐震基準」で建築されている、又は旧耐震基準で建築されているが、新耐震基準に準拠している、あるいは耐震診断により耐震性が確保されていたため、耐震補強が不要のもの

対象外：「糸島市建築物耐震改修促進計画」により、耐震診断・耐震補強の対象外であるもの

② 現状と課題

- ・ 市営住宅 14 団地中、築 30 年以上経過する団地が 11 団地、築 20 年以上経過する団地が 1 団地あり、多くの住宅が老朽化している状況です。

- ・ 老朽化に伴う修繕箇所が多く発生しており、継続的な維持補修が必要な状況です。

③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針（総合管理計画 P.120）


【主な方針 ⇒ 縮小、複合化、民間活用など】
 間取り変更等により一定戸数を確保しながら、施設面積を減少させていくとともに、民間住宅の借上等を検討する

④ 今後の具体的な方向性

※ ➡ は維持

施設名称	方向性		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
	機能	建物													
泊二団地	維持	維持	➡												
泊三団地	維持	維持	➡												
神在団地	維持	維持	➡												
岸田団地	維持	改修	➡			改修	改修	➡							
第1中央団地	廃止	解体	➡				解体								
第2中央団地	廃止	解体	➡					解体							
三雲団地	維持	維持	➡												
第1町裏団地	廃止	解体	➡							解体					
第2町裏団地	廃止	解体	➡										解体		
第1東縄手団地	廃止	解体	➡											解体	
第2東縄手団地	維持	改修	➡	改修	改修	➡									
初団地	維持	維持	➡												
松原第2団地	廃止	解体	➡												解体

※  は維持

施設名称	方向性		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
	機能	建物												
松原第3団地	廃止	解体												解体

- ・ 岸田団地及び第2東縄手団地については、屋根防水及び外壁の改修工事を実施します。
- ・ 老朽化が著しい団地については、施設を廃止します。
- ・ 廃止する団地については、廃止までは安全確認等により修繕の必要性を把握し、緊急度に応じて適切な対応を行います。
- ・ 施設を廃止するにあたり、現入居者については他団地等への住替えを推進します。
- ・ 今後、民間住宅の借上げや家賃補助等の新たな住宅施策についての研究に取り組みます。
- ・ 指定管理者の導入については検討を行った結果、費用対効果が見込めないと判断したため、実施しないこととします。

⑤ 第1期に取組を実施する施設

施設名	岸田団地			
取組方針	取組内容			所管課
改修	建築から29年を経過する2022、2023年度を目途に、屋根防水及び外壁の改修工事を実施する。			施設管理課
建築からの経過年数	現在	25年	改修時	29年
現施設の延床面積の推移	改修前	2,607.40 m ²	改修後	2,607.40 m ²
備考				

施設名	第1中央団地			
取組方針	取組内容			所管課
【機能】廃止 【建物】解体	施設が老朽化しているため、2023年度を目途に施設を廃止する。 なお、現入居者については他団地等への住替えを推進し、退去後は施設を解体し、売却を検討する。			施設管理課
建築からの経過年数	現 在	55年	解体時	60年
現施設の延床面積の推移	解体前	302.40 m ²	解体後	0.00 m ²
備 考				

施設名	第2中央団地			
取組方針	取組内容			所管課
【機能】廃止 【建物】解体	施設が老朽化しているため、2024年度を目途に施設を廃止する。 なお、現入居者については他団地等への住替えを推進し、退去後は施設を解体し、売却を検討する。			施設管理課
建築からの経過年数	現 在	52年	解体時	58年
現施設の延床面積の推移	解体前	186.00 m ²	解体後	0.00 m ²
備 考				

施設名	第1町裏団地			
取組方針	取組内容			所管課
【機能】廃止 【建物】解体	施設が老朽化しているため、その使用可能年数を45年とし、2020年度まで使用する。現入居者については2021年度から他団地等への住替えを推進し、2025年度を目途に施設を廃止する。廃止後は施設を解体し、売却を検討する。			施設管理課
建築からの経過年数	現 在	43年	解体時	50年
現施設の延床面積の推移	解体前	664.00 m ²	解体後	0.00 m ²
備 考				

施設名	第2町裏団地			
取組方針	取組内容			所管課
【機能】 廃止 【建物】 解体	施設が老朽化しているとともに、地盤沈下が見られ、排水設備も未整備であることから、その使用可能年数を35年とし、2022年度まで使用する。現入居者については2023年度から他団地等への住替えを推進し、2027年度を目途に施設を廃止する。廃止後は施設を解体し、売却を検討する。			施設管理課
建築からの経過年数	現 在	31年	解体時	40年
現施設の延床面積の推移	解体前	657.23 m ²	解体後	0.00 m ²
備 考				

施設名	第1東縄手団地			
取組方針	取組内容			所管課
【機能】 廃止 【建物】 解体	施設が老朽化しているため、その使用可能年数を45年とし、2023年度まで使用する。現入居者については2024年度から他団地等への住替えを推進し、2028年度を目途に施設を廃止する。廃止後は施設を解体し、売却を検討する。 なお、現施設はコンクリートの劣化が進行しているとともに、間取りについても不十分であることから、現入居者退去後は「政策空家」とし、新規入居者は受け入れない。			施設管理課
建築からの経過年数	現 在	40年	解体時	50年
現施設の延床面積の推移	解体前	688.98 m ²	解体後	0.00 m ²
備 考	※ 政策空家：建替えや廃止、被災者の受け入れ等を予定しているなど、政策的に入居者の募集を停止している住宅			

施設名		第2東縄手団地		
取組方針	取組内容			所管課
改修	建築から 32 年を経過する 2020、2021 年度を目途に、屋根防水及び外壁の改修工事を実施する。			施設管理課
建築からの経過年数	現 在	30 年	改修時	32 年
現施設の延床面積の推移	改修前	841.00 m ²	改修後	841.00 m ²
備 考				

施設名		松原第2団地		
取組方針	取組内容			所管課
【機能】廃止 【建物】解体	施設が老朽化しているため、2030 年度を目途に施設を廃止する。 なお、現入居者については 2019 年度から他団地等への住替えを推進し、退去後は施設を解体し、売却を検討する。			施設管理課
建築からの経過年数	現 在	53 年	解体時	65 年
現施設の延床面積の推移	解体前	429.00 m ²	解体後	0.00 m ²
備 考				

施設名		松原第3団地		
取組方針	取組内容			所管課
【機能】廃止 【建物】解体	施設が老朽化しているため、2030 年度を目途に施設を廃止する。 なお、現入居者については 2019 年度から他団地等への住替えを推進し、退去後は施設を解体し、売却を検討する。			施設管理課
建築からの経過年数	現 在	51 年	解体時	63 年
現施設の延床面積の推移	解体前	132.00 m ²	解体後	0.00 m ²
備 考				

⑥ 延床面積の推移

分類	2019年3月31日時点 A	2031年3月31日時点 B	増減率 C= (B-A) /A×100
市営住宅	22,208.76 m ²	19,149.15 m ²	▲13.8%

⑦ 第1期における対策費用（概算） ※改修、建替え（更新）、解体費用を計上し、事後保全による修繕等は含まない。

対策内容	費用
改修・解体	161,548 千円

(8) その他：その他

● その他施設

① 対象施設

施設名称	建物延床面積	主施設の 建築年度	築年数	主施設 の構造	耐震 診断	耐震 補強	指定 管理
納骨堂 (13 施設)	626.35 ㎡	1955 ～1989	29～ 63	RC 造	対象外	対象外	
農業関連施設 (22 施設)	10,364.73 ㎡	1973 ～1995	23～ 45	S、W 造	一部 未実施	一部 未実施	
その他施設合計	10,991.08 ㎡						

凡例) RC造：鉄筋コンクリート造 S造：鉄骨造 W造：木造

対象外：「糸島市建築物耐震改修促進計画」により、耐震診断・耐震補強の対象外であるもの

② 現状と課題

- ・ 納骨堂は市内 13 か所に設置しており、築 40 年以上経過しているものが 12 か所、築 30 年以上経過しているものが 1 か所あります。
- ・ 施設の管理については、地元の隣組合等で実施しています。
- ・ 農業関連施設は市内 22 か所に設置しており、築 20 年から 40 年以上経過しています。
- ・ 施設の管理については、利用者組合等で実施しています。

③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針（総合管理計画 P.123）

【主な方針 ⇒ 譲渡及び未更新など】

原則、利用組合等への施設譲渡を推進し、本市としての建替え（更新）は行わない

④ 今後の具体的な方向性

※ ➡ は維持

施設名称	方向性		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
	機能	建物												
納骨堂 (13 施設)	維持	維持	➡											
農業関連施設 (22 施設)	維持	譲渡	➡											

- ・ 納骨堂については、納骨堂等施設の移管に関する方針を定めているため、その方針に基づき、維持管理については受益者で行い、市単独による改修、建替え（更新）は実施しないものとします。
- ・ 農業関連施設の維持管理については、現状のとおり使用者で行っていくものとし、今後、修繕等が必要な場合でも、市による改修及び建替え（更新）は行いません。
- ・ 法令等に定められた処分制限期間を経過した施設を優先に、施設利用組合等と譲渡に向けた協議を進めていきます。

⑤ 延床面積の推移

分類	2019年3月31日時点 A	2031年3月31日時点 B	増減率 C= (B-A) /A×100
その他施設	10,991.08 m ²	6,310.46 m ²	▲42.6%

⑥ 第1期における対策費用（概算） ※改修、建替え（更新）、解体費用を計上し、事後保全による修繕等は含まない。

対策内容	費用
—	— 千円

2 リーディングプロジェクト

本アクションプランの取組の中で、2つの公共施設の集約化・複合化事業をリーディングプロジェクトと位置付け、重点的に事業を推進していきます。

リーディングプロジェクトとは、他の地域や施設に先駆けて公共施設マネジメントに取り組み、今後継続して取り組む公共施設マネジメントを先導するとともに、他の事業のモデルとなる事業です。

(1) 志摩初地域施設再配置事業

ア 対象施設

志摩初地域周辺には公共施設が集中しており、各施設は第1期アクションプラン期間中に築34年から54年を経過するため、老朽化等に対する検討が必要です。

施設名	面積 (㎡)	建築年度	経過年数	構造
健康福祉センターふれあい	4,369.47	1996	22	RC造
志摩歴史資料館	1,321.23	1995	23	RC造
可也コミュニティセンター	1,664.65	1984	34	SRC造
いとしま応援プラザ	304.50	1976	42	RC造
交流プラザ志摩館	4,216.97	1981	37	RC造

イ 各施設のマネジメント案

【健康福祉センターふれあい】

- ① 健康福祉センターふれあいの機能を健康福祉センターあごらへ集約後、建物を大規模改修し、長寿命化を図るとともに、可也コミュニティセンターやいとしま応援プラザの機能を含む多機能の複合施設として活用
- ② 大規模改修時に柔剣道や卓球、軽運動に対応でき、小規模ホールとしても使用可能な「ふれあいホール」(仮称)の整備を検討
- ③ 調理室を整備(調理室内には食事ができるスペースの確保を検討)
- ④ ユニバーサルデザインを考慮した大規模改修を実施
- ⑤ 施設内のレイアウト等については、設計前に市民ワークショップ等を開催し、決定
- ⑥ 浴場・食の提供サービスはその継続も含め検討し、サービスを継続する場合はレイアウトと併せて検討

【志摩歴史資料館】

- ① 歴史資料館の建物は民間への貸付け、若しくは売却を検討
- ② 歴史資料館の「収蔵品」は、伊都国歴史博物館に移転
- ③ 建物を活用し、民間事業者によるサービスの提供を検討（市民が望む機能について意見を集約し、民間事業者からの提案を募集）
- ④ 歴史資料館の「展示品」は、民間からの提案内容により、展示可能な場合は展示を継続
- ⑤ 展示を継続できない場合、改修後のふれあい、あるいは図書館志摩館内等で展示可能なものは展示し、展示できないものについては、伊都国歴史博物館へ移転し、展示
- ⑥ 民間事業者が施設を活用する場合、市で修繕・改修は行わない。

【交流プラザ志摩館】

- ① 当面の間は、現状どおりの使用（現用途での使用を想定し、2015年度に改修を実施済み）
- ② 維持する機能は、図書館志摩館、子育て支援センター、糸島市市民まつり振興会事務局、ファミリーサポートセンター、障がい者相談支援センター、市会議室
- ③ 主に市の会議室として使用している3階部分については、市民が望む活用方法及び民間への貸付け等について検討

【志摩中央公園】

- ① 複合施設の整備に合わせ、再整備を検討
 - ・ ウォーキング、ジョギングを楽しめる
 - ・ 子どもを安心して遊ばせることができる
 - ・ 多世代で交流できる
 - ・ 多様なイベントに対応できる
- ② 防災機能を考慮した整備の検討
 - ・ かまどベンチ、マンホールトイレなど

【可也コミュニティセンター、いとしま応援プラザ】

- ① 現ふれあい建物を改修し、機能を複合した後に、現建物を解体する。
- ② 解体後、跡地については駐車場として活用し、駐車スペースを拡大する。

ウ マネジメント案に取り組むことによるメリット、デメリット

＜メリット＞

- 施設の老朽化への対応
- 施設利用者の増加
- 多世代、多分野での交流促進
- 施設の改修、建替え（更新）費用の削減
- 施設の維持管理費用の削減
- 駐車場の拡大

＜デメリット＞

- 貸室を利用する場合、競合する可能性がある。
- 現ふれあい施設で提供されている民間サービスを、大規模改修後の複合施設で受けることができない。

エ 延床面積について

各施設の延床面積を合計すると、現状で **11,876.82 m²**あるものが、**8,538.20 m²**となり、**3,338.62 m²**の削減となります。

ただし、この試算は、①志摩歴史資料館を民間へ貸し付け、②現ふれあい施設の2階部分の半分を「吹き抜け」（可也コミュニティセンターの体育機能を現状のまま改修後のふれあい建物に備えることを前提に考慮すると、天井を高くする必要があるため）とした場合の結果です。

詳細なレイアウト等については、大規模改修のための設計前に市民ワークショップ等を開催し、意見聴取を行ったうえで決定することとしているため、今後の検討内容により、延床面積は変更される可能性があります。

※ 志摩歴史資料館を売却した場合は、各施設の延床面積の合計は7,216.97 m²となり、4,659.85 m²の削減となります。

オ 複合化スケジュール

施設名	第1期：2019年度～2030年度【12年間】											
	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
健康福祉センター ふれあい	継続利用									改修	改修	複合施設
志摩歴史資料館	継続利用									収蔵品移転	民間活用	
交流プラザ志摩館	継続利用											
可也コミュニティセンター	継続利用											複合解体
いとしま応援プラザ	継続利用											複合解体

- ① 健康福祉センターふれあいは2028、2029年度に大規模改修を実施する。
- ② 志摩歴史資料館は2027年度に収蔵品を移転し、建物は2028年度からの民間活用を進める。
- ③ 交流プラザ志摩館は現状のとおり
- ④ 可也コミュニティセンター、いとしま応援プラザは2029年度に建物を廃止し、2030年度に大規模改修後の現ふれあい建物へ機能に移転し、複合する。

カ 今後整理すべき課題

① 現ふれあい施設で提供されている民間サービスについて

現在、健康福祉センターふれあいは、民間事業者による高齢者及び障がい者デイサービスの提供場所や訪問介護サービスのヘルパー待機場所として使用されています。

大規模改修後の複合施設内ではこれらのサービスが利用できなくなることから、現在サービスを受けている利用者への負担が少なくなるよう、今後のふれあい周辺における同種のサービスの提供状況を考慮しながら、現在サービスを提供している民間事業者と協議を進めていくこととします。

② 地域と社会福祉協議会をつなぐ場所の確保について

健康福祉センターふれあいは、社会福祉協議会が合併し、事務所があごらに一本化された現在も、地域と連携する場であることから、ワークショップや説明会においても「そのような機能は残してほしい」という意見が多数寄せられているところです。

そのため、今後も福祉に関する連携の場を残すため、周辺施設の活用も含め検討する必要があります。

③ 公共交通の充実について

ワークショップや説明会において、「施設を集約するのであれば、公共交通の確保は必要である」、「ふれあい周辺を公共交通の拠点として活用してほしい」など、公共交通の充実に対する意見・要望が多数寄せられています。

公共交通に関しては、公共施設の課題としてだけ捉えるのではなく、全市的な課題として捉え、検討していく必要があります。

キ 施設マネジメント案の検討経過

この施設マネジメント案を検討するにあたり、全3回の市民ワークショップを開催し、意見聴取等を行いました。ワークショップで出た意見についてはその都度、市で検討し、全て反映させることは困難ですが、出来る限りの反映をさせているところです。

ただし、今後も説明会等を開催しながら様々な意見を聴取するとともに、今後の社会情勢及び各施設の個別状況を考慮しながら、より良い公共施設マネジメントとなるよう引き続き検討していきます。

「ふれあい周辺の公共施設を考える」市民ワークショップ

【第1回】

日時：平成30年6月30日（土）14時から

参加者：34名

内容：① 公共施設等総合管理計画の概要説明

② 「現在のふれあい周辺施設に対するイメージ」、「将来のふれあい周辺をどのような場所にしたいか」をテーマとしたグループワーク

【第2回】

日時：平成30年8月18日（土）9時30分から

参加者：23名

内容：第1回で出た意見を踏まえた施設マネジメント案を提示し、その内容に関する意見聴取を実施

【第3回】

日時：平成30年9月22日（土）9時30分から

参加者：29名

内容：第2回で出た意見を踏まえ、修正した施設マネジメント案を提示し、その内容に関する意見聴取を実施

● ワークショップで出された主な意見

【健康福祉センターふれあい】

- ・ 小規模でも体育館、ホールがあるところは良い
- ・ 防災機能は強化すべき
- ・ 体育館が今より小さくなるのではないか
- ・ 浴場は残したい
- ・ 靴のまま入れるようにしてほしい
- ・ 弱者が利用できる食事処としての機能が欲しい

【志摩歴史資料館】

- ・ 伊都国歴史博物館に集約されると、歴史について知りたいと思ったときに一カ所に行けば良いので便利
- ・ 民間からの提案により建物を活用するのではなく、住民の提案により活用すべき
- ・ 歴史資料館の存在や魅力をもっとアピールし、利用者を増やして存続すべき
- ・ 展示を含めたところで民間に活用してもらえないか

【交流プラザ志摩館】

- ・ 現状を発展させ、起業支援や雇用確保の機能を充実してはどうか
- ・ 主に市の会議室で利用している3階部分は、音楽やダンス、演劇などの練習施設にしてはどうか

【いとしま応援プラザ】

- ・ 応援プラザは歴史資料館に入った方が良いのでは

【志摩中央公園】

- ・ すべての遊具を使えるようにしてほしい

【その他】

- ・ 施設を削減するにあたって、地域住民へのサービスをより充実させる工夫が必要
- ・ もっと若い世代に意見を聴くべき
- ・ 次世代の人たちが望む施設にしてほしい



(2) 市民・人権センター（仮称）事業

ア 対象施設

各施設は第1期アクションプラン期間中に築25年から築56年を経過するため、再配置等に関する検討が必要な状況です。

施設名	面積 (㎡)	建築年度	経過年数	構造
男女共同参画センター ラポール	801.70	1984	34	RC造
人権センター	1,334.23	1981	37	RC造
子育て支援センター すくすく	386.85	2005	13	S造
前原書庫	312.00	1981	37	RC造
NPO・ボランティアセンター	162.00	1974	44	RC造
ふるさとハローワーク	167.92	1974	44	RC造
福岡マラソン糸島協力会事務所	119.90	2004	14	S造

イ 施設のマネジメント案

現在の市役所新館が持つ行政機能が新庁舎に移転した後、対象施設が持つ機能を複合する。それにより、各種人権問題、まちづくりへの市民参画、就労支援、子育て支援等の拠点機能を併せ持った複合施設である「市民・人権センター」（仮称）として活用する。

ウ 期待できる効果

- アクセス等、施設を利用しやすい環境を創出することで、さらなる利用を促進することができる。
- 新庁舎整備とともに、各種の市民ニーズに“ワン・ストップ”で対応できる施設を設置することで、公共施設に対する市民満足度を向上させることができる。
- 対象施設と庁舎が隣接することになり、さらなる連携及び機能が強化され、各施設が提供している市民サービスの向上が見込める。
- 対象施設の将来にわたる改修・更新コスト、維持管理費用の削減ができる。

エ 延床面積について

各施設の延床面積を合計すると、現状で 3,284.60 m² あるものが、現在の市役所新館の面積 3,009.23 m² の中に複合することになるため、275.37 m² の削減となります。

オ 複合化スケジュール

施設名	第1期：2019年度～2030年度【12年間】											
	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
糸島市役所 新館				新庁舎建設		新館改修	複合施設					
男女共同参画センター ラポール	継続利用						複合解体					
人権センター	継続利用						複合解体					
子育て支援センター すくすく	継続利用						複合廃止					
前原書庫	継続利用						複合解体					
NPO・ボランティアセンター	継続利用						複合解体					
ふるさとハローワーク	継続利用						複合解体					
福岡マラソン糸島協力会事務所	継続利用						複合解体					

- ① 2023年度までに新庁舎を整備
- ② 新庁舎整備後の2024年度に現市役所新館建物の大規模改修を実施
- ③ 各施設は2024年度末に廃止し、その機能を改修後の新館建物に複合
- ④ 2025年度から複合施設、「市民・人権センター」（仮称）の運用開始

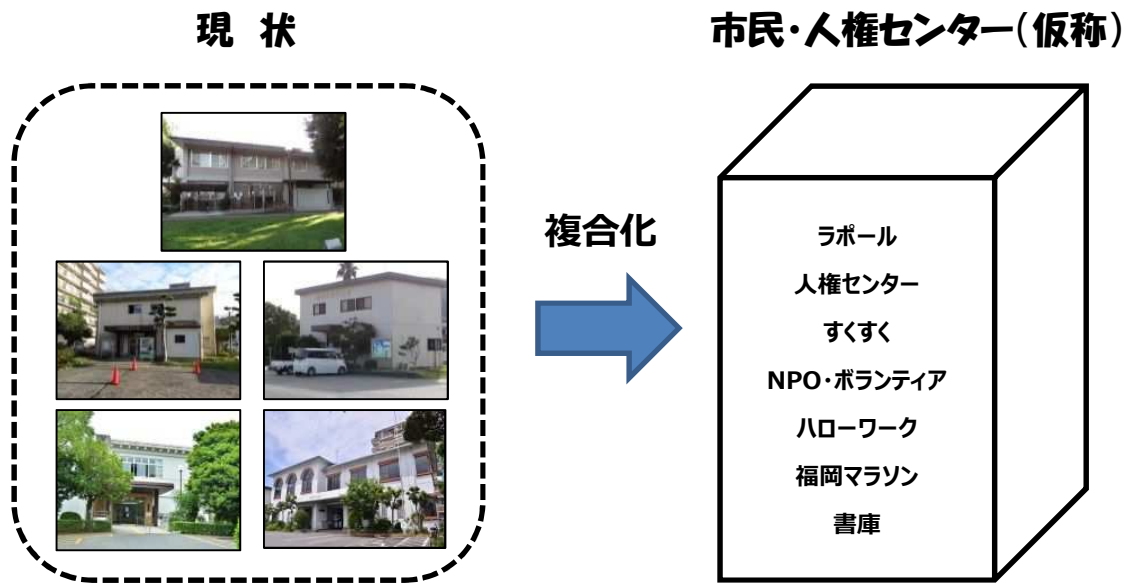
カ 複合後の跡地について

施設名	方針
男女共同参画センター ラポール	現施設は解体し、跡地については売却も含め、総合的に検討
人権センター	現施設は解体し、跡地については売却も含め、総合的に検討
子育て支援センター すくすく	現状有姿での民間売却等について検討
前原書庫	現施設は解体し、跡地については売却も含め、総合的に検討

施設名	方針
NPO・ボランティアセンター	現施設は解体し、跡地については売却も含め、総合的に検討
ふるさとハローワーク	現施設は解体し、跡地については売却も含め、総合的に検討
福岡マラソン糸島協力会事務所	現施設は解体し、跡地については駐車場としての活用を検討

キ その他

複合施設の詳細なレイアウト等は、大規模改修の設計前に、現在の施設関係者及び利用者等から意見聴取を行い、それを参考に決定することとします。



3 インフラ施設における施設類型別の取組

(1) 都市関連施設：都市基盤施設

● 市道

① 対象施設

主な施設名称	実延長	面積
1級市道	56,683m	424,252 m ²
2級市道	101,417m	660,836 m ²
その他市道	777,311m	3,784,730 m ²
自転車歩行者道	703m	2,852 m ²
市道合計	936,114m	4,872,670 m ²

※ 2021年度の見直し時に、「実延長」及び「面積」を時点更新

② 現状と課題

- ・ 舗装の老朽化が進行している路線が多く、幹線道路は国県補助金¹⁷等を活用した中長期的な計画に基づく道路改良事業として実施しています。
- ・ その他の道路は状況に応じ、打ち換えやオーバーレイ、点々舗装により対応している状況です。
- ・ 舗装陥没箇所での事故が発生しているため、道路パトロールを強化し、道路異常の早期発見と修繕に努めています。

※ 打ち換え：路盤を打ち換えて、表層の舗装を換える修繕方法


※ オーバーレイ：路盤を打ち換えず、表層の上塗り等で舗装を換える修繕方法

※ 点々舗装：舗装の傷んでいる部分のみを修繕する方法

③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針（総合管理計画 P.127）

九州大学や新駅周辺の整備計画を実施していく一方で、維持補修に係る路面点検を実施し、その結果等を踏まえ、長寿命化計画の策定等を検討する

¹⁷ 特定の事業に対して、一定の割合で国・県から交付される支出金。

④ 今後の具体的な方向性 見直し

- ・ 市が管理する道路に分類を設定し、その分類に応じた対策の優先順位、維持管理方針等を設定します。
- ・ 管理道路の分類に応じた点検頻度を設定し、定期的な点検を実施することで、舗装の劣化、損傷の程度、及び原因等を把握し、劣化や損傷が進行する可能性等について診断します。
- ・ 調査により判明した路面のひび割れ、わだち掘れ等の状況から算出したM C I 値を、修繕等を実施する判断基準に活用します。
- ・ 点検や診断に必要な知見やノウハウを蓄積し、必要な基準等の整備や一定の技術力を持った人材確保、育成に取り組み、点検診断の精度向上を図ります。
- ・ 現在と同様、幹線道路は国県補助金等を活用した計画的な道路改良工事を、その他の道路は対策の優先順位を考慮し、舗装の打ち換えやオーバーレイ、点々舗装を実施します。
- ・ 道路を構成している法面や歩道、側溝等についても、必要性及び緊急性に応じて改修等を進めます。
- ・ 2019年度に策定した「舗装の個別施設計画」に基づき、道路施設の適切な補修等によるライフサイクルコスト¹⁸の縮減を図るとともに、巡視・パトロールを強化し、市道の安全管理と事故抑制に努めます。

※ M C I 値：路面性状を表す指標で、その数値が高いほど「望ましい管理水準」であり、低いほど「早急に補修の必要がある」という状態を示すもの

⑤ 第1期における対策費用（概算）

対策内容	費用
維持補修等	3,772,798 千円

¹⁸ 製品や構造物などの費用を、調達・製造、使用、廃棄の段階をトータルして考えたもの。建物では、計画・設計・施工から、その建物の維持管理、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額をいう。

● 橋りょう

① 対象施設

年代別整備状況	橋りょう数	面積
～1950 (～S25)	6	579 m ²
1951～1960 (S26～35)	76	1,495 m ²
1961～1970 (S36～45)	269	6,808 m ²
1971～1980 (S46～55)	174	9,167 m ²
1981～1990 (S56～H2)	98	6,470 m ²
1991～2000 (H3～12)	102	8,300 m ²
2001～2010 (H13～22)	17	1,700 m ²
2011～ (H23～)	9	778 m ²
橋りょう合計	751	35,297 m ²

② 現状と課題

- ・ 市が管理している橋りょうは 751 橋あり、老朽化が進んでいる橋りょうが増加しています。
- ・ 現在策定済みの橋りょう長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理に努めています。
- ・ 平成 26 年度から平成 29 年度にかけ、全橋の近接目視点検を実施しています。

③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針（総合管理計画 P.129）

策定済の橋りょう長寿命化計画及び5年おきの近接目視点検による、橋りょうの安全対策（架け替え、長寿命化）を継続する

④ 今後の具体的な方向性

- ・ 平成 30 年度に策定した「橋りょう長寿命化計画」を基に、緊急性が高いものから修繕や架け替え等を実施します。
- ・ 平成 29 年度までに全橋の近接目視点検が終了しましたが、今後、5 年ごとに点検を実施し、橋りょうの健全度を診断します。

- ・ 点検や診断に必要な知見やノウハウを蓄積し、必要な基準等の整備や一定の技術力を持った人材確保、育成に取り組み、点検診断の精度向上を図ります。
- ・ 国県補助金を活用した計画的な橋りょう補修、架け替えを実施します。
- ・ 定期点検の実施及び計画に基づく修繕や予防保全により、橋りょうの安全性を守りながら長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストの削減に努めます。

⑤ 第1期における対策費用（概算）

対策内容	費用
修繕・架け替え等	1,883,800 千円

● 農道

① 対象施設

施設名	実延長
農道	197,636m
農道合計	197,636m

② 現状と課題

- ・ 平成29年度末時点での農道延長は、台帳整備済みのものが517路線で、約198kmとなっています。
- ・ 維持補修については、市が原材料を支給し、地元利用者が作業を行う市民協働による維持管理を進めています。
- ・ 近年増加している耕作放棄地に繋がる農道は利用が少ないため、適正な維持管理ができていない状況です。

③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針（総合管理計画 P.132）

既存農道の維持について、地元利用者等と重要な路線を協議しながら、協働の取組による管理を継続する

④ 今後の具体的な方向性

- ・ 老朽化や災害等により損傷が発生し、道路通行上危険な箇所を最優先に維持管理を行うこととし、次いで、他の施設に影響を及ぼす恐れがある箇所、農業者が多く利用する箇所について維持管理を行います。
- ・ 点検については、農道を利用する農業者による地元管理の中で実施します。
- ・ 農道の草刈りや簡易的な補修は地元管理の中で行い、法面の補修等の工事、砕石等の材料支給は市で行います。
- ・ 環境や景観に配慮しながら農地や農業施設等の維持管理を行うための事業である「多面的機能支払交付金事業」を推進し、農道の点検や維持管理を市民協働で実施します。
- ・ 豪雨などによる災害発生時は、国補助を活用して復旧を行います。

⑤ 第1期における対策費用（概算）

対策内容	費用
工事・材料支給等	60,000 千円

● 林道

① 対象施設

施設名	実延長
林道	126,271m
林道合計	126,271m

② 現状と課題

- ・ 平成 30 年 4 月時点での林道延長は、47 路線で約 126km となっています。
- ・ 近年は観光客の増加により、林道の交通量が多くなっている状況です。
- ・ 県補助事業等を活用し、未舗装道路の舗装や改修工事等を実施するとともに、林道パトロールによる維持管理を実施し、安全な通行に努めています。
- ・ 草刈りや清掃業務については、地元行政区と契約し、市民協働による維持管理を進めています。

③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針（総合管理計画 P.134）

平成 30 年度に広域基幹林道ネットワークの整備が完了するため、地元行政区と協働で維持管理を進める

④ 今後の具体的な方向性

- ・ 平成 30 年 7 月豪雨により被災した林道の早急な復旧工事を進めており、広域基幹林道ネットワークの整備は 2020 年度の完了を目標に、事業を進めています。
- ・ 老朽化等に伴う道路の破損により、林業者や市民等への影響が大きい箇所及び道路通行上危険な箇所を最優先に維持管理を行います。次いで、林業施業地域や交通量等の利用状況を考慮し、対策の優先順位を定めます。
- ・ 林道パトロールや通報等により、道路の損傷状況を目視において判断し、路面の部分補修を実施しながら安全性の確保を図ります。
- ・ 点検については、職員や林道パトロール、及び林道管理業務による巡回点検を実施し、目視により損傷の状況や原因を把握します。
- ・ 広域基幹林道沿線には観光施設があり、林業者以外の観光客が多く利用しているため、観光シーズンは重点的に点検を実施します。

- ・ 白糸の滝や真名子木の香ランドなど、観光施設とアクセスする林道については、通行の安全性を確保するため、損傷状況により県補助を活用して林道改良工事を実施します。
- ・ 新設舗装や改良工事等は国県補助金を活用し、計画的に実施します。
- ・ 路面や側溝清掃等の維持管理は、林道パトロールや林道管理業務を実施し、緊急性、波及性に応じて修繕等を実施します。
- ・ 豪雨などによる災害発生時は、国補助を活用して復旧を行います。

⑤ 第1期における対策費用（概算）

対策内容	費用
改良工事等	264,000 千円

● 林道橋

① 対象施設

年代別整備状況	橋りょう数	延長
～1950 (～S25)	2	9.3m
1951～1960 (S26～35)	4	20.3m
1961～1970 (S36～45)	8	41.5m
1971～1980 (S46～55)	4	34.4m
1981～1990 (S56～H2)	7	55.0m
1991～2000 (H3～12)	5	46.0m
2001～2010 (H13～22)	3	77.0m
2011～ (H23～)	0	0m
林道橋合計	33	283.5m

② 現状と課題

- ・ 市内に林道にかかる橋りょうは 33 橋あり、平成 30 年 4 月時点の延長は 283.5mとなっています。
- ・ 橋りょうの老朽化が進行しているため、平成 25 年度に林道橋の点検を実施し、「林道橋長寿命化修繕計画」を策定しています。
- ・ 策定した計画に基づき、平成 28 年度から補修工事に着手しています。

③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針（総合管理計画 P.136）

策定済の林道橋長寿命化修繕計画に基づく、維持補修に取り組む

④ 今後の具体的な方向性

- ・ 橋りょうの損傷度、路線重要度（基幹道・管理道）、路線利用形態（舗装・未舗装）、橋の規模（橋長）に応じ、維持管理方針を決定します。

- ・ 重要度や損傷度による損傷評価指標、及び総合評価値により判定し、重要度別総合評価値の結果を最優先に維持管理を行います。
- ・ 総合評価値を重要度のそれぞれに分類し、各カテゴリーに優先順位を設定し、同じ場合は重要度を総合評価値で除した値の降順で優先順位を定めます。
- ・ 林道橋の健全度の判断については、主桁、床板、下部工、支承の部材ごとの健全性を定量的に判断します。
- ・ 定期点検や日常的な維持管理により、橋りょうの劣化や損傷の程度を早期に発見するとともに、健全度を把握します。
- ・ 日常的な維持管理については林道パトロール車により、走行面の変状について点検を行います。
- ・ 維持管理について、15m以上の橋りょうは予防保全を実施し、15m未満の橋りょうはライフサイクルコストが最適となる段階で維持補修を実施します。
- ・ 15m以上の橋りょうは2橋（西谷橋、かえで橋）あり、特にかえで橋は白糸の滝付近に設置されており、観光客の利用が多いため、定期点検で健全度が低下した際は、早急な対応を実施します。
- ・ 計画的かつ予防的な補修対策を実施し、橋りょうの使用目標年を100年に設定し、修繕及び架け替え等にかかるコスト縮減を図ります。

- ※ 主桁：橋台又は橋脚間で、上部構造全体の荷重を支持し、下部構造（下部工）に伝える桁
- ※ 床板：人や自動車などの荷重を直接受ける部材
- ※ 下部工：橋台や橋脚など、橋の上部構造を支える構造体
- ※ 支承：上部構造と下部構造の間に設置される部材

⑤ 第1期における対策費用（概算）

対策内容	費用
修繕等	37,300 千円

● 河川

① 対象施設

施設名	延長
準用河川	80,926m
河川合計	80,926m

② 現状と課題

- ・ 市内には、前原地区に8河川、二丈地区に11河川、志摩地区に32河川の合計51の準用河川があります。
- ・ 現在は住宅周辺の河川整備は完了しているため、定期的な浚渫¹⁹工事の実施による維持管理を行っています。
- ・ 平成28年度から3年をかけ、河川台帳が未整備である13河川の台帳整備を実施しました。

③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針（総合管理計画 P.139）

住宅周辺の河川改修は完了しており、今後定期的な浚渫による維持管理を実施する

④ 今後の具体的な方向性 ↩見直し

- ・ それぞれの河川において、その特性や背後地の土地利用等を考慮した区間区分を行うとともに、河川幅や計画高水高により算定した河川の流量を基に、重要度を3段階で判定し、必要な対策を講じる優先順位を決定する目安とします。
- ・ 健全性が低く、市民生活への影響及び管理上危険な箇所については、最優先に維持管理や補修等の対応を実施します。
- ・ 河川巡視や定期的な点検を実施し、状態把握と異常の早期発見に努めるとともに、河川管理施設の機能の維持、更新を計画的に行います。
- ・ 地域住民等との共通認識のもと、秩序ある河川利用に努め、市民協働による清掃・除草を実施するなど、地域の特性を反映した維持管理を促進し、河川環境の保全を図ります。

¹⁹ 海や河川などの水底の土砂をさらって取り除くこと。

- ・ 2020 年度に策定した「糸島市河川維持管理計画」に基づく適正な維持管理に取り組むとともに、ライフサイクルコストの削減に努めます。

⑤ 第1期における対策費用（概算） [見直し](#)

対策内容	費用
浚渫工事等	234,818 千円

● 農業用施設（ため池等）

① 対象施設

ため池設置数等	箇所数	面積
前原地区	73 箇所	1,042,353 m ²
二丈地区	20 箇所	162,485 m ²
志摩地区	108 箇所	782,562 m ²
ため池合計	201 箇所	1,987,400 m ²

② 現状と課題

- ・ 市内には農業用水を確保するため、201 箇所のため池を設置しています。
- ・ 志摩地区には大きな河川がないため、小規模なため池が多く点在しており、護岸がなく浸食や土砂の堆積が進んでいる状況です。
- ・ 地元からの要望により農業用施設の小規模な改修工事は随時実施していますが、大規模な改修については期間や費用を要すことから、十分に対応できていない状況です。
- ・ 国の補助金を活用した事業により、農業用施設の管理については地域全体での取組を推進しています。

③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針（総合管理計画 P.141）

既存施設の維持管理を行うとともに、利用のなくなった施設については、用途廃止等を検討する

④ 今後の具体的な方向性

- ・ 農業用施設（ため池、水路、井堰等）が老朽化や災害等により損傷した場合、施設利用上危険な箇所を最優先に改修等を実施します。次いで、災害が発生する頻度、他の施設に影響を及ぼす恐れがある施設、施設の利用状況により、改修等の優先順位を定めます。
- ・ 施設の点検については、ため池等の施設を利用する農業者により、国、県の点検・診断の方針に基づき実施します。
- ・ ため池、水路等の草刈り、簡易的な補修は地元管理の中で行い、補修等の工事及び補修等に必要な材料支給は市が行います。

- ・ 環境や景観に配慮しながら農地や農業用施設等の維持管理を行うための事業である「多面的機能支払交付金事業」を推進し、農業用施設の点検や維持管理を市民協働で実施します。
- ・ 豪雨などによる災害発生時は、国補助を活用して復旧を行います。
- ・ 利用がなくなった施設は、用途廃止について検討します。

⑤ 第1期における対策費用（概算）

対策内容	費用
工事・材料支給等	661,087 千円

● 排水機場

① 対象施設

施設名称	建物延床面積	主施設の 建築年度	築年数	主施設 の構造	耐震 診断	耐震 補強	指定 管理
浦志排水機場	217.85 m ²	1989	29	RC造	—	不要	
新田排水機場	330.47 m ²	1999	19	SRC造	—	不要	
荻浦排水機場	217.85 m ²	1985	33	RC造	—	不要	
岩本排水機場	135.74 m ²	1986	32	RC造	—	不要	
一貴山排水機場	99.56 m ²	1988	30	RC造	—	不要	
深江排水機場	165.00 m ²	1990	28	RC造	—	不要	
片山排水機場	145.00 m ²	1994	24	RC造	—	不要	
小富士排水機場	273.70 m ²	1988	30	RC造	—	不要	
寺山排水機場	144.66 m ²	1987	31	RC造	—	不要	
排水機場合計	1,729.83 m ²						

凡例) RC造：鉄筋コンクリート造 SRC造：鉄骨鉄筋コンクリート造

—：「新耐震基準」で建築されているため、耐震診断が不要のもの

不要：「新耐震基準」で建築されている、又は旧耐震基準で建築されているが、新耐震基準に準拠している、あるいは耐震診断により耐震性が確保されていたため、耐震補強が不要のもの

② 現状と課題

- ・ 市内で浸水しやすい河川や河口付近の9カ所に、県営事業を活用して設置しています。
- ・ 県営土地改良事業により整備された排水機場は、福岡県が実施主体となり、市は負担金を拠出し、各施設の機能診断と機能保全計画を策定しています。
- ・ 計画策定した施設から順次、2024年度までの計画で、施設の長寿命化や設備の更新などの対策工事を実施しています。

③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針（総合管理計画 P.144）

県営事業により、平成 36 年度までの予定で長寿命化対策を実施しており、その後も県や地元と連携して適正な維持管理を行う

④ 今後の具体的な方向性

※ ➡ は維持

施設名称	方向性		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
	機能	建物												
浦志排水機場	維持	維持	➡											
新田排水機場	維持	改修	➡			改修	改修	改修	➡					
荻浦排水機場	維持	改修	改修	➡										
岩本排水機場	維持	維持	➡											
一貴山排水機場	維持	改修	改修	改修	改修	改修	➡							
深江排水機場	維持	維持	➡											
片山排水機場	維持	改修	➡	改修	改修	改修	改修	➡						
小富士排水機場	維持	維持	➡											
寺山排水機場	維持	維持	➡											

- ・ 何時でも稼働できる状態にしておく必要があるため、定期点検を実施するとともに、運転管理については地元へ委託します。
- ・ 点検の結果及び運転管理者からの報告を基に、適切な修繕工事等を実施します。
- ・ 延命化（修繕）工事終了後、30 年で更新工事を実施することを検討します。
- ・ 施設の更新工事については、国県補助事業を活用し、県営事業により実施します。

⑤ 第1期に取組を実施する施設

施設名	新田排水機場			
取組方針	取組内容			所管課
改修	策定済みの機能保全計画に基づく改修工事を実施し、施設の延命化を図るとともに、水利用の効率化、省力化、安全性の向上を図る。			農林水産課
建築からの経過年数	現 在	19 年	改修時	23 年
現施設の延床面積の推移	改修前	330.47 m ²	改修後	330.47 m ²
備 考	県営事業により 2022 年度から事業開始予定			

施設名	荻浦排水機場			
取組方針	取組内容			所管課
改修	策定済みの機能保全計画に基づく改修工事を実施し、施設の延命化を図るとともに、水利用の効率化、省力化、安全性の向上を図る。			農林水産課
建築からの経過年数	現 在	33 年	改修時	34 年
現施設の延床面積の推移	改修前	217.85 m ²	改修後	217.85 m ²
備 考	県営事業により 2017 年度から事業実施中			

施設名	一貴山排水機場			
取組方針	取組内容			所管課
改修	策定済みの機能保全計画に基づく改修工事を実施し、施設の延命化を図るとともに、水利用の効率化、省力化、安全性の向上を図る。			農林水産課
建築からの経過年数	現 在	30 年	改修時	31 年
現施設の延床面積の推移	改修前	99.56 m ²	改修後	99.56 m ²
備 考	県営事業により 2019 年度から事業開始予定			

施設名	片山排水機場			
取組方針	取組内容			所管課
改修	策定済みの機能保全計画に基づく改修工事を実施し、施設の延命化を図るとともに、水利用の効率化、省力化、安全性の向上を図る。			農林水産課
建築からの経過年数	現 在	24 年	改修時	26 年
現施設の延床面積の推移	改修前	145.00 m ²	改修後	145.00 m ²
備 考	県営事業により 2020 年度から事業開始予定			

⑥ 第1期における対策費用（概算） ※改修、建替え（更新）、解体費用を計上し、事後保全による修繕等は含まない。

対策内容	費 用
改修（延命化）等	260,181 千円

● 都市公園（公園）

① 対象施設

主な施設名称	箇所数	面積	備考
地区公園	1カ所	76,291 m ²	笹山公園。主として徒歩圏内に居住する者が利用する公園で、面積が概ね 40,000 m ² を標準とする公園。
近隣公園	12カ所	255,706 m ²	加布里公園など。主として近隣に居住する者が利用する公園で、面積が概ね 20,000 m ² 以上を標準とする公園。
都市緑地	7カ所	28,622 m ²	南風台緑地など。主として都市の自然環境の保全並びに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地。
街区公園	222カ所	159,479 m ²	主として街区に居住する者が利用する公園。本市では開発行為 ²⁰ に伴い設置された小規模な開発公園 ²¹ が 193カ所と多い。
都市公園合計	242カ所	520,098 m ²	

② 現状と課題

- ・ 市の都市計画区域²²内の公園設置箇所数は、県内で上位に位置していますが、開発公園のように面積が小さい公園が多く、市民 1 人あたりの公園面積は、全国、県の水準を下回っている状況です。
- ・ 公園施設の老朽化が全体的に進行し、部分修繕による対応を行っています。
- ・ 昭和 40～50 年代に設置した公園の樹木が成長過多となり、隣地に枝や根が伸びており、近年苦情が多く寄せられているため、早急な対応が必要です。
- ・ 今後、昭和 50 年代以降に設置された遊具の修繕、撤去、新規設置、及びトイレの改修、更新に係る費用が増大していくことが見込まれます。
- ・ 遊具については安全性に問題がある場合、地元と協議のうえ撤去しているものもあります。
- ・ 維持管理については概ね 1,000 m²を超える公園で、指定管理者制度を導入しています。また、地元行政区やボランティア団体による清掃活動等も実施されている状況です。
- ・ 指定管理をしている公園は、毎月 1 回、点検会員による巡回を実施し、軽微な修繕については即対応しています。

²⁰ 主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を行うこと。都市計画法で定義される。

²¹ 都市計画法により、開発行為の際に設置が義務付けられている公園、緑地又は広場。

²² 農林漁業との調和を図りながら、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するために指定するもの。指定により、都市計画法による土地利用の規制が及び、都市の骨格となる道路や公園、下水道などの都市施設を定めることができる。本市には二つの都市計画区域があり、福岡広域都市計画区域は区域区分（線引き）を決定している。二丈都市計画区域は区域区分（線引き）の決定はしていないが、用途地域を定めている。

③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針（総合管理計画 P.146）

市民1人あたり面積が、国や県の平均的な水準よりも低いため、新設も含め、既存の小規模公園の統廃合等を検討する

④ 今後の具体的な方向性

- ・ 遊具の更新については、原則、毎月選任者による点検を実施している指定管理者が管理している、概ね1,000㎡以上の都市公園²³を対象とします。
- ・ その他の公園については現存する遊具の改修のみを実施し、耐用年限を超えたものは撤去し、原則再設置は行わないこととします。
- ・ フェンス、園庭、入口、擁壁等の公園施設は、健全度が低く、緊急性の高いものから順に、改修のみを実施します。
- ・ 遊具（施設）等の点検は、3年に1回、専門業者への委託により実施します。委託点検の間の2年間は、1年に1回職員による目視、触診、打診による点検を実施します。
- ・ 成長過多となっている樹木については可能な限り伐採し、周辺環境へ配慮するとともに、外部からの見通しを良くすることでの犯罪抑制、及び後年度の剪定等にかかる費用負担の軽減を図ります。

⑤ 第1期における対策費用（概算）

対策内容	費用
改修・更新等	847,827 千円

²³ 都市公園法に定められる公園、緑地又は広場。

● 都市公園（公園公衆便所等）

① 対象施設

施設名称	建物延床面積	主施設の 建築年度	築年数	主施設 の構造	耐震 診断	耐震 補強	指定 管理
公園公衆便所等	1,794.37 m ²	1978 ～2014	4～40	RC、CB、 W造等	一部 対象外	一部 対象外	○ (一部)
公園公衆便所等合計	1,794.37 m ²						

凡例) RC造：鉄筋コンクリート造 CB造：コンクリートブロック造、W造：木造

対象外：「糸島市建築物耐震改修促進計画」により、耐震診断・耐震補強の対象外であるもの

○：指定管理者制度を導入しているもの

② 現状と課題

- ・ 地区公園、近隣公園、及び概ね 1,000 m²を超える街区公園に、公衆便所を設置しているほか、公園によっては倉庫や管理棟などを設置しています。
- ・ 施設全体の約 8 割が築 20 年以上経過しており、今後、改修や建替え（更新）、廃止を含めた検討が必要です。

③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針（総合管理計画 P.149）

公園施設全体の計画的な管理が必要なため、長寿命化計画等の策定を検討する

④ 今後の具体的な方向性

※ ➡ は維持

施設名称	方向性		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030		
	機能	建物														
高田東公園 公衆便所	維持	改修	➡										改修	➡		
潤公園公衆便所	維持	改修	➡								改修	➡				
波多江コミュニティ 広場公衆便所	維持	維持	➡													
浦志公園 公衆便所	維持	改修	➡							改修	➡					

※ → は維持

施設名称	方向性		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030		
	機能	建物														
前原北公園 公衆便所	維持	維持	→													
笹山公園 公衆便所	維持	維持	→													
丸田池公園 公衆便所	維持	維持	→													
丸田公園 公衆便所	廃止	解体	→		解体											
前原中央公園 公衆便所	維持	改修	→		改修	→										
笹山公園 公衆便所	維持	改修	→											改修	→	
荻浦はな咲公園 公衆便所	維持	改修	→											改修		
篠原公園 公衆便所	維持	改修	→						改修	→						
宮地岳自然公園 公衆便所	維持	更新	→							更新	→					
浜の園公園 公衆便所	維持	維持	→													
神在公園 公衆便所	維持	改修	→					改修	→							
かぶりんぱーく 公衆便所	維持	維持	→													
加布里公園 公衆便所	維持	改修	→		改修	→										
曽根中央公園 公衆便所	維持	維持	→													
平原歴史公園 公衆便所①	維持	維持	→													
瑞梅寺登はん場 跡管理棟	廃止	解体	→								解体					
瑞梅寺登はん場 跡倉庫	廃止	解体	→								解体					
瑞梅寺ダム下 公園公衆便所	廃止	解体	→									解体				
日向峠さくらの里 公園公衆便所	維持	更新	→		更新	→										

※ ➡ は維持

施設名称	方向性		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
	機能	建物													
福吉しおさい公園 東屋	廃止	解体	➡										解体		
福吉しおさい公園 公衆便所	維持	改修	➡										改修	➡	
二丈コミュニティ ラザ公衆便所	維持	維持	➡												
歴史の里曲り田スポ ーツ公園東屋南	維持	維持	➡												
歴史の里曲り田スポ ーツ公園東屋東	維持	維持	➡												
歴史の里曲り田スポ ーツ公園公衆便所	維持	維持	➡												
志摩中央公園「ふ れあいプロムナード」 休憩所	維持	維持	➡												
志摩中央公園 公衆便所	維持	維持	➡												
芥屋の大門公園 塵芥集積所	維持	維持	➡												
芥屋の大門公園 公衆便所	維持	維持	➡												
芥屋の大門公園 倉庫建	維持	維持	➡												
芥屋の大門公園 休憩所	維持	改修	➡						改修	➡					
芥屋の大門公園 相撲場	維持	改修	➡									改修	➡		
平原歴史公園 公衆便所②	維持	維持	➡												

- ・ 概ね 1,000 m²以上の広さがあり、レクリエーションや地域行事等で長時間の利用がある公園について、トイレの設置を検討します。なお、設置後の地元協力が得られることも条件とします。
- ・ 利用頻度の低い施設や近隣に利用可能な施設がある場合、施設廃止を進めます。
- ・ 現在トイレがある公園については全て指定管理者による運営管理を行っており、今後も継続します。
- ・ 和式便器のみのトイレについては、洋式便器への改修を年次ごとに進めます。
- ・ 木造トイレは設置から 35 年、コンクリートブロック造及び鉄筋コンクリート造のトイレは 50 年で建替え（更新）を検討します。

- ・ 指定緊急避難所に指定されている公園のトイレは、今後も継続して維持します。

⑤ 第1期に取組を実施する施設

施設名	高田東公園公衆便所			
取組方針	取組内容			所管課
改修	2028年度を目途に、トイレを洋式化するための改修工事を実施する。			施設管理課
建築からの経過年数	現在	23年	改修時	33年
現施設の延床面積の推移	改修前	15.00 m ²	改修後	15.00 m ²
備考				

施設名	潤公園公衆便所			
取組方針	取組内容			所管課
改修	2026年度を目途に、トイレを洋式化するための改修工事を実施する。			施設管理課
建築からの経過年数	現在	24年	改修時	32年
現施設の延床面積の推移	改修前	25.07 m ²	改修後	25.07 m ²
備考				

施設名	浦志公園公衆便所			
取組方針	取組内容			所管課
改修	2025年度を目途に、トイレを洋式化するための改修工事を実施する。			施設管理課
建築からの経過年数	現在	25年	改修時	32年
現施設の延床面積の推移	改修前	21.00 m ²	改修後	21.00 m ²
備考				

施設名	丸田公園公衆便所			
取組方針	取組内容			所管課
【機能】廃止 【建物】解体	新庁舎整備に伴い、2021年度を目途として施設廃止を進める。			施設管理課
建築からの経過年数	現 在	40年	解体時	43年
現施設の延床面積の推移	解体前	5.30 m ²	解体後	0.00 m ²
備 考				

施設名	前原中央公園公衆便所			
取組方針	取組内容			所管課
改修	2021年度を目途に、トイレを洋式化するための改修工事を実施する。			施設管理課
建築からの経過年数	現 在	30年	改修時	33年
現施設の延床面積の推移	改修前	36.00 m ²	改修後	36.00 m ²
備 考				

施設名	笹山公園公衆便所			
取組方針	取組内容			所管課
改修	2029年度を目途に、トイレを洋式化するための改修工事を実施する。			施設管理課
建築からの経過年数	現 在	22年	改修時	33年
現施設の延床面積の推移	改修前	20.00 m ²	改修後	20.00 m ²
備 考				

施設名	荻浦はな咲公園公衆便所			
取組方針	取組内容			所管課
改修	2030年度を目途に、トイレを洋式化するための改修工事を実施する。			施設管理課
建築からの経過年数	現在	20年	改修時	32年
現施設の延床面積の推移	改修前	18.00 m ²	改修後	18.00 m ²
備考				

施設名	篠原公園公衆便所			
取組方針	取組内容			所管課
改修	2024年度を目途に、トイレを洋式化するための改修工事を実施する。			施設管理課
建築からの経過年数	現在	26年	改修時	32年
現施設の延床面積の推移	改修前	19.96 m ²	改修後	19.96 m ²
備考				

施設名	宮地岳自然公園公衆便所			
取組方針	取組内容			所管課
建替え（更新）	2025年度を目途に、トイレの建替え（更新）工事を実施する。			施設管理課
建築からの経過年数	現在	28年	建替え時	35年
現施設の延床面積の推移	建替え前	16.00 m ²	建替え後	16.00 m ²
備考				

施設名	神在公園公衆便所			
取組方針	取組内容			所管課
改修	2023年度を目途に、トイレを洋式化するための改修工事を実施する。			施設管理課
建築からの経過年数	現在	27年	改修時	32年
現施設の延床面積の推移	改修前	19.00 m ²	改修後	19.00 m ²
備考				

施設名	加布里公園公衆便所			
取組方針	取組内容			所管課
改修	2022年度を目途に、トイレを洋式化するための改修工事を実施する。			施設管理課
建築からの経過年数	現在	28年	改修時	32年
現施設の延床面積の推移	改修前	23.00 m ²	改修後	23.00 m ²
備考				

施設名	瑞梅寺登はん場跡管理棟			
取組方針	取組内容			所管課
【機能】廃止 【建物】解体	施設の老朽化及び利用頻度等を考慮し、2026年度を目途として施設廃止を進める。			施設管理課
建築からの経過年数	現在	27年	解体時	35年
現施設の延床面積の推移	解体前	24.00 m ²	解体後	0.00 m ²
備考				

施設名	瑞梅寺登はん場跡倉庫			
取組方針	取組内容			所管課
【機能】廃止 【建物】解体	施設の老朽化及び利用頻度等を考慮し、2026年度を目途として施設廃止を進める。			施設管理課
建築からの経過年数	現 在	25年	解体時	33年
現施設の延床面積の推移	解体前	9.93 m ²	解体後	0.00 m ²
備 考				

施設名	瑞梅寺ダム下公園公衆便所			
取組方針	取組内容			所管課
【機能】廃止 【建物】解体	施設利用頻度等を考慮し、2027年度を目途として施設廃止を進める。			施設管理課
建築からの経過年数	現 在	15年	解体時	24年
現施設の延床面積の推移	解体前	6.42 m ²	解体後	0.00 m ²
備 考				

施設名	日向峠さくらの里公園公衆便所			
取組方針	取組内容			所管課
建替え（更新）	2021年度を目途に、トイレの建替え（更新）工事を実施する。			施設管理課
建築からの経過年数	現 在	32年	建替え時	35年
現施設の延床面積の推移	建替え前	11.52 m ²	建替え後	11.52 m ²
備 考				

施設名	福吉しおさい公園東屋			
取組方針	取組内容			所管課
【機能】廃止 【建物】解体	施設の老朽化等を考慮し、2028年度を目途として施設廃止を進める。			施設管理課
建築からの経過年数	現 在	40年	解体時	50年
現施設の延床面積の推移	解体前	30.00 m ²	解体後	0.00 m ²
備 考				

施設名	福吉しおさい公園公衆便所			
取組方針	取組内容			所管課
改修	2027年度を目途に、トイレを洋式化するための改修工事を実施する。			施設管理課
建築からの経過年数	現 在	23年	改修時	32年
現施設の延床面積の推移	改修前	32.00 m ²	改修後	32.00 m ²
備 考				


施設名	芥屋の大門公園休憩所			
取組方針	取組内容			所管課
改修	2025年度を目途に、施設の老朽化対策として、改修工事を実施する。			施設管理課
建築からの経過年数	現 在	23年	改修時	30年
現施設の延床面積の推移	改修前	51.86 m ²	改修後	51.86 m ²
備 考				

施設名	芥屋の大門公園相撲場			
取組方針	取組内容			所管課
改修	2027年度を目途に、施設の老朽化対策として、改修工事を実施する。			施設管理課
建築からの経過年数	現 在	21年	改修時	30年
現施設の延床面積の推移	改修前	33.64 m ²	改修後	33.64 m ²
備 考				

⑥ 第1期における対策費用（概算） ※改修、建替え（更新）、解体費用を計上し、事後保全による修繕等は含まない。

対策内容	費 用
改修・解体・建替え	53,200 千円

● 公共交通関連施設

① 対象施設 

施設名称	建物延床面積	主施設の 建築年度	築年数	主施設 の構造	耐震 診断	耐震 補強	指定 管理
筑前前原駅自由通路	268.00 m ²	1999	19	RC造	—	不要	
筑前前原駅公衆便所 南北	83.00 m ²	1999	19	RC造	—	不要	
筑前前原駅ビデオ監視 室	6.00 m ²	1999	19	RC造	—	不要	
美咲が丘駅自由通路	85.00 m ²	1995	23	RC造	—	不要	
福吉駅自由通路	390.00 m ²	1996	22	RC造	—	不要	
福吉駅公衆便所	22.50 m ²	1996	22	RC造	—	不要	
筑前深江駅自由通路	256.94 m ²	2017	1	S造	—	不要	
筑前深江駅公衆便所	13.45 m ²	2017	1	RC造	—	不要	
糸島高校前駅 自由通路	264.97 m ²	2018	0	S造	—	不要	
糸島高校前駅 公衆便所南北	25.06 m ²	2018	0	RC造	—	不要	
インフォメーションセンター	34.00 m ²	1996	22	RC造	—	不要	
志摩芥屋地区バス停 (3カ所)	37.50 m ²	1970	48	CB、S造	対象外	対象外	
公共交通関連施設 合計	1,486.42 m ²						

凡例) RC造：鉄筋コンクリート造 CB造：コンクリートブロック造 S造：鉄骨造

—：「新耐震基準」で建築されているため、耐震診断が不要のもの

不要：「新耐震基準」で建築されている、又は旧耐震基準で建築されているが、新耐震基準に準拠している、あるいは耐震診断により耐震性が確保されていたため、耐震補強が不要のもの

対象外：「糸島市建築物耐震改修促進計画」により、耐震診断・耐震補強の対象外であるもの

② 現状と課題 [見直し](#)

- ・ 現在市内にはJRの10駅が設置されており、糸島高校前駅、筑前前原駅、美咲が丘駅、筑前深江駅、福吉駅の5駅に、自由通路を中心とした駅関連施設を設置しています。
- ・ 志摩芥屋地区では、路線バスのバス停（待合所）を3カ所設置しています。
- ・ 平成29年度の3駅の1日当たりの利用者数は、約17,200人（筑前前原駅：14,300人、美咲が丘駅：2,000人、福吉駅：900人）となっています。
- ・ 筑前前原駅公衆便所は不特定多数が利用するため、器物破損等での修繕対応が多発しており、事後修繕の繰り返しとなっている状況です。また、多目的トイレ以外の便器は和式であり、洋式化への対応が必要です。
- ・ 福吉駅公衆便所は雨漏りが発生しており、早急な対応が必要です。
- ・ インフォメーションセンターは福吉駅内に設置している施設であり、市の観光パンフレット等の配架とともに、通学で福吉駅を利用する児童・生徒の待合室としても利用されています。
- ・ 志摩芥屋地区バス停を除く各施設はJR駅舎と連結しているため、駅舎と併せた長寿命化計画の策定が必要です。

③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針（総合管理計画 P.152）

平成30年度を目途に、新駅周辺整備事業等が完了予定であり、その後は施設の適正な管理を実施する

④ 今後の具体的な方向性 [見直し](#)

※ は維持

施設名称	方向性		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
	機能	建物													
筑前前原駅 自由通路	維持	改修											改修	改修	
筑前前原駅 公衆便所南北	維持	改修											改修	改修	
筑前前原駅 ビデオ監視室	維持	改修											改修	改修	
美咲が丘駅 自由通路	維持	改修							改修	改修					
福吉駅自由通路	維持	改修							改修	改修					

※ ➡ は維持

施設名称	方向性		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
	機能	建物												
福吉駅公衆便所	維持	改修	➡		改修	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡
インフォメーションセンター	維持	改修	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	改修	改修	➡	➡	➡
筑前深江駅自由通路	維持	維持	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡
筑前深江駅公衆便所	維持	維持	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡
糸島高校前駅自由通路	維持	維持	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡
糸島高校前駅公衆便所南北	維持	維持	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡
志摩芥屋地区バス停（3カ所）	維持	維持	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡

- ・ 各自由通路については、施設の基礎や骨格等は橋りょうとして、J Rと共同で改修等を実施します。
- ・ 自由通路の路面や階段、及びエレベーター等については市単独で維持します。
- ・ ビデオ監視室は市の専用施設であり、今後も市単独で維持管理、修繕等を実施します。
- ・ 福吉駅公衆便所は一般の駅利用者の使用は少ないため、南口を車椅子で利用する人の使用を考慮し、多目的トイレを主体に設置することとします。
- ・ インフォメーションセンターの内外壁、屋根、照明、トイレ等は今後も市単独で維持します。
- ・ 志摩芥屋地区バス停については、今後も適正な維持管理に努めます。

⑤ 第1期に取組を実施する施設

施設名	筑前前原駅自由通路			
取組方針	取組内容			所管課
改修	建築から30年を経過する2029、2030年度を目途に、改修工事を実施する。			施設管理課
建築からの経過年数	現在	19年	改修時	30年
現施設の延床面積の推移	改修前	268.00㎡	改修後	268.00㎡
備考	改修にあたっては、J Rとの協議・調整が必要			

施設名	筑前前原駅公衆便所南北			
取組方針	取組内容			所管課
改修	建築から30年を経過する2029、2030年度を目途に、改修工事を実施する。			施設管理課
建築からの経過年数	現在	19年	改修時	30年
現施設の延床面積の推移	改修前	83.00 m ²	改修後	83.00 m ²
備考	改修にあたっては、JRとの協議・調整が必要			

施設名	筑前前原駅ビデオ監視室			
取組方針	取組内容			所管課
改修	建築から30年を経過する2029、2030年度を目途に、改修工事を実施する。			施設管理課
建築からの経過年数	現在	19年	改修時	30年
現施設の延床面積の推移	改修前	6.00 m ²	改修後	6.00 m ²
備考	改修にあたっては、JRとの協議・調整が必要			

施設名	美咲が丘駅自由通路			
取組方針	取組内容			所管課
改修	建築から30年を経過する2025、2026年度を目途に、改修工事を実施する。			施設管理課
建築からの経過年数	現在	23年	改修時	30年
現施設の延床面積の推移	改修前	85.00 m ²	改修後	85.00 m ²
備考	改修にあたっては、JRとの協議・調整が必要			

施設名	福吉駅自由通路			
取組方針	取組内容			所管課
改修	建築から 30 年を経過する 2026、2027 年度を目途に、改修工事を実施する。			施設管理課
建築からの経過年数	現 在	22 年	改修時	30 年
現施設の延床面積の推移	改修前	390.00 m ²	改修後	390.00 m ²
備 考	改修にあたっては、J R との協議・調整が必要			

施設名	福吉駅公衆便所			
取組方針	取組内容			所管課
改修	雨漏りへの対応及び多目的トイレの引戸や蛍光灯器具の更新時期であるため、2021 年度を目途に、改修工事を実施する。			施設管理課
建築からの経過年数	現 在	22 年	改修時	25 年
現施設の延床面積の推移	改修前	22.50 m ²	改修後	22.50 m ²
備 考				

施設名	インフォメーションセンター			
取組方針	取組内容			所管課
改修	建築から 30 年を経過する 2026、2027 年度を目途に、改修工事を実施する。			施設管理課
建築からの経過年数	現 在	22 年	改修時	30 年
現施設の延床面積の推移	改修前	34.00 m ²	改修後	34.00 m ²
備 考	インフォメーションセンター内に設置しているトイレは男女とも和式であり、洋式化の要望があるため、2026 年度の改修前に便器交換工事を実施する。			

⑥ 第1期における対策費用（概算） ※改修、建替え（更新）、解体費用を計上し、事後保全による修繕等は含まない。

対策内容	費用
改修	174,400 千円

(2) 都市関連施設：漁港

● 漁港

① 対象施設

漁港名称	係留施設の延長	外郭施設の延長
加布里	992 m	870 m
福吉	781 m	1,477 m
深江	505 m	1,983 m
大入	0 m	1,187 m
鹿家	0 m	93 m
姫島	601 m	1,445 m
芥屋（福ノ浦含む）	422 m	1,201 m
岐志（新町含む）	1,049 m	2,329 m
船越	1,120 m	994 m
野北	1,314 m	1,204 m
漁港合計	6,784 m	12,783 m

② 現状と課題

- ・ 市が管理する漁港数は県内でも多い状況であり、港内の静穏度²⁴不足や老朽化している漁港があるなど、全てのニーズに対応できていない状況です。
- ・ 平成 30 年度までに全ての漁港ごとに「漁港機能保全計画」（以下、「保全計画」という。）を策定したため、今後は各保全計画に基づき、計画的な整備改修に取り組む必要があります。

²⁴ 港湾における航路、泊地の静穏の度合いをいう。港湾内における船舶の安全かつ円滑な操船、停泊及び係留を可能とするため防波堤などを建設して、外洋の波の侵入を防ぎ静穏度を確保して、港湾施設の利用率を向上させる。

③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針（総合管理計画 P.155）

既存漁港の維持管理を行うとともに、適正な機能、規模による漁港のあり方を検討する

④ 今後の具体的な方向性

- ・ 保全計画に基づき、計画的な改修を実施します。
- ・ 保全計画策定時に判定した施設の健全度が低く、老朽化が進んでいる施設を優先し、計画に基づく改修等の対策を実施します。
- ・ 保全計画では、施設の健全度を「A」、「B」、「C」、「D」の4段階で判定しており、老朽化が激しく健全度が低いとされる「A」判定施設から優先して改修を進めます。
- ・ 健全度「B」判定以上の施設については診断結果を基に、施設の種類、老朽化の程度、漁港のバランス等を考慮し、対策の優先順位を決定した計画に基づき改修を実施します。
- ・ 健全度が高い施設については、予防保全型の維持管理を実施することで、施設の長寿命化及び更新等にかかるコストの平準化と縮減を図ります。
- ・ 改修等の対策については、国庫補助金等を活用して実施します。
- ・ 目視による日常点検を毎年実施することで、老朽化の進行状況及び新たな老朽箇所等の把握に努めます。
- ・ 保全計画見直しのため、10年ごとの定期点検を実施します。

⑤ 第1期における対策費用（概算）

対策内容	費用
改修等	1,366,830 千円

(3) 公営企業会計施設：上水道施設

● 上水道（水道管）

① 対象施設

年代別整備状況	導水管	送水管	配水管	計
～1970（～S45）	0 m	0 m	574 m	574 m
1971～1980（S46～55）	2,208 m	7,887 m	89,447 m	99,542 m
1981～1990（S56～H2）	94 m	1,841 m	143,235 m	145,170 m
1991～2000（H3～12）	3,820 m	9,297 m	172,308 m	185,425 m
2001～2010（H13～22）	883 m	5,469 m	144,102 m	150,454 m
2011～（H23～）	301 m	3,555 m	37,698 m	41,554 m
上水道（水道管）合計	7,306 m	28,049 m	587,364 m	622,719 m

② 現状と課題

- ・ 市の可住地面積 117.9 km²の約 7 割をカバーする 78.8 km²を給水区域とし、水道水を安定供給しています。
- ・ 鉛製給水管の更新事業は平成 28 年度に完了していますが、その他通常の水道管について老朽化が進んでいるため、継続的な更新及び増径等が必要です。
- ・ 今後、災害時における救援活動等の拠点となる重要施設での断水を回避するため、各配水池から施設までの水道管の耐震化整備を行う必要があります。
- ・ 平成 27 年度に水道事業ビジョンを策定しており、このビジョンに基づく実施計画（更新計画）の事業を進めていく必要があります。

③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針（総合管理計画 P.158）

平成 34 年度まで第 8 次拡張事業を実施中であり、平成 27 年度策定済の水道事業ビジョンに基づく実施計画により事業を進める

④ 今後の具体的な方向性

- ・ 平成 27 年度に実施した水道施設のアセットマネジメントを基に、水道事業ビジョンも考慮した更新計画を平成 29 年度に策定。今後、計画的に工事等を実施していきます。
- ・ 会計制度上の水道管の法定耐用年数は 40 年ですが、埋設状況や管種の違いにより、その期間を超えても十分に使用可能な水道管もあるため、実態に即した更新周期を定めます。
- ・ 計画的に管路の漏水調査を実施し、その結果を踏まえ、更新計画の見直しをしていきます。
- ・ 施設の点検については、多くの管路が地中埋設であり、目視では点検できないため、専門業者にて点検を実施します。ただし、職員の点検スキル向上のため、配水量の統計や分析を行い、漏水の有無が判断できるよう取り組みます。
- ・ 市民生活に影響を及ぼす漏水などについては、早急な修繕対応を実施します。
- ・ 学校や病院など、地域防災計画²⁵で重要施設に位置付けている施設への水道管については、耐震継手構造の管により更新を実施します。

※ 耐震継手構造：管の継手部分に伸縮幅を設け、地震の地盤変動に合わせて伸縮・屈曲する機能を持ち、最終的には管の受口と挿し口がかかり合っ管が抜け出さない構造のこと。

⑤ 第1期における対策費用（概算）

対策内容	費用
更新等	4,975,954 千円

²⁵ 災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、市民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的とし、災害に係わる事務又は業務に関し、関係機関及び他の自治体の協力を得て、総合的かつ計画的な対策を定めた計画。

● 上水道（施設）

① 対象施設

施設名称	施設箇所数	主施設の構造	耐震診断	耐震補強	指定管理
上水道倉庫 ※倉庫、ポンプ場	5カ所	S、RC造、 その他	対象外	対象外	
浄水場等 ※浄水場、水源場	14カ所	RC造	対象外	対象外	
水源地等 ※水源、ダム	25カ所	RC造、 その他	対象外	対象外	
配水池等	15カ所	RC造、 その他	対象外	対象外	
上水道（施設）合計	59カ所				

凡例) S造：鉄骨造 RC造：鉄筋コンクリート造

対象外：「糸島市建築物耐震改修促進計画」により、耐震診断・耐震補強の対象外であるもの

② 現状と課題

- ・ 市で管理している施設は水源地である井戸、水源の水を浄化処理する浄水場、浄水場から送られた浄水を一時的に貯留し、需要量に応じて流出制御する配水池等があります。
- ・ 近年は、毎年3～6件程度、老朽化した施設の更新及び改良に取り組んでいます。
- ・ 水源地は古くに整備されたものも多く、老朽化しているため、継続的な更新、維持補修が必要です。
- ・ 施設の点検・維持管理は委託していますが、修繕工事等については職員が対応しています。

③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針（総合管理計画 P.160）

平成34年度まで第8次拡張事業を実施中であり、平成27年度策定済の水道事業ビジョンに基づく実施計画により事業を進める

④ 今後の具体的な方向性

- ・ 上水道倉庫等の施設については職員での目視点検が可能であるため、従来どおり適宜点検を行い、不具合等があればその都度修繕を実施します。
- ・ ポンプ等の機器類については、委託業者による定期点検を実施します。
- ・ 災害に備え、防災用資材等を保管する倉庫の新設を平成31年度に計画しており、その施設内に現倉庫内の資機材も格納できるよう検討します。

- ・ ポンプ場は移設ができないため、現在の場所で引き続き運転を行うこととし、その更新については定期点検の中で実施し、今後も施設の長寿命化を図ります。
- ・ 浄水場等の施設内にはろ過装置や紫外線処理設備など、特殊な機器が多く、故障の頻度もさまざまであるため、委託業者による定期点検を実施し、不具合がある機器については、その都度修繕を行います。
- ・ 水源地等の主な施設は浄水場へ水を送るポンプであり、故障が発生すると安定的な水道水の供給ができなくなるため、自主点検を実施し、不具合がある機器については、その都度修繕を行います。
- ・ 配水池から各家庭等に水道水を供給するため、職員で定期的に外壁等の目視点検を行い、不具合があるときは早急に補修等の対応を行います。
- ・ 浄水場、水源地、配水池等については、平成 29 年度に策定した水道施設更新計画に基づき、施設の統廃合やダウンサイジングなどを検討し、その計画に基づき更新工事等を実施します。

※ ダウンサイジング：小規模な水道施設を廃止し、施設規模の適正化を図ること。

⑤ 第1期における対策費用（概算） ※改修、建替え（更新）、解体費用を計上し、事後保全による修繕等は含まない。

対策内容	費用
修繕・更新等	371,074 千円

(4) 公営企業会計施設：下水道施設

● 下水道（下水道管）

① 対象施設

年代別整備状況	公共下水道	特定環境保全 公共下水道	農業集落 排水	漁業集落 排水	計
1981～1990 (S56～H2)	38,353m	0m	0m	1,466m	39,819m
1991～2000 (H3～12)	141,832m	10,026m	7,687m	0m	159,545m
2001～2010 (H13～22)	103,480m	285m	31,323m	0m	135,088m
2011～ (H23～)	24,905m	0m	26,540m	60m	51,505m
下水道（下水道管）合計	308,570m	10,311m	65,550m	1,526m	385,957m

② 現状と課題

- ・ 現在、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業²⁶、農業集落排水事業²⁷、漁業集落排水事業²⁸及び個別排水処理施設整備事業²⁹の5事業による整備を進めており、計画区域については、2035年度までに整備完了予定です。
- ・ 平成29年度末現在、下水道面積整備率は、公共下水道（85.7%）、特定環境保全公共下水道（96.6%）、農業集落排水（96.9%）、漁業集落排水（100%）、個別排水処理（30.6%）です。
- ・ 下水道管の標準耐用年数は50年ですが、現時点では敷設から50年を経過していないため、今後、長寿命化計画等の検討が必要です。

③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針（総合管理計画 P.164）

平成47年度に計画区域の整備完了を予定しており、平成27年度策定済の汚水処理構想に基づくアクションプランにより事業を進める

²⁶ 公共下水道のうち市街化区域以外において設置されるもので、自然公園区域内の水質保全のために施工するものや処理対象人口が概ね1,000人未満で水質保全上特に必要な地区において施工されるものなどがある。

²⁷ 農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理するもの。

²⁸ 漁業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理するもの。

²⁹ 合併浄化槽を各戸に整備し、汚水処理を行うもの。

④ 今後の具体的な方向性

- ・ 下水道管の標準耐用年数は 50 年ですが、埋設状況や管種の違いにより、その期間を超えても十分に使用可能な下水道管もあるため、実態に即した更新周期を定めます。
- ・ 段差、落差の大きい箇所、圧送管吐出先、伏せ越し下流吐部の腐食する恐れの高い箇所については、2018 年度から調査を実施し、優先的に維持、管理、修繕等を計画します。
- ・ 現時点では供用開始から 27 年が経過し、標準耐用年数を経過していないため点検は実施していませんが、今後は業者委託による点検を実施します。
- ・ 点検については「状態保存」、「時間保全」、「事後保全」に分けて実施します。
- ・ 今後、2021 年度を目途に、施設の長寿命化に関する計画を策定します。

※ 圧送管吐出先：汚水をポンプで汲み上げて送水し、吐き出す場所

※ 伏せ越し下流吐部：下水管を河川等の障害物の下に通し、汚水を吐き出す場所

※ 状態保存：施設・設備の劣化状況や動作状況の確認を行い、その状態に応じて対策を行う管理方法

※ 時間保全：施設・設備の特性に応じて、あらかじめ定めた周期（目標耐用年数等）により、対策を行う管理方法

⑤ 第1期における対策費用（概算）

対策内容	費用
修繕等	108,000 千円

● 下水道（施設）

① 対象施設

施設名称	建物延床面積	主施設の 建築年度	築年数	主施設 の構造	耐震 診断	耐震 補強	指定 管理
前原下水管理センター	4,706.31 m ²	1988	30	RC造	—	不要	
黒磯浄化センター	92.60 m ²	1995	23	RC造	—	不要	
農業集落排水施設 (4カ所)	622.60 m ²	2001 ~2011	7~17	RC造	—	不要	
姫島浄化センター	150.00 m ²	1992	26	RC造	—	不要	
下水道（施設）合計	5,571.51 m ²						

凡例) RC造：鉄筋コンクリート造

—：「新耐震基準」で建築されているため、耐震診断が不要のもの

不要：「新耐震基準」で建築されている、又は旧耐震基準で建築されているが、新耐震基準に準拠している、あるいは耐震診断により耐震性が確保されていたため、耐震補強が不要のもの

② 現状と課題

- ・ 市内全域で、下水道の最終処理施設を7カ所設置しています。（公共下水道：前原下水管理センター、特定環境保全公共下水道：黒磯浄化センター、農業集落排水：4カ所、漁業集落排水：姫島浄化センター）
- ・ 前原下水管理センターは平成24年度に長寿命化計画を策定し、平成30年度までに第1期更新工事が完了し、平成31年度より、第2期の長寿命化計画（ストックマネジメント）を策定します。
- ・ 公共下水道は年々区域が拡大し、汚水処理量が増加しているため、既存処理施設の更新や増設等を検討する必要があります。
- ・ 黒磯浄化センター及び農業集落排水施設は適正な管理を行いながら、築20年を経過する時期を目途に、長寿命化や設備更新計画等を策定する必要があります。
- ・ 姫島浄化センターは平成23年度から平成24年度にかけて、更新工事を実施済みです。

③ 総合管理計画において定めたマネジメント方針（総合管理計画 P.168）

平成47年度に計画区域の整備完了を予定しており、平成27年度策定済の汚水処理構想に基づくアクションプランにより取組を進める

④ 今後の具体的な方向性

※ ➡ は維持

施設名称	方向性		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
	機能	建物												
前原下水管理センター	維持	改修	➡			改修	改修	改修	改修	改修	➡			
黒磯浄化センター	維持	改修	➡			改修	改修	改修	改修	改修	改修	➡		改修
農業集落排水施設（4カ所）	維持	維持	➡											
姫島浄化センター	維持	改修	➡			改修	改修	➡						

- ・ 終末処理場の移転は困難であるため、今後も各施設の長寿命化に取り組みます。
- ・ 前原下水管理センター及び黒磯浄化センターは、2019年度から2021年度にかけてストックマネジメント計画を策定し、国の交付金を活用しながら施設の長寿命化を図ります。
- ・ 農業集落排水施設及び姫島浄化センターは改築・更新計画を策定し、国の交付金を活用しながら施設の長寿命化を図ります。
- ・ 農業集落排水施設は、将来的に公共下水道への統合が可能な地域については統合を検討します。

⑤ 第1期に取組を実施する施設

施設名	前原下水管理センター			
取組方針	取組内容			所管課
改修	対象施設は処理場、管渠、マンホールポンプで、耐用年数を経過した施設を対象にストックマネジメント計画を策定し、順次長寿命化事業を実施する。			下水道課
建築からの経過年数	現在	30年	改修時	34年
現施設の延床面積の推移	改修前	4,706.31 m ²	改修後	4,706.31 m ²
備考				

施設名	黒磯浄化センター			
取組方針	取組内容			所管課
改修	対象施設は処理場、管渠、マンホールポンプで、耐用年数を経過した施設を対象にストックマネジメント計画を策定し、順次長寿命化事業を実施する。			下水道課
建築からの経過年数	現在	23年	改修時	28年
現施設の延床面積の推移	改修前	92.60 m ²	改修後	92.60 m ²
備考				

施設名	姫島浄化センター			
取組方針	取組内容			所管課
改修	2022、2023年度を目途に、施設の老朽化に対応するための改修工事を実施する。			下水道課
建築からの経過年数	現在	26年	改修時	30年
現施設の延床面積の推移	改修前	150.00 m ²	改修後	150.00 m ²
備考				

⑥ 第1期における対策費用（概算） ※改修、建替え（更新）、解体費用を計上し、事後保全による修繕等は含まない。

対策内容	費用
改修	4,548,360 千円

Ⅲ アクションプランの推進に向けて

1 第1期における目標

(1) 公共建築物 見直し

総合管理計画において、公共建築物は現在保有している延床面積の総量を **25%削減**することを目標としています。

この目標は、計画期間の2017年度から2060年度の44年間で達成する削減目標であるとともに、個別施設の延床面積を25%削減するというものではなく、市が保有する公共建築物の延床面積総量を25%削減するというものです。

今後の公共建築物にかかる改修や建替え（更新）に必要な費用を考慮すると、なるべく早く総量削減に取り組むことが次世代の市民の負担軽減につながるるとともに、将来の大規模改修や建替え（更新）に関する費用不足を解消することになります。ただし、公共施設の削減は市民生活に影響を与えるとともに、人口増加施策に取り組み、現時点で人口が増加している本市において、第1期に大幅な総量削減を進めることは市民サービスの低下を招くなど、現実的ではありません。

したがって、第1期における目標を **1.8%の総量削減**と設定し、その目標達成に向け、取組を進めていくこととします。

なお、第1期の目標達成度を踏まえ、第2期の開始年度である2031年度時点の社会情勢を的確に捉え、第2期における目標を設定することとします。

施設類型	延床面積 (㎡)		増減 (㎡)	増減率
	2019. 3	2031. 3		
市民利用施設	207,505.75	208,320.41	814.66	0.4%
コミュニティセンター	15,159.51	13,873.88	▲1,285.63	▲8.5%
図書館	4,075.25	4,075.25	0.00	0.0%
博物館等	6,312.32	5,241.09	▲1,071.23	▲17.0%
その他施設	8,773.98	13,968.51	5,194.53	59.2%
スポーツ施設	2,843.66	7,374.01	4,530.35	159.3%
産業振興施設	3,583.80	3,279.30	▲304.50	▲8.5%
観光施設	923.62	734.38	▲189.24	▲20.5%
小学校	93,325.40	92,490.40	▲835.00	▲0.9%
中学校	52,722.00	53,082.00	360.00	0.7%
保健衛生施設	2,969.31	2,969.31	0.00	0.0%
健康・社会福祉施設	10,713.91	6,166.93	▲4,546.98	▲42.4%
高齢者福祉施設	1,504.62	781.70	▲722.92	▲48.0%
児童福祉施設	4,598.37	4,283.65	▲314.72	▲6.8%

※「市民利用施設：その他施設」の2031.3の延床面積には、民間によるサービスを提供する施設としての活用を進める現「志摩歴史資料館」（1,321.23 m²）の面積、主に市民が利用する複合施設として活用する現「健康福祉センターふれあい」の改修後の想定面積（3,000.00 m²）と現「糸島市役所新館」（3009.23 m²）の面積を含みます。

施設類型	延床面積（m ² ）		増減（m ² ）	増減率
	2019.3	2031.3		
行政施設	43,836.85	45,605.80	1,768.95	4.0%
庁舎等	15,978.31	18,973.23	2,994.92	18.7%
教育施設	341.53	341.53	0.00	0.0%
消防施設	5,873.12	5,978.85	105.73	1.8%
環境施設	19,639.57	18,926.50	▲713.07	▲3.6%
その他施設	2,004.32	1,385.69	▲618.63	▲30.9%
都市関連施設	22,208.76	19,149.15	▲3,059.61	▲13.8%
市営住宅	22,208.76	19,149.15	▲3,059.61	▲13.8%
その他	10,991.08	6,310.46	▲4,680.62	▲42.6%
その他施設	10,991.08	6,310.46	▲4,680.62	▲42.6%
公共建築物合計	284,542.44	279,385.82	▲5,156.62	▲1.8%

【参考】

第1期アクションプラン期間である2019年度から2030年度までの公共建築物の延床面積の削減目標は1.8%とします。ただし、総合管理計画を策定した2017年度から2018年度にかけ、施設廃止等により公共建築物の延床面積を削減したものがあつたため、上記の目標を達成すると、削減面積は10,683.21 m²となり、削減率は3.7%となります。

（2）インフラ施設

総合管理計画において、インフラ施設は市民生活を支えるライフラインとしての側面を有することからも、適正に維持し続けることが重要で、維持管理費用の削減により持続可能なものにしていく必要があるとしています。

したがって、インフラ施設は今後、予防保全に取り組むとともに、市民生活や市内経済活動上の利用状況等を考慮しながら、計画的・効果的なメンテナンスを施すことにより、可能な限り長寿命化を図り、徹底したライフサイクルコストの削減に努めます。

また、包括委託による維持管理費用の削減等、PPP³⁰／PFI³¹をはじめとする民間

³⁰ Public Private Partnership（公民連携）。公民が連携して、公共サービスの提供を行う枠組み。

³¹ Private Finance Initiative。公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るもの。

活力の活用推進により、施設整備や維持管理・運営の効率化を図り、今後必要となる費用の抑制を図ります。

2 市民参画による取組の推進

市民生活と関わりがある公共施設マネジメントの取組は、市民、議会、及び市が「**今後、現状のまま施設を維持し続けることは困難**」という共通認識のもとに進めることが重要であるため、総合管理計画やアクションプランにおいて定めた内容の周知については、今後も継続して取り組む必要があります。このため、地域での勉強会や出前講座の活用、ときには地域での会合等が開催される際に時間をいただき説明させていただく『**押しかけ講座**』を行うなど、計画等に対する理解促進に努めます。

また、各施設の築年度や延床面積等の「施設概要」、運営日数や利用者数といった「運営・利用状況」、維持管理にかかるコストや収入といった「コスト状況」を取りまとめた「施設カルテ」を毎年更新し、公表することで、公共施設の実態に関する情報についても共有を図るとともに、当該施設のあり方や方向性を検討する基礎的な資料として活用します。

なお、施設の複合、集約、廃止等の施設マネジメント及び市民利用施設の改修時のレイアウト等については説明会及びワークショップ等を適宜開催し、市民が参画する機会を設け、様々なアイデアや意見をいただきながら市民協働により取り組みます。

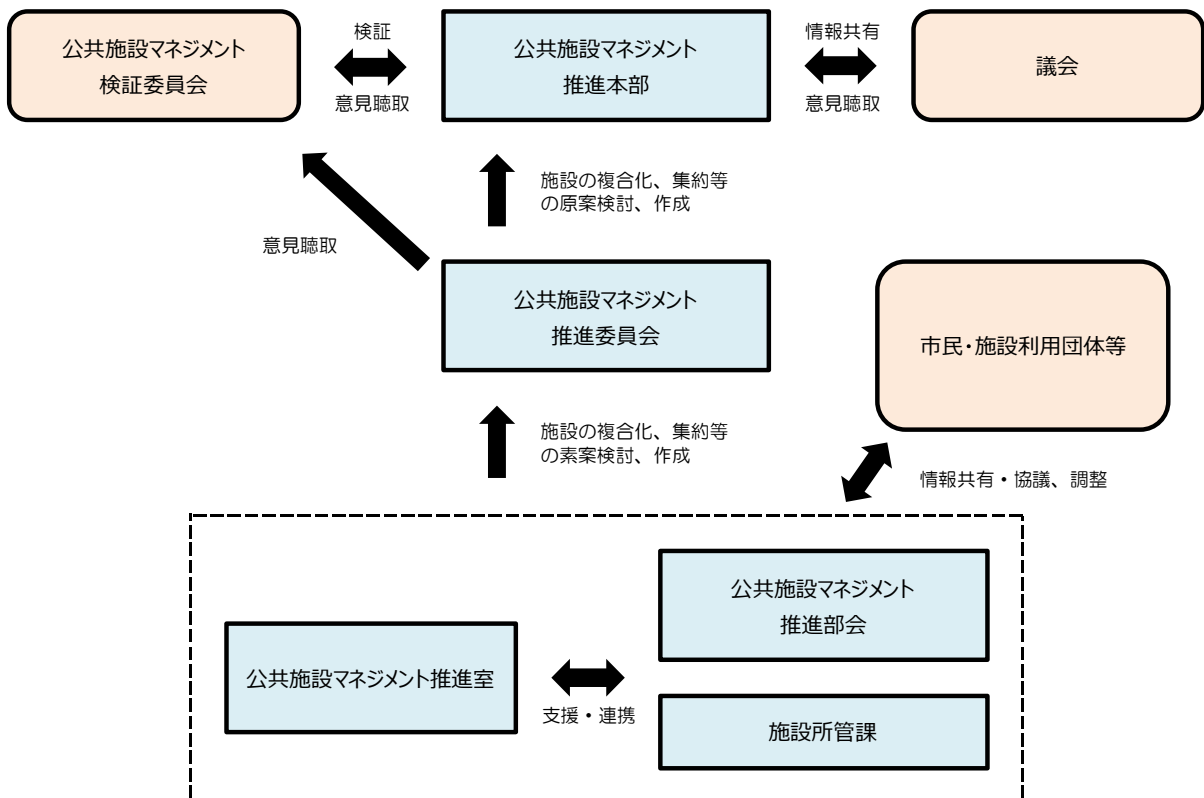
3 取組の推進体制

平成30年度、総務部に公共施設マネジメント推進室を設置し、施設所管課と連携を図りながら市全体の公共施設等を横断的に取りまとめることで、これまでの所管課ごとの施設管理から脱却します。

市内には市長、副市長、教育長と各部長で構成する「公共施設マネジメント推進本部」を設置しており、計画の変更、実施、進行管理、調整等を行い、また、必要に応じて施設所管課の課長等で構成する「公共施設マネジメント推進委員会」、施設所管課の職員で構成する「公共施設マネジメント推進部会」を開催し、全庁的な情報共有及び連携を図ります。

また、市の附属機関として設置しており、有識者や市民で構成する「公共施設マネジメント検証委員会」において意見や取組に対する検証を受け、本アクションプランで定めた取組の推進を図ります。

【推進体制イメージ図】



4 進行管理と見直し

本アクションプランで定めた各施設の対応方針に基づく取組を確実に推進するため、「公共施設マネジメント推進本部」において取組の進捗状況及び設定した数値目標に対する進行管理を行うとともに、PDCAサイクル³²による検証を行います。

また、「公共施設マネジメント検証委員会」において、取組の進捗状況や市が実施している公共施設マネジメントの進め方等についての助言や検証をいただきながら、本取組を進めていきます。

また、総合管理計画及び本アクションプランは、長期総合計画との整合性を保ちながら、本市の人口の推移や財政状況、及びその他の社会情勢など、総合管理計画の前提となる条件が大きく変化した場合は随時必要な見直しを行います。

³² 活動を、計画（PLAN）、実施（DO）、評価（CHECK）、改善（ACTION）の一連のプロセス順に行い、繰り返していくことで、改善を推進していくこと。

5 財政計画との整合

本市においては、現在、第1次糸島市長期総合計画の基本構想に掲げる将来目標人口である**102,000人**の達成に向け、各種の人口増加施策に取り組んでいます。その取組等の成果により、本市の人口は平成28年度から増加に転じ、現在も人口は増加し続けている状況です。

ただし、本市の将来人口を展望した「糸島市人口ビジョン」において、全国的な人口減少や少子高齢化が進行することに伴い、本市においても一旦増加した人口が減少すること、及び少子高齢化の進行が予測されています。

人口減少や少子高齢化の進行は、将来的な税収の減少や扶助費³³等の支出増加による政策的な財源の減少を招きます。そのような中、限られた財源を公共施設等の改修や建替え（更新）ばかりに使うと、他の行政サービス等に重大な影響を与えかねず、また、次世代の糸島市民に対し、負担を押し付けることにもつながります。

そのため、中長期的な財政計画と整合を取り、公共施設等の改修や建替え（更新）については、財政負担の平準化を行い、他の行政サービスやまちの成長のための投資などの経費も確保しつつ、計画的に工夫しながら取組を進めます。

合わせて、適正な受益者負担³⁴に基づく、施設使用料・利用料、水道・下水道料金の設定による経常経費（ランニングコスト）の財源確保を図ります。

なお、公共施設等の改修や建替え（更新）にあたっては、有利な国県補助金や合併推進債³⁵、公共施設等適正管理推進事業債³⁶等の起債の活用を基本とし、財政負担の軽減に努めます。

一方で、これまでと同様に持続可能な財政運営を実現するため、行政資源の有効活用や民間活力、資金の活用など経営的な視点を取り入れることで、新たな歳入増加、歳出削減を図るとともに、規律ある財政運営に取り組めます。

※ 第1期における対策費用（概算）の合計 [見直し](#)

公共建築物	インフラ施設	合計
28,377,268 千円	19,619,629 千円	47,996,897 千円

³³ 高齢者福祉、児童福祉、障害者福祉、生活保護などのために支出する費用。

³⁴ あるサービスを受ける者の受益に応じた負担を求めるもの。自治体では、公共施設の使用料などがある。受益者と非受益者間の公費負担の公平性、公正性を確保するために受益者負担の適正化を図ることが必要。

³⁵ 地方債の1つ。国が市町村合併を推進するためにとる地方財政措置。合併した市町村が、合併市町村基本計画（新市基本計画）に基づき、合併後に実施する公共施設等の整備事業に要する経費を対象に発行される。

³⁶ 地方債の1つ。公共施設等の集約化・複合化・長寿命化対策等を推進するための地方財政措置。財政力が弱い団体であっても必要な取組を着実に実施できるよう、財政力に応じて交付税が措置される。

6 第2期に向けた考え方

総合管理計画に定めた基本理念である「豊かな糸島生活を次世代に継承するための公共施設マネジメント～未来の糸島へ向けた質・量・コストの最適化～」を実現するための取組を効率的・効果的に推進するため、第1期において改修や複合、廃止等の取組対象となっていない施設についても情報を収集し、長期的な視点を持って、第2期（2031年度から2040年度）に実施すべき取組について検討を進めます。

検討にあたっては、全国的に見込まれる人口減少や少子高齢化社会等の本市における進行状況、それに伴う税収の減少等を踏まえた財政状況を考慮するとともに、その時々におけるまちづくりの方向性や市民ニーズ、各施設の利用状況やコスト等を的確に把握します。

また、第1期アクションプラン期間における取組の進捗状況や成果を検証し、課題等に対する方策を第2期アクションプランに反映します。

参考資料 用語の説明（50音順）

	用語	解説
ア行	延命化	施設を長寿命化させるため、適切な施設保全を行うとともに、設備を計画的に更新させること。
カ行	開発行為	主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を行うこと。都市計画法で定義される。
	開発公園	都市計画法により、開発行為の際に設置が義務付けられている公園、緑地又は広場。
	合併推進債	地方債の1つ。国が市町村合併を推進するためにとる地方財政措置。合併した市町村が、合併市町村基本計画（新市基本計画）に基づき、合併後に実施する公共施設等の整備事業に要する経費を対象に発行される。
	旧耐震基準	1981（昭和56）年5月31日までの建築確認（建築確認済証の交付日）において適用されている基準のこと。
	漁業集落排水事業	漁業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理するもの。
	公共施設等	公共施設、公用施設その他の地方公共団体が所有、管理する建築物その他の工作物。 具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理場等）等も含む包括的な概念。
	国県補助金（国県支出金）	特定の事業に対して、一定の割合で国・県から交付される支出金。
	公共施設等適正管理推進事業債	地方債の1つ。公共施設等の集約化・複合化・長寿命化対策等を推進するための地方財政措置。財政力が弱い団体であっても必要な取組を着実に実施できるよう、財政力に応じて交付税が措置される。
	個別排水処理施設整備事業	合併浄化槽を各戸に整備し、汚水処理を行うもの。

カ行	コミュニティセンター	防犯や環境衛生など、地域の課題や問題をその地域に住む人々が自らの知恵と力で解決していこうという「まちづくり活動」を実践するための活動拠点。公民館は社会教育法に基づき運営されるが、コミュニティセンターは本市の条例に基づき運営する。
	コミュニティビジネス	地域の抱える課題を地域住民（市民）が主体となってビジネスの手法を活用し、解決していく活動。
サ行	事後保全	各種機器等が故障等の不具合が発生してから、その都度修理すること。
	指定管理者制度	自治体が公の施設を管理してもらうために、期間を定めて団体を指定すること。指定管理者制度は、それまで自治体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした企業・財団法人・NPO 法人・市民グループなど、法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度。
	集約化	複数の施設を統合すること。特に、同じような種類の施設を統合する場合は、効率的な運営が可能となり、規模を縮小しながらも機能の重点化や充実化を図ることができる。
	受益者負担	あるサービスを受ける者の受益に応じた負担を求めるもの。自治体では、公共施設の使用料などがある。受益者と非受益者間の公費負担の公平性、公正性を確保するために受益者負担の適正化を図ることが必要。
	浚渫	海や河川などの水底の土砂をさらって取り除くこと。
	静穏度	港湾における航路、泊地の静穏の度合いをいう。港湾内における船舶の安全かつ円滑な操船、停泊及び係留を可能とするため防波堤などを建設して、外洋の波の侵入を防ぎ静穏度を確保して、港湾施設の利用率を向上させる。
	新耐震基準	1981（昭和 56）年 6 月 1 日以降の建築確認（建築確認済証の交付日）において適用されている基準のこと。
タ行	地域包括支援センター	いつまでも健やかに住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、介護・健康・福祉・医療・生活などに関する高齢者のための相談窓口のこと。

タ行	地域防災計画	災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、市民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的とし、災害に係わる事務又は業務に関し、関係機関及び他の自治体の協力を得て、総合的かつ計画的な対策を定めた計画。
	長期総合計画	本市が取り組むべき政策・施策の拠りどころとなる計画。第 1 次の計画期間は平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間。 前期基本計画期間 5 年、後期基本計画期間 5 年に分かれている。
	長寿命化	既存施設の定期保全や改修等により、施設の耐久性や機能水準を維持向上させ、長く使用できるようにすること。
	特定環境保全公共下水道	公共下水道のうち市街化区域以外において設置されるもので、自然公園区域内の水質保全のために施工するものや処理対象人口が概ね 1,000 人未満で水質保全上特に必要な地区において施工されるものなどがある。
	都市計画区域	農林漁業との調和を図りながら、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するという都市計画の基本理念を達成するために指定するもの。指定により、都市計画法による土地利用の規制が及び、都市の骨格となる道路や公園、下水道などの都市施設を定めることができる。 本市には二つの都市計画区域があり、福岡広域都市計画区域は区域区分（線引き）を決定している。二丈都市計画区域は区域区分（線引き）の決定はしていないが、用途地域を定めている。
	都市公園	都市公園法に定められる公園、緑地又は広場。
ナ行	農業集落排水事業	農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理するもの。
ハ行	P F I	Private Finance Initiative。 公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るもの。

ハ行	P D C Aサイクル	活動を、計画 (PLAN)、実施 (DO)、評価 (CHECK)、改善 (ACTION) の一連のプロセス順に行い、繰り返していくことで、改善を推進していくこと。
	P P P	Public Private Partnership (公民連携)。公民が連携して、公共サービスの提供を行う枠組み。
	複合化	複数の施設を統合して複数の機能を持った施設とすること。様々な施設の組み合わせが可能で、統合により規模を縮小しながらも機能の拡充が図られ、多様なニーズへの対応や多世代の市民利用などが実現できる。
	扶助費	高齢者福祉、児童福祉、障害者福祉、生活保護などのために支出する費用。
	平準化	凹凸のあるものを均して平らにすること。
ヤ行	ユニバーサルデザイン	すべての人にとって、できる限り利用可能であるように、製品、建物、環境をデザインすること。
	予防保全	各種機器等の保守を故障等の不具合が発生する前に計画的に行うこと。時間 (期間) を基準としたり、状態を基準としたりする方法などがある。
ラ行	ライフサイクルコスト	製品や構造物などの費用を、調達・製造、使用、廃棄の段階をトータルして考えたもの。建物では、計画・設計・施工から、その建物の維持管理、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額をいう。

糸島市公共施設等総合管理計画
第1期アクションプラン
(2021年11月 一部改訂)

2019年3月

総務部 公共施設マネジメント推進室

〒819-1192

福岡県糸島市前原西一丁目1番1号

TEL : 092-332-2096 FAX : 092-324-8355

E-mail : management@city.itoshima.lg.jp